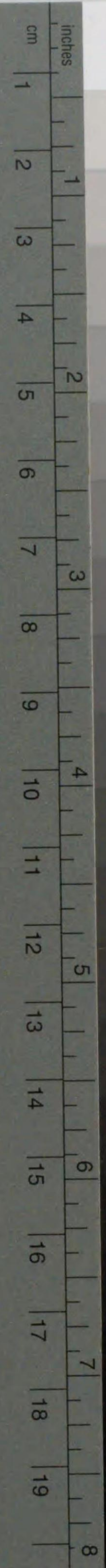
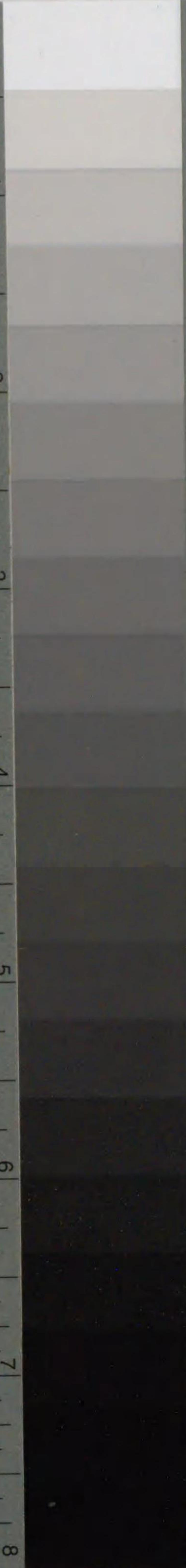


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

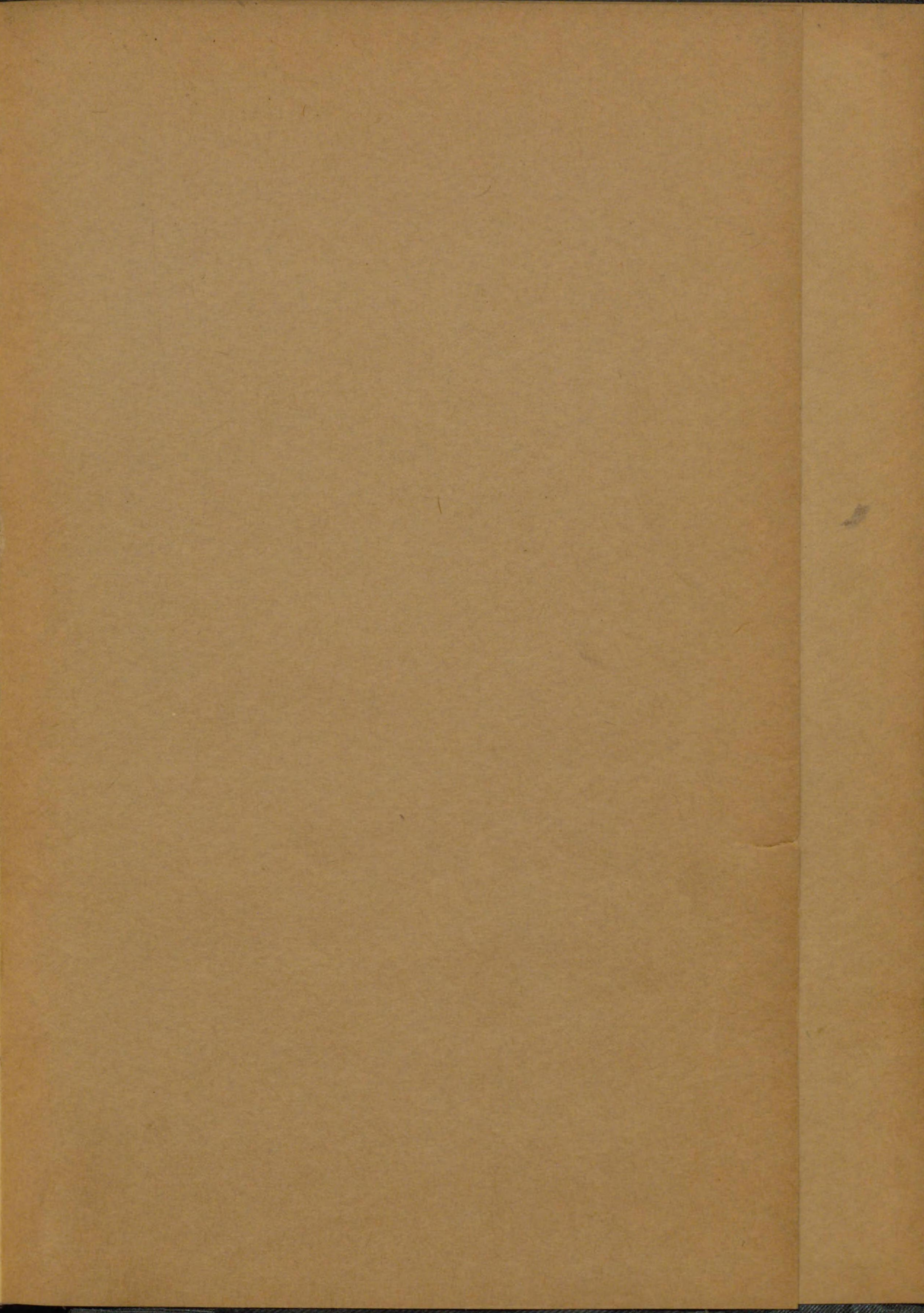
© Kodak, 2007 TM: Kodak

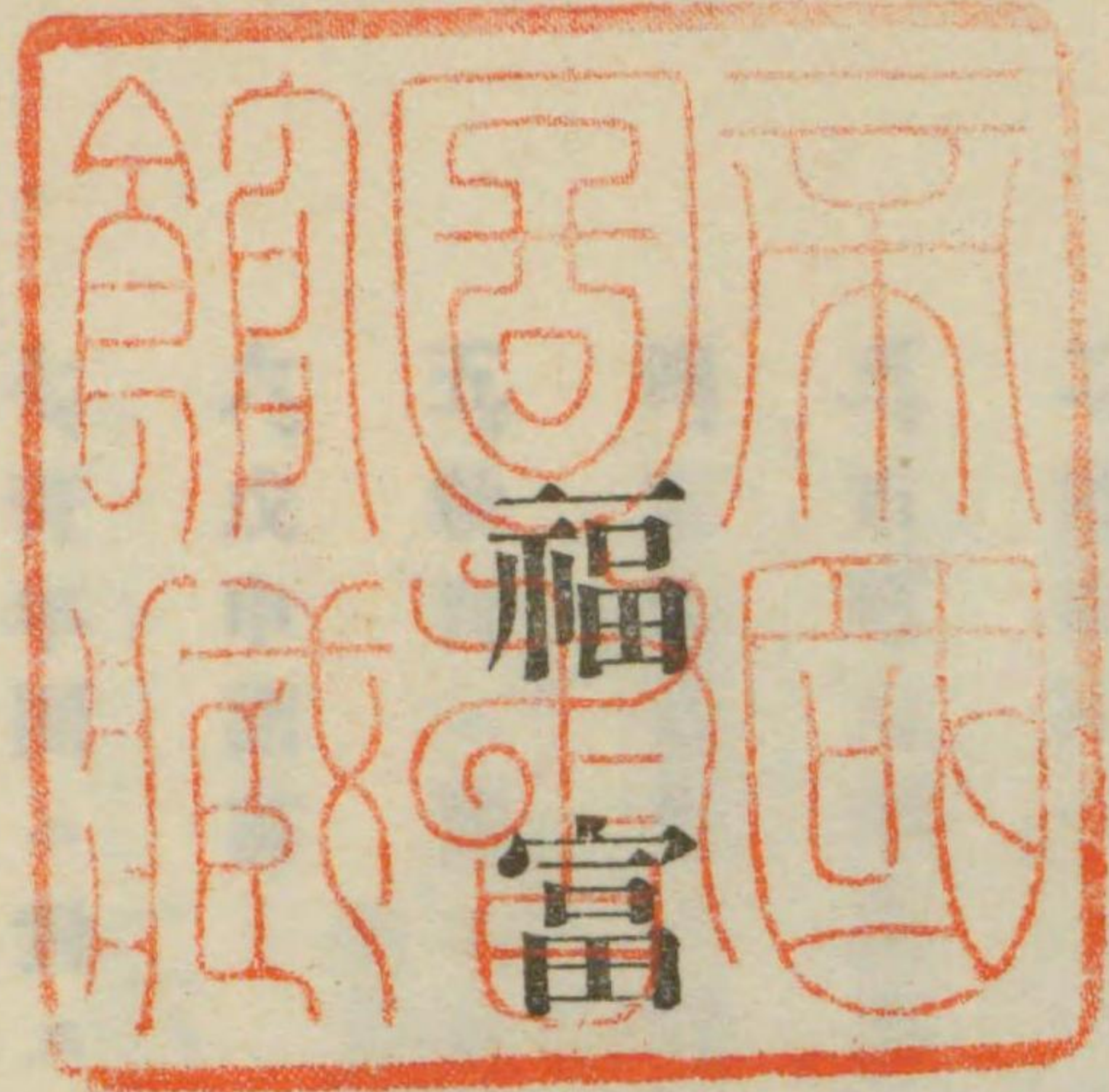
Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]

618
42

618-42
1200501536952

7. 5. 3





福富
村郷土誌



618-42

勅語詔書目次

- 一、五箇條ノ御誓文
- 二、陸海軍々人ニ賜ハリタル勅諭
- 三、市町村制公布上諭
- 四、憲法發布ノ勅語
- 五、教育ニ關スル勅語
- 六、戊申詔書
- 七、青年團ニ對スル令旨
- 八、國民精神作興ニ關スル詔書



林俊士



54-51d

八、國及辭輿并興ニ關スル詔書
九、青平團ニ據スル旨
六、丸申詔書

正、燦育ニ關スル陳請
四、憲法發布ノ陳請
三、市川村歸公亦土編
二、劉義軍ハ人ニ顯ヘリタル陳請
一、正齒新ノ陳請文

陳請詔書目次

618-42

一、五箇條ノ御誓文

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 二、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此趣旨ニ基キ協心努力セヨ

明治元年戊辰三月十四日

二、陸海軍軍人に給はりたる勅諭

我カ國ノ軍隊ハ世々天皇ノ統率シ給フ處ニソアル昔神武天皇躬ツカラ大伴物部ノ兵トモヲ率ヒ中國ノマツロハヌモノトモヲ討チ平ケ給ヒ高御座ニ即カセラレテ天下シロシメシ給ヒシヨリ二千五百有餘年ヲ經ヌ此間世ノ様ノ移リ換ルニ隨ヒテ兵制ノ沿革モ亦屢ナリキ古ハ天皇躬ツカラ軍隊ヲ率キ給フ御制ニテ時アリテハ皇后皇太子ノ代ラセ給フコトモアリツレト大凡兵權ヲ臣下

ニ委ネ給フコトハナカリキ中世ニ至リテ文武ノ制度皆唐國風ニ倣ハセ給ヒ六衛府ヲ置キ左右馬寮ヲ建テ防人ナト設ケラレシカハ兵制ハ整ヒタレトモ打續ケル昇平ニ狃レテ朝廷ノ政務モ漸ク文弱ニ流レケレハ兵農オノツカラニツニ分レ古ノ徵兵ハイットナク壯兵ノ姿ニ變リ遂ニ武士トナリ兵馬ノ權ハ一向ニ其武士トモノ棟梁タル者ニ歸シ世ノ乱ト共ニ政治ノ大權モ亦其ノ手ニ落チ凡七百年ノ間武家ノ政治トハナリヌ世ノ様ノ移リ換リテ斯ナルハ人力モテ挽回スヘキニアラストハイヒナカラ且ハ我國體ニ戻リ且ハ我祖宗ノ御制ニ背キ奉リ淺間シキ次第ナリキ降リテ弘化嘉永ノ頃ヨリ徳川ノ幕府其政衰ヘ剩外國ノ事トモ起リテ其侮リヲモ受ケヌヘキ勢ニ迫リケレハ朕カ皇祖仁皇天皇皇考孝明天皇イタク宸襟ヲ惱シ給ヒシコソ忝ナクモ又惶ケレ然ルニ朕幼クシテ天津日嗣ヲ受ケシ初征夷大將軍其政權ヲ返上シ大名小名其版籍ヲ奉還シ年ヲ經スシテ海内統一ノ世トナリ古ノ制度ニ復シヌ是文武ノ忠臣良弼アリテ朕ヲ輔翼セル功績ナリ歷世祖宗ノ專蒼生ヲ憐ミ給ヒシ御遺澤ナリトイヘトモ併カラ我臣民ノ其心ニ順逆ノ理ヲ辨ヘ大義ノ重キヲ知レルカ故ニコソアレサレハ此ノ時ニ於テ兵制ヲ更メ我カ國ノ光ヲ輝サント思ヒ此十五年カ程ニ陸海軍ノ制ヲハ今ノ様ニ建定メヌ夫兵馬ノ大權ハ朕ノ統フル所ナレハ其司々ヲコソ臣下ニハ任スナレ其大綱ハ朕親之ヲ攬リ肯ヘテ臣下ニ委ヌヘキモノニアラス子々孫々ニ至ルマテ篤クス旨ヲ傳ヘ天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ再中世以降ノ如キ失體ナカラントヲ望ム

ナリ朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルソサレハ朕ハ汝等ヲ股肱ト頼ミ汝等ハ朕ヲ頭首ト仰キテ其ノ親ハ特ニ深カルヘキ朕カ國家ヲ保護シテ上天ノ惠ニ應シ祖宗ノ恩ニ報イマキラスル事ヲ得ルモ得サルモ汝等軍人カ其職ヲ盡スト盡サ、ルトニ由ルソカシ我國ノ稜威振ハサルコトアラハ汝等能ク朕ト其憂ヲ共ニセヨ我武維揚リテ其榮ヲ輝サハ朕汝等ト其譽ヲ俱ニスヘシ汝等皆其職ヲ守リ朕ト一心ニナリテカヲ國家ノ保護ニ盡サハ我國ノ蒼生ハ永ク太平ノ福ヲ受ケ我國ノ威烈ハ大世界ノ光華トモナリヌヘシ朕斯モ深ク汝等軍人ニ望ムナレハ猶訓諭スヘキ事コソアレイテヤ之ヲ左ニ述ヘム

一、軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ

凡生ヲ我國ニ稟クルモノ誰カハ國ニ報ユルノ心ナカルヘキ況シテ軍人タラン者ハ此心ノ固カラテハ物ノ用ニ立チ得ヘシトモ思ハレス軍人ニシテ報國ノ心堅固ナラサルハ如何程技藝ニ熟シ學術ニ長スルモ猶偶人ニヒトシカルヘシ其ノ隊伍モ整ヒ節制モ正クトモ忠節ヲ存セサル軍隊ハ事ニ臨ミテ烏合ノ衆ニ同シカルヘシ抑國家ヲ保護シ國權ヲ維持スルハ兵力ニ在レハ兵力ノ消長ハ是國運ノ盛衰ナルコトヲ辨ヘ世論ニ惑ハス政治ニ拘ラス只々一途ニ己カ本分ノ忠節ヲ守リ義ハ山嶽ヨリモ重ク死ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟セヨ其操ヲ破リテ不覺ヲ取り汚名ヲ受クルナカレ

一、軍人ハ禮義ヲ正クスヘシ

凡軍人ニハ上元帥ヨリ下一卒ニ至ルマテ其間ニ官職ノ階級アリテ統屬スルノミナラス同列同級トテモ停年ニ新舊アレハ新任ノ者ハ舊任ノ者ニ服従スヘキモノソ下級ノモノハ上官ノ命ヲ承ルコト實ハ直ニ朕カ命ヲ承ル義ナリト心得ヨ己カ隸屬スル所ニアラストモ上級ノ者ハ勿論停年ノ己ヨリ舊キ者ニ對シテハ總ヘテ敬禮ヲ盡スヘシ又上級ノモノハ下級ノモノニ向ヒ聊カモ輕侮驕傲ノ振舞アルヘカラス公務ノ爲メニ威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレトモ其外ハ務メテ懇ニ取扱ヒ慈愛ヲ專一ト心掛ケ上下一致シテ王事ニ勤勞セヨ若軍人タルモノニシテ禮義ヲ紊リ上ヲ敬ハス下ヲ惠マスシテ一致ノ和諧ヲ失ヒタランニハ雷ニ軍隊ノ蠱毒タルノミカハ國家ノ爲ニモユルシ難キ罪人ナルヘシ

一、軍人ハ武勇ヲ尙フヘシ

夫レ武勇ハ我國ニテハ古ヨリイトモ貴ヘル所ナレハ我國ノ臣民タランモノ武勇ナクテハ叶フマシ況シテヤ軍人ハ戰ニ臨ミ敵ニ當ルノ職ナレハ片時モ武勇ヲ忘レテヨカルヘキカサハアレ武勇ニハ大勇アリ小勇アリテ同カラス血氣ニハヤリ粗暴ノ振舞ナトセンハ武勇トハ謂ヒ難シ軍人タランモノハ常ニ能ク義理ヲ辨ヘ能ク膽力ヲ練リ思慮ヲ殫クシテ事ヲ謀ルヘシ小敵タリトモ侮ラス大敵タリトモ懼レス己カ武職ヲ盡サムコソ誠ノ大勇ニハアレサレハ武勇ヲ尙フモノハ常々人ニ接ルニハ温和ヲ第一トシ諸人ノ愛敬ヲ得ムト心掛ケヨ由ナキ勇ヲ好ミテ猛威ヲ振ヒタラハ果

ハ世ノ人モ忌嫌ヒテ豺狼ナトノ如ク思ヒナム心スヘキ事ニコソ

一、軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ

凡信義ヲ守ルコト常ノ道ニハアレトワケテ軍人ハ信義ナクテハ一日モ隊伍ノ中ニ交リテアランコト難カルヘシ信トハ己カ言ヲ踐行ヒ義トハ己カ分ヲ盡スヲイフナリサレハ信義ヲ盡サント思フハ始メヨリ其事ノ成シ得ヘキカ得ヘカラサルカヲ審ニ思考スヘシ臆氣ナル事ヲ假初ニ諾ヒテヨシナキ關係ヲ結ヒ後ニ至リテ信義ヲ立テントスレハ進退谷リテ身ノ措キ所ニ苦シム事アリ悔ユトモ其詮ナシ始メニ能々事ノ順逆ヲ辨ヘ理非ヲ考ヘ其言ハ所詮踐ムヘカラスト知り其義ハトテモ守ラルヘカラスト悟リナハ速カニ止ルコソヨケレ古ヨリ或ハ小節ノ信義ヲ立テントテ大綱ノ順逆ヲ誤リ或ハ公道ノ理非ニ踏迷ヒテ私情ノ信義ヲ守リアタラ英雄豪傑トモカ禍ニ遭ヒ身ヲ滅シ屍ノ上ノ汚名ヲ後世マテ遺セルコト其例尠カラヌモノヲ深ク警メテヤハアルヘキ

一、軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ

凡質素ヲ旨トセサレハ文弱ニ流レ輕薄ニ趨リ驕奢華麗ノ風ヲ好ミ遂ニハ貧汚ニ陥リテ志モ無下ニ賤クナリ節操モ武勇モ其甲斐ナク世人ニ瓜ハシキセラル、迄ニ至リヌヘシ其身生涯ノ不幸ナリトイフモ中々恐ナリ此風一タヒ軍人ノ間ニ起リテハ彼ノ傳染病ノ如ク蔓延シ士風モ兵氣モ頓ニ衰ヌヘキコト明ナリ朕深ク之ヲ懼レテ曩ニ免黜條例ヲ施行シ畧此事ヲ誠メ置キツレト猶モ其

惡習ノ出シコトヲ憂ヒテ心安カラネハ故ニ又之ヲ訓フルソカシ汝等軍人ユメ此訓誠ヲ等閑ニソ
思ヒナ

右ノ五ヶ條ハ軍人タランモノ暫モ忽ニスヘカラスサテ之ヲ行ハンニハ一ノ誠心コソ大切ナレ抑
此五ヶ條ハ我軍人ノ精神ニシテ一ノ誠心ハ又五ヶ條ノ精神ナリ心誠ナラサレハ如何ナル嘉言モ
善行モ皆ウハヘノ裝飾ニテ何ノ用ニカハ立ツヘキ心タニ誠アレハ何事モ成ルモノソカシ況シテ
ヤ此五ヶ條ハ天地ノ公道人倫ノ常經ナリ行ヒ易ク守リ易シ汝等軍人能ク朕カ訓ニ遵ヒテ此道ヲ
守リ行ヒ國ニ報ユルノ務ヲ盡サハ日本國ノ蒼生舉リテ之ヲ悅ヒナン朕一人ノ懌ノミナランヤ

明治十五年 一月 四日

三、市町村制公布上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ尊重シ
テ益々之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及ヒ町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村
制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

明治二十一年四月二十四日

四、憲法發布ノ勅語

朕國家ノ隆昌ト國民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來
ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我
カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此ニ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト茲ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ
國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナ
ル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ
光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フ
ルコトヲ疑ハサルナリ

明治二十二年二月十一日

五、教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進シテ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセン事ヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

六、戊辰ノ詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト共ニ永ク其ノ慶ニ賴ラム事ヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明

ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ抑モ我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ洋礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

明治四十一年十月十三日

七、青年團ニ對スル令旨

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク内外ノ情勢ニ顧ミ恒ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メムコトヲ望ム

八、國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國躰ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ

其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタ
マハリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趣向一定シ
テ效果大ニ著シ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢々トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄カニ
災變ニ遭ヒテ憂悚交ニ至レリ

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒ
テ時弊ヲ革メスンハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐レ況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國
力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ
先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ
綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人
倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛
共存ノ誼ヲ厚クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テ、ハ一己ノ利害ニ偏セズシテ力ヲ公
益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌
々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

大正十二年十一月十日

發刊の辭

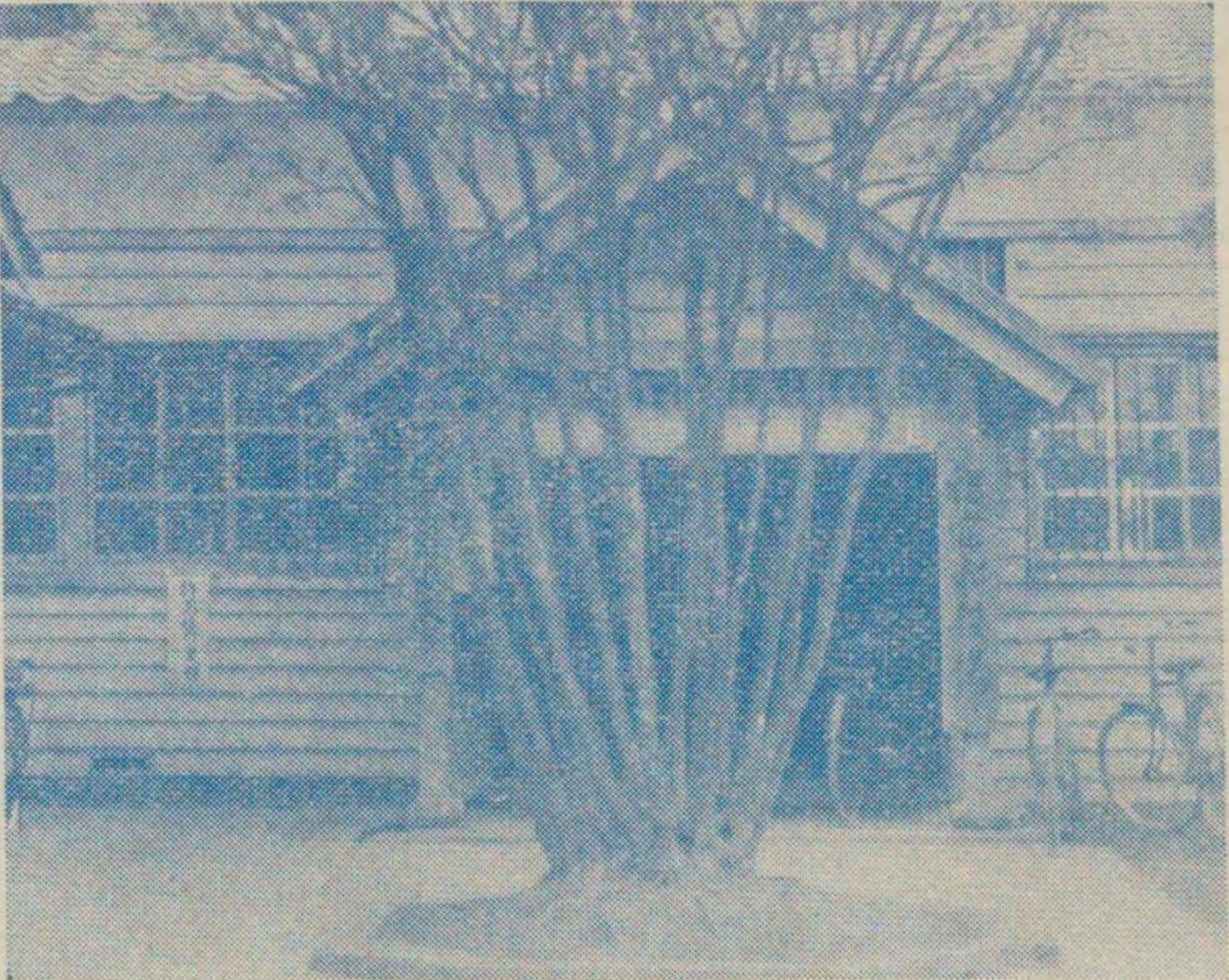
想ふに吾が村は最も新しき郷土創造の地誌を有し吾等の祖先が櫛風沐雨激浪と戦ひ苦心慘膽有明海の瀉地を
干拓したることは何人も疑ふの餘地なく地味肥沃米麥の耕作に適し毎歲戸口増殖現在にては戸數壹千戸人口
五千八百餘人に達し郡内屈指の大村となるに至れり而して村民の氣風活潑にして勤勉努力の美點を認むるも
反面には稍もすれば粗放奢侈に傾むき易き欠點なきにあらず今や舉世不景氣の聲に滿ち生活の困難は思想險
惡を誘致し人々危懼の念起り不安に襲はるゝの時機に到來す此の時に際し村民各自が維薄生活に目醒め勤勞
的精神を培ひ産業を振興し補習教育の改善進歩を企て生活と教育の調和を圖り更に品性を陶冶して剛健なる
國民精神を涵養振作し隣保相助け平和の生活を營み共存共榮の實を擧げ敬神崇祖の信念を養ひ報恩感謝の念
を強くし義務の觀念より進んで奉仕の精神に生き一致共力我が村をして理想の郷土たらしむるの覺悟なかる
べからざるを痛感し爰に本誌を發刊し村の實情を知悉せしめ併せて村治の方針を確立し更に實行細目を掲げ
施設經營以て所期の目的に漸進せんと欲す最後に本誌發行に就ては小生年來の希望を有せしも其の素志を達
すること能はざりしに昨年九月再度推されて就任し當村暴風被害の校舍復舊工事堤塘増築里道改修等劇務に
遂はれしも今春に至り漸く一段落を告げたるを以て事務の餘暇時に執事編纂したる故素より粗漏杜撰の点多
く他日閑を得て吏員諸氏の協力を乞ひ以て完璧を期するの時機あらんか

本誌郷土の沿革に就ては前本村小學校長現佐賀縣史蹟調査員山口良吾氏熱心調査援助を賜りし事を特に記して深く感謝の意を表す

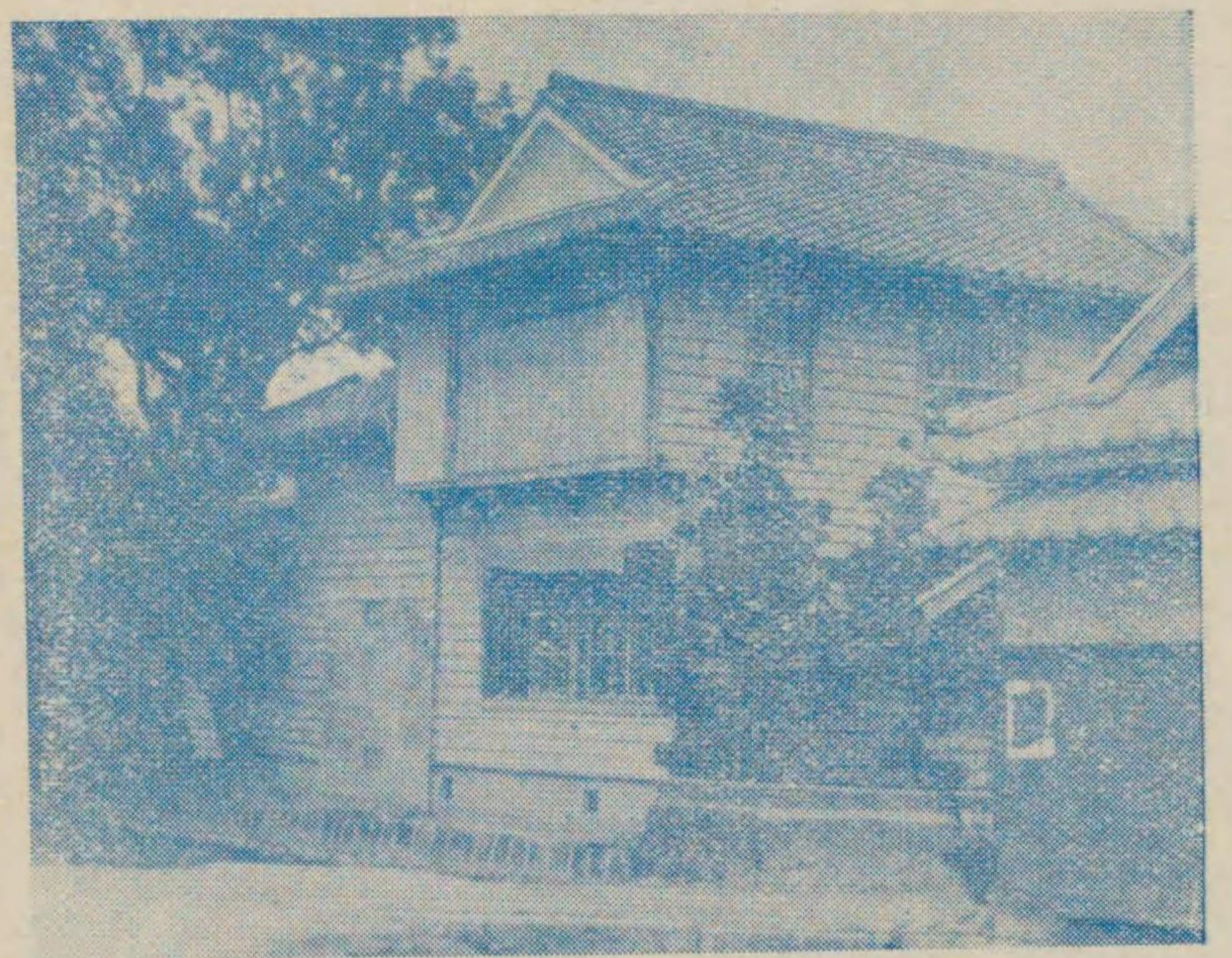
昭和六年十一月

福富村長 岸川善之助

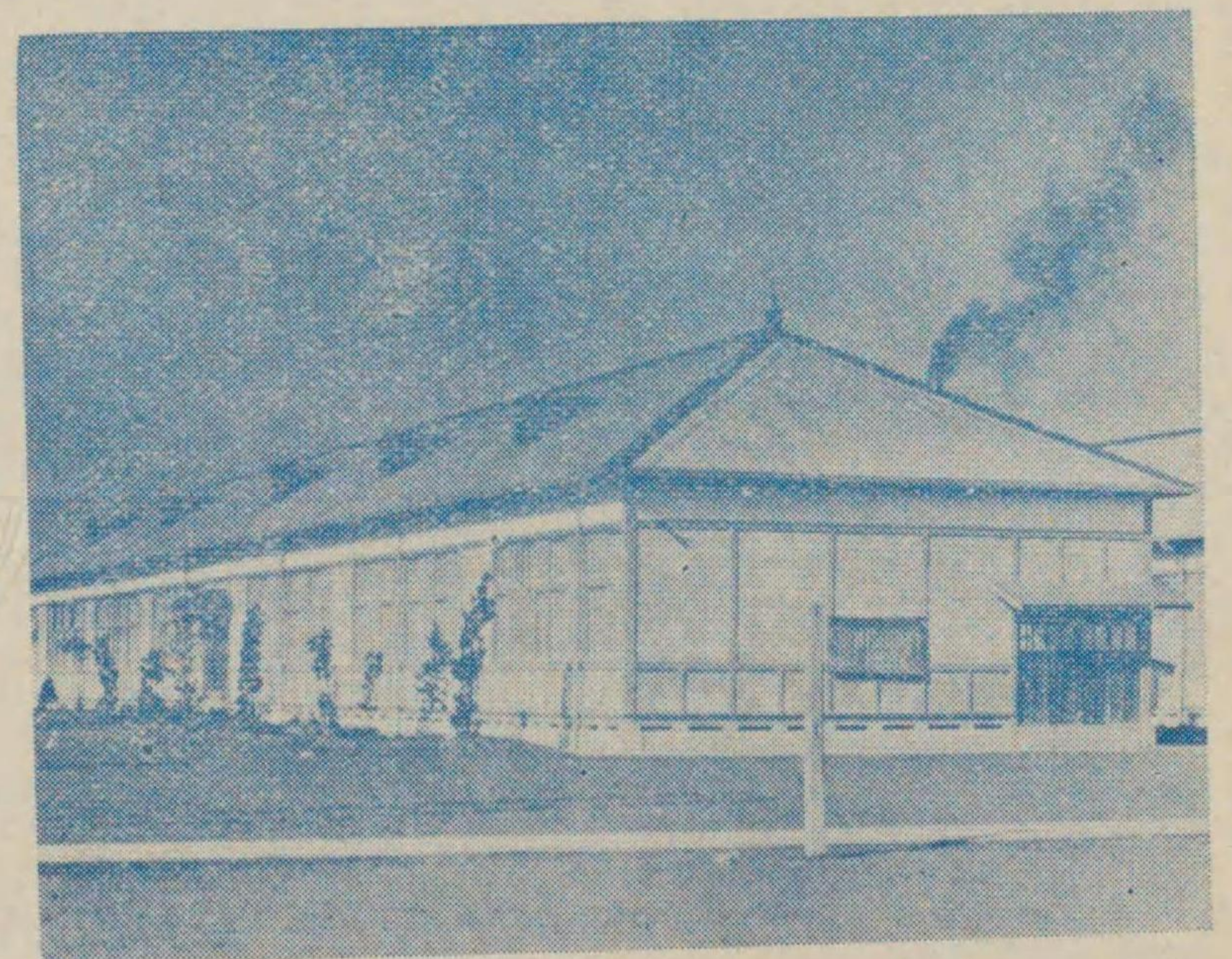
大正十三年十一月十日の新聞
福富村の沿革に就ては前本村小學校長現佐賀縣史蹟調査員山口良吾氏熱心調査援助を賜りし事を特に記して深く感謝の意を表す
昭和六年十一月
福富村長 岸川善之助



村役場

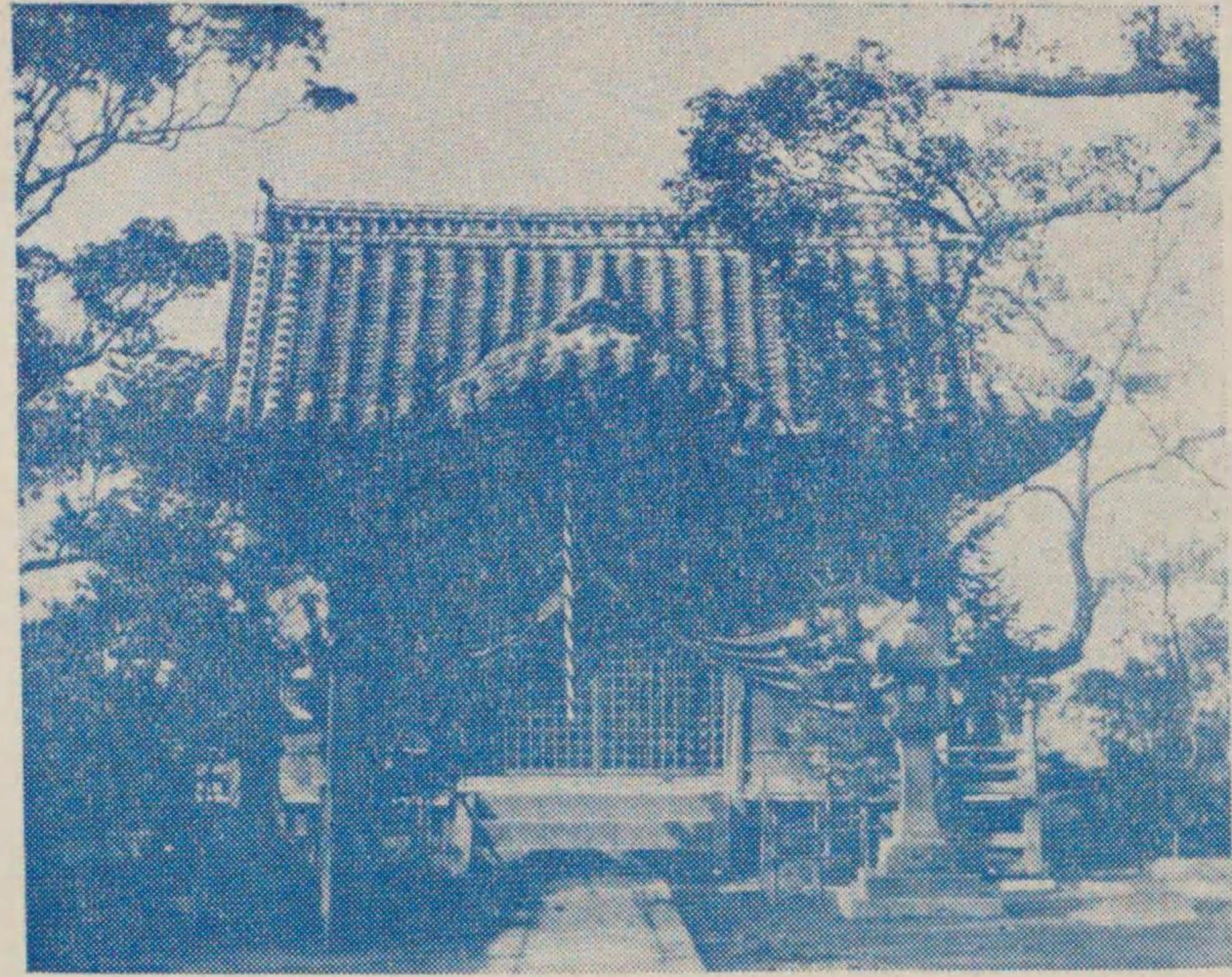


養老組合

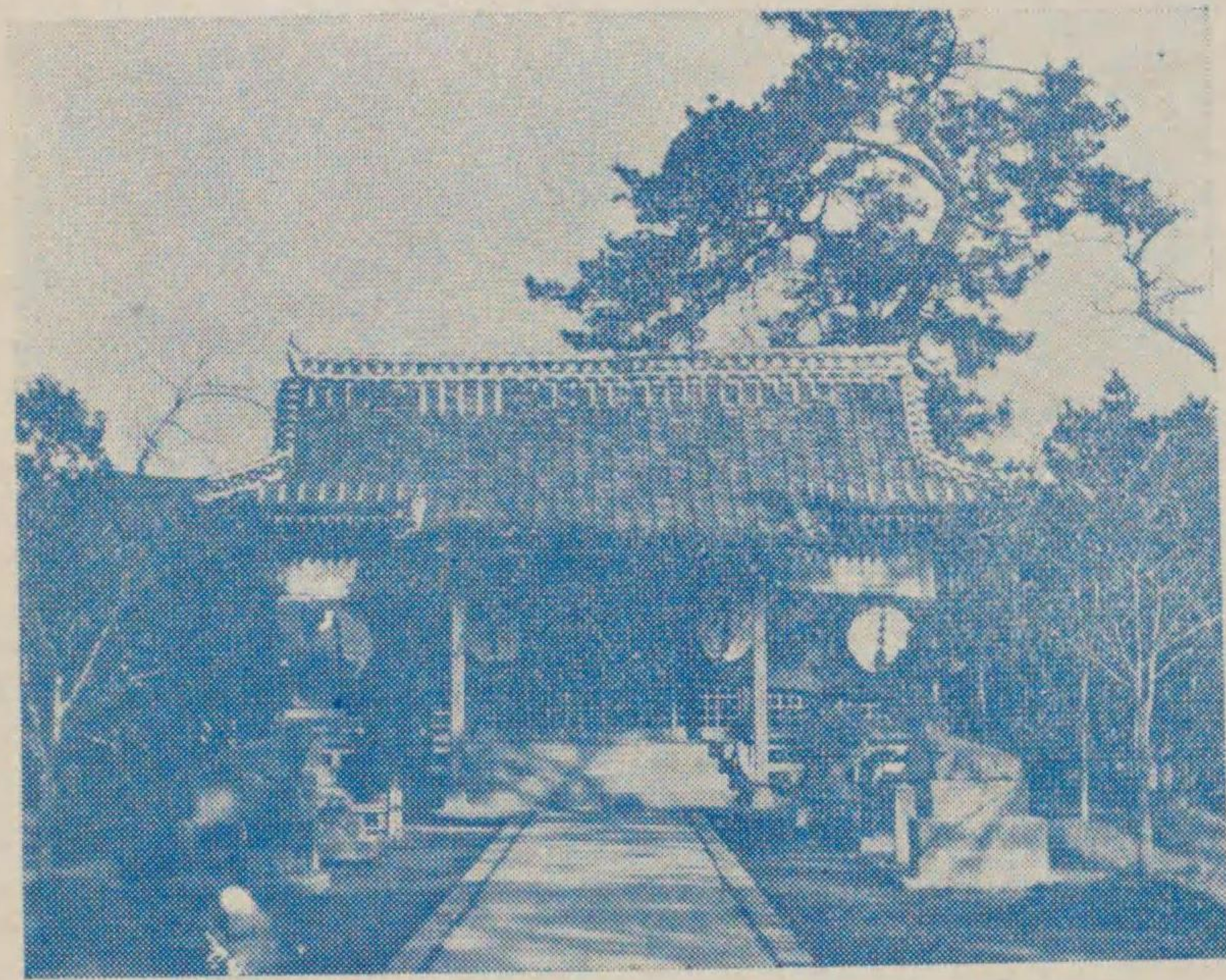


新築小學校舎

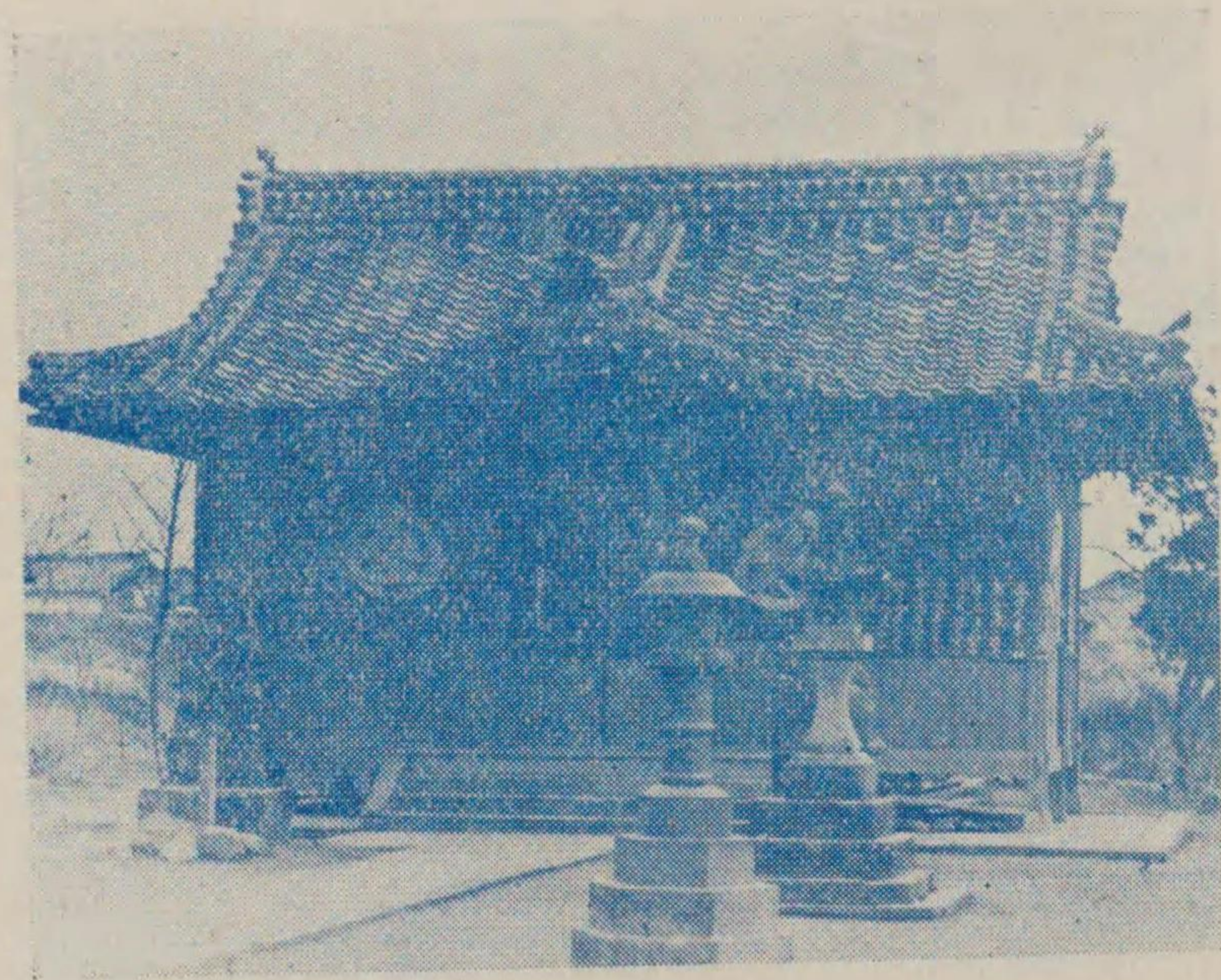
福
富
神
社



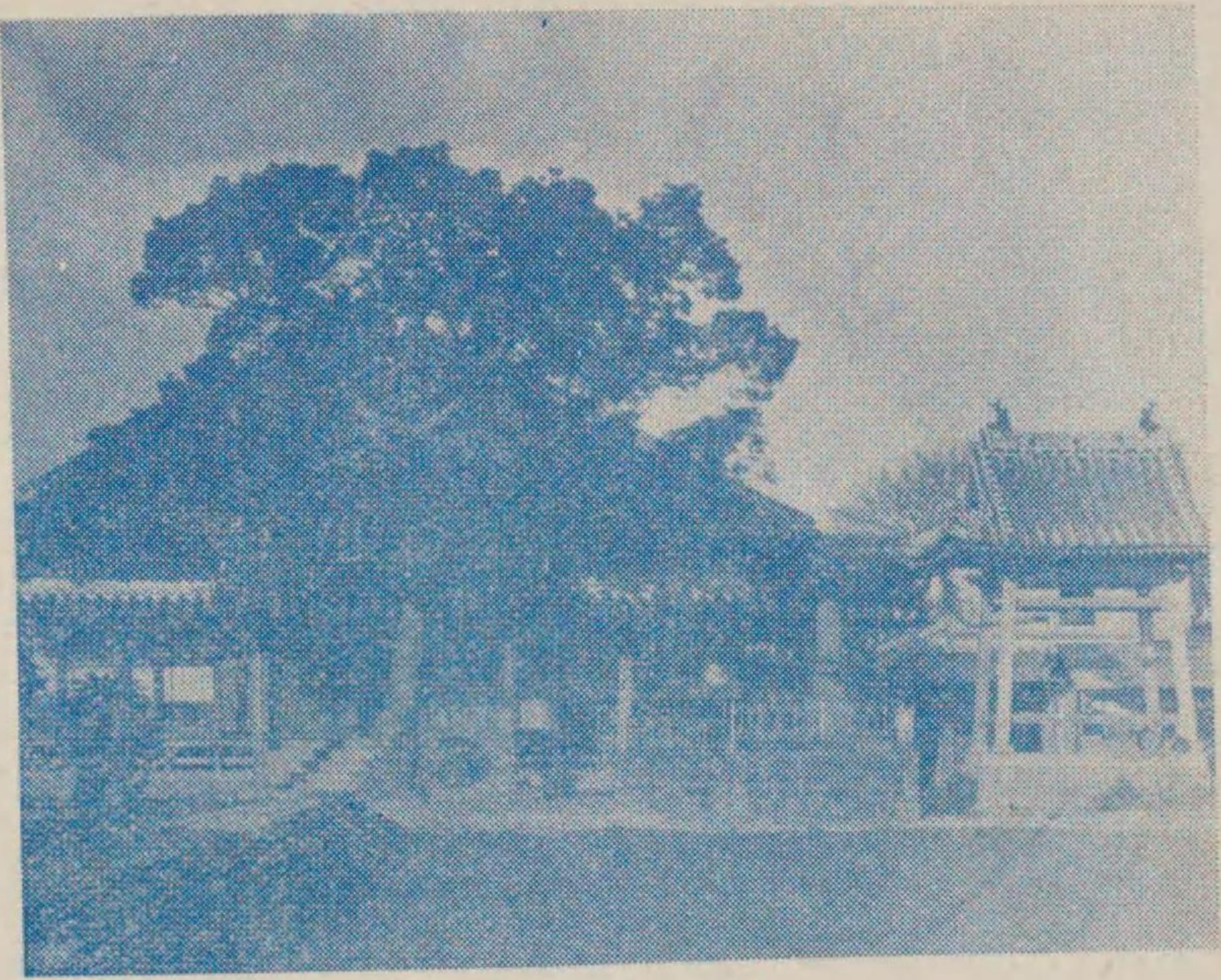
龍
神
社



住
ノ
江
金
比
羅
社

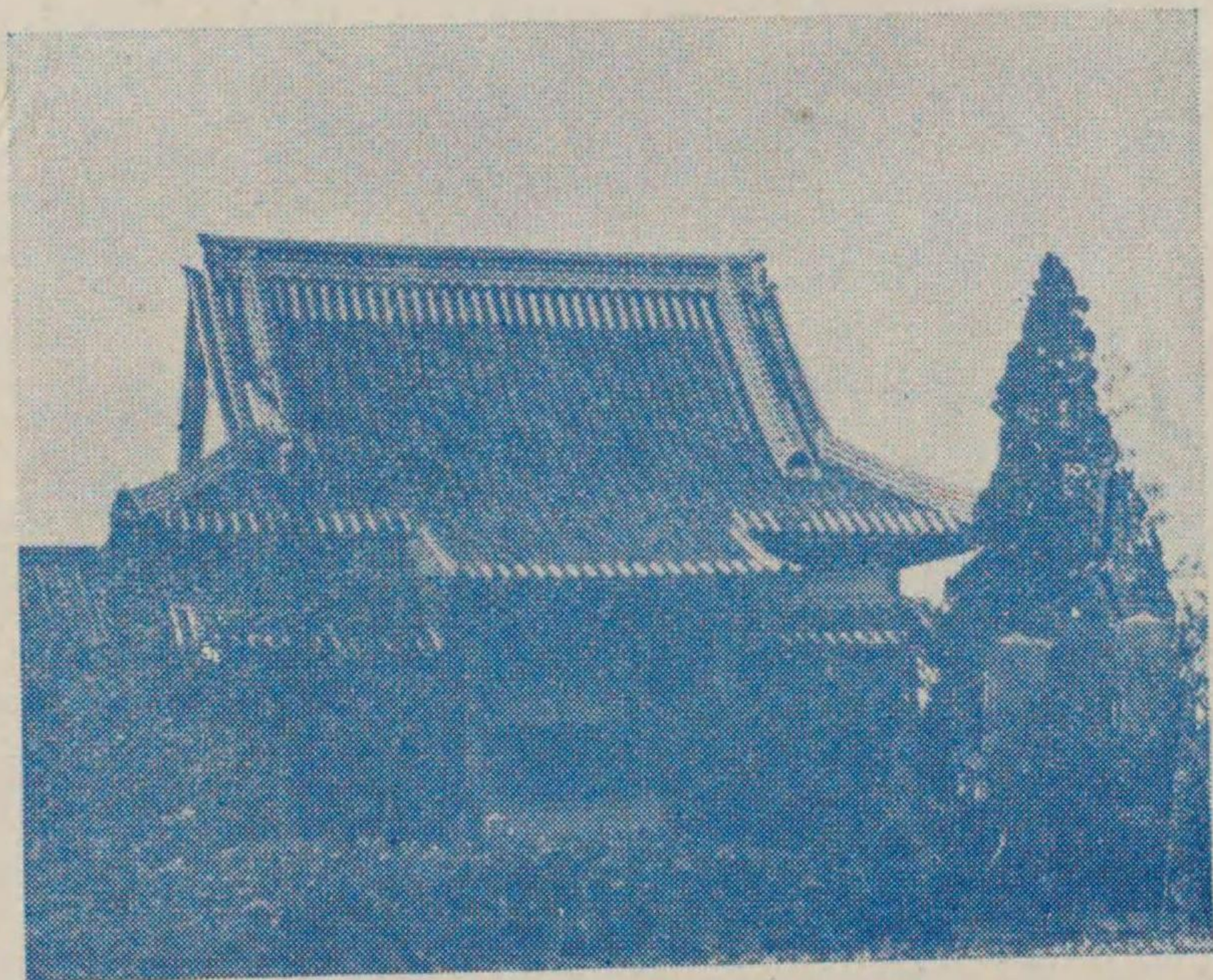


大
弘
寺

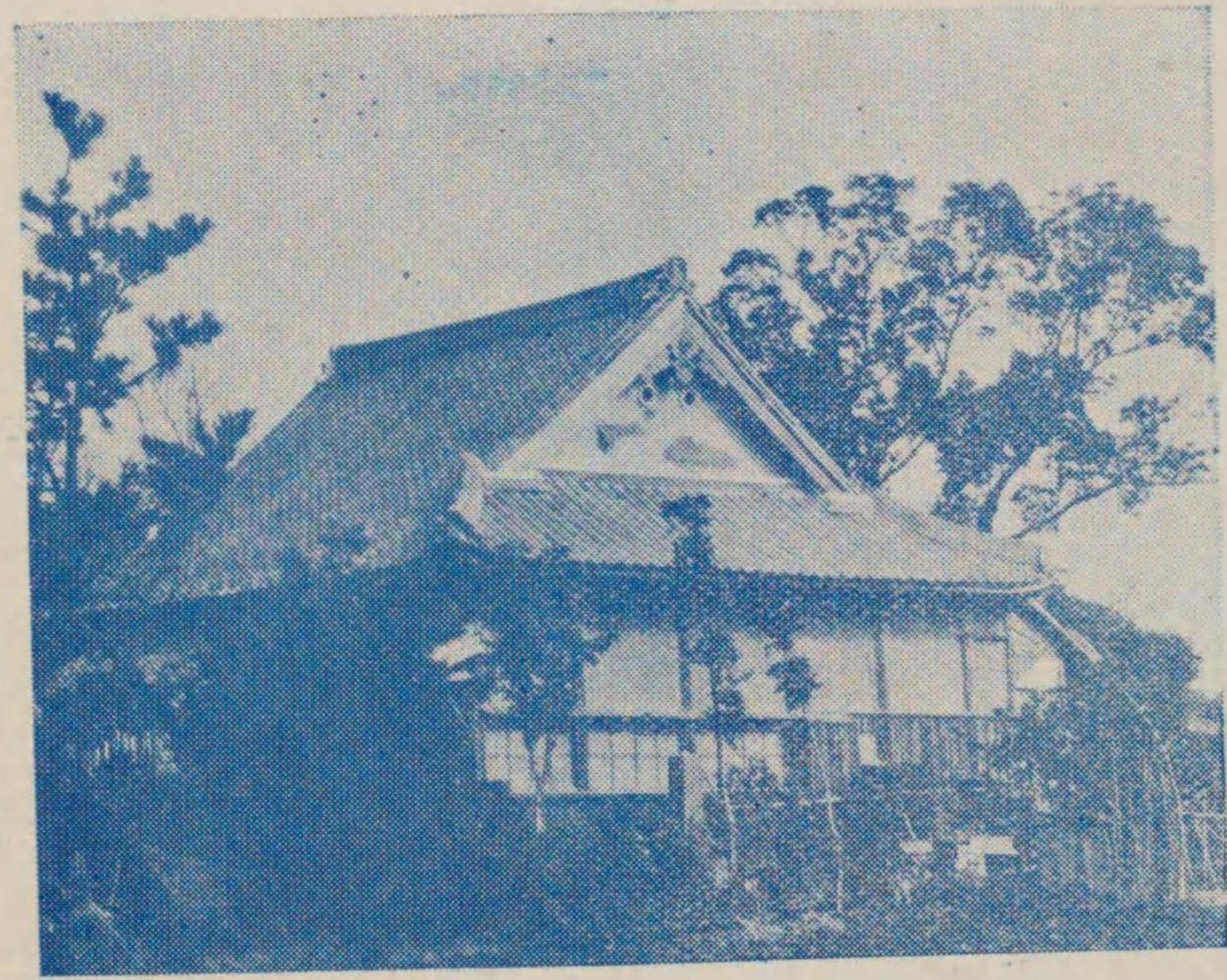
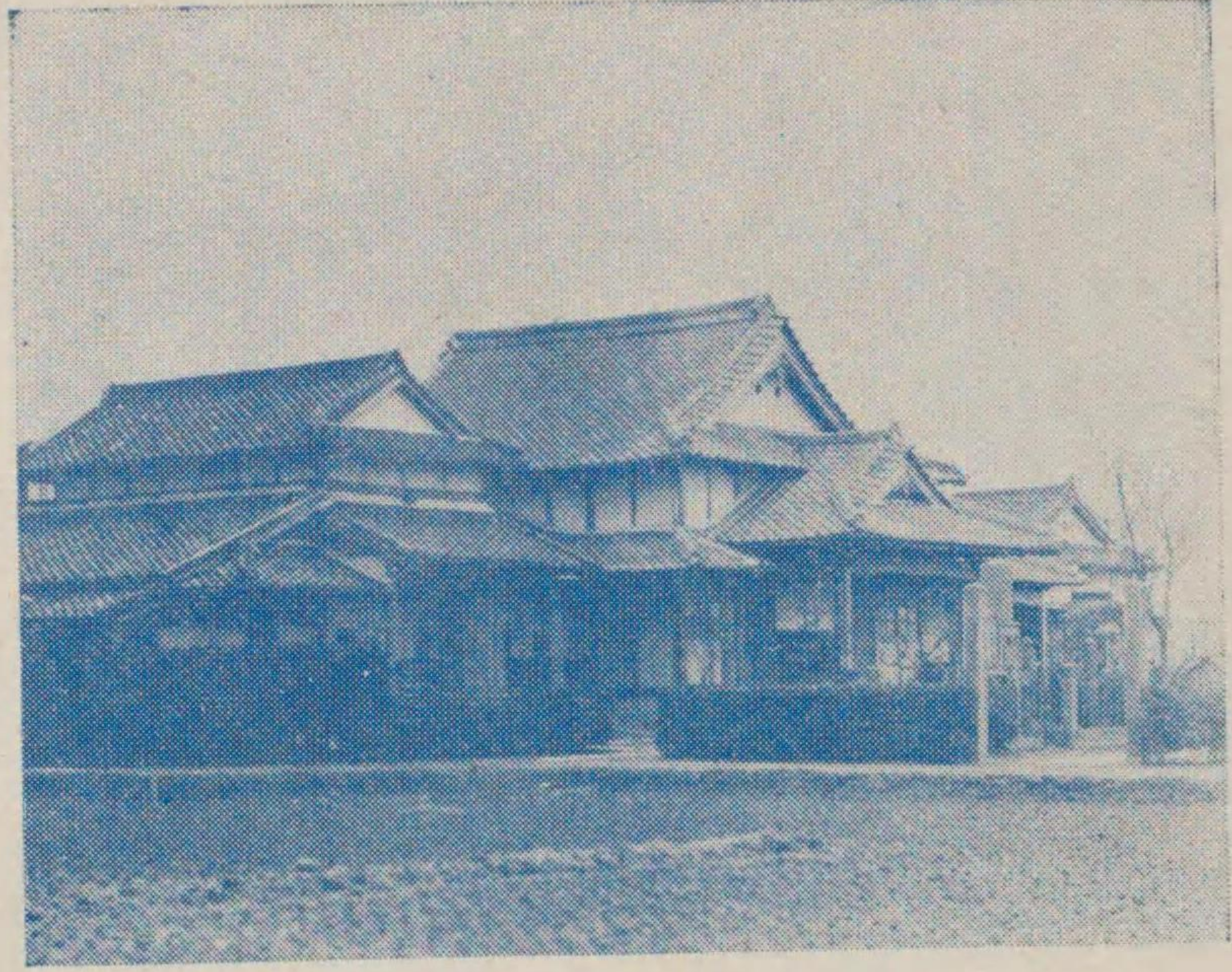


寶
海
寺

光
照
寺

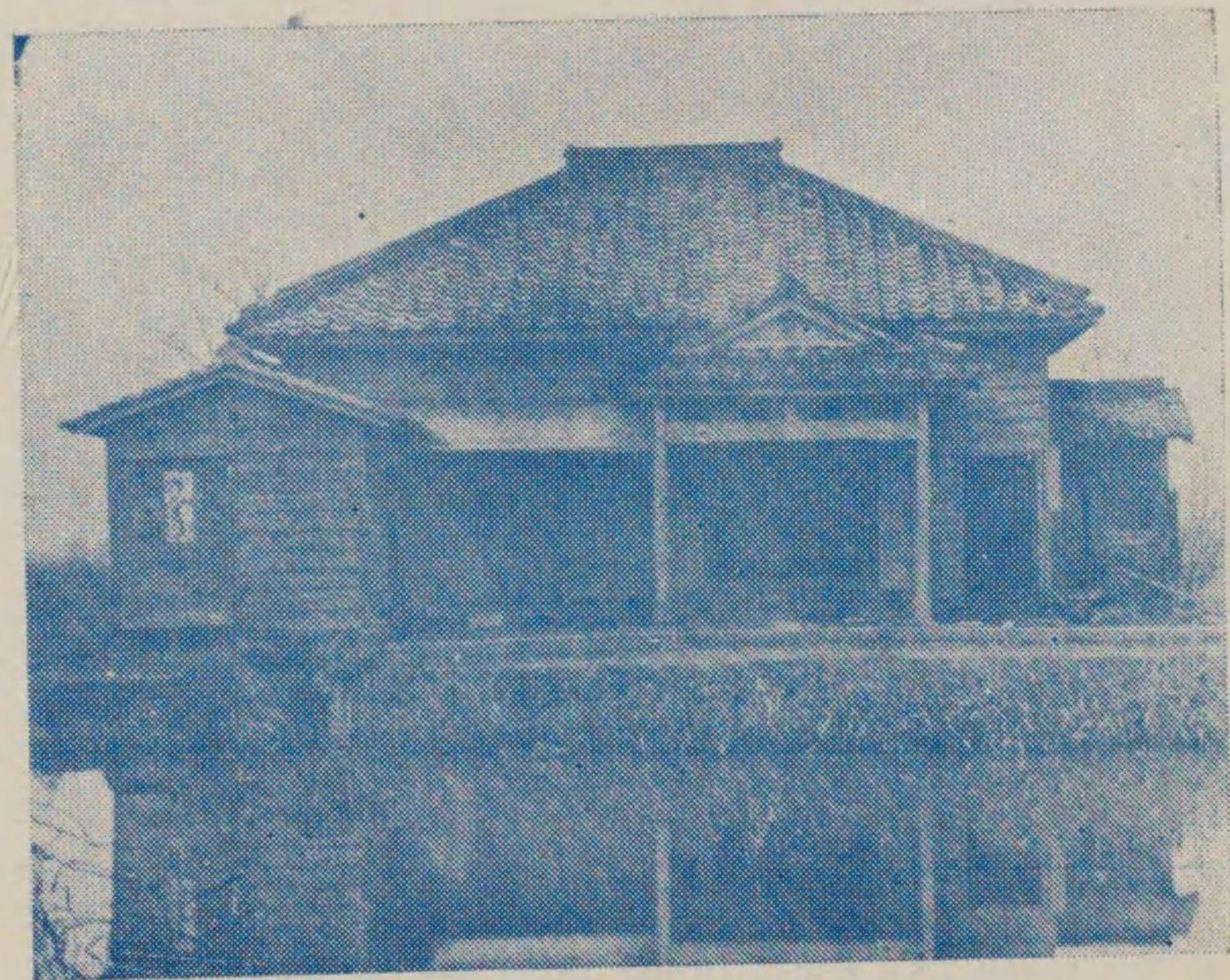


六府方大福寺

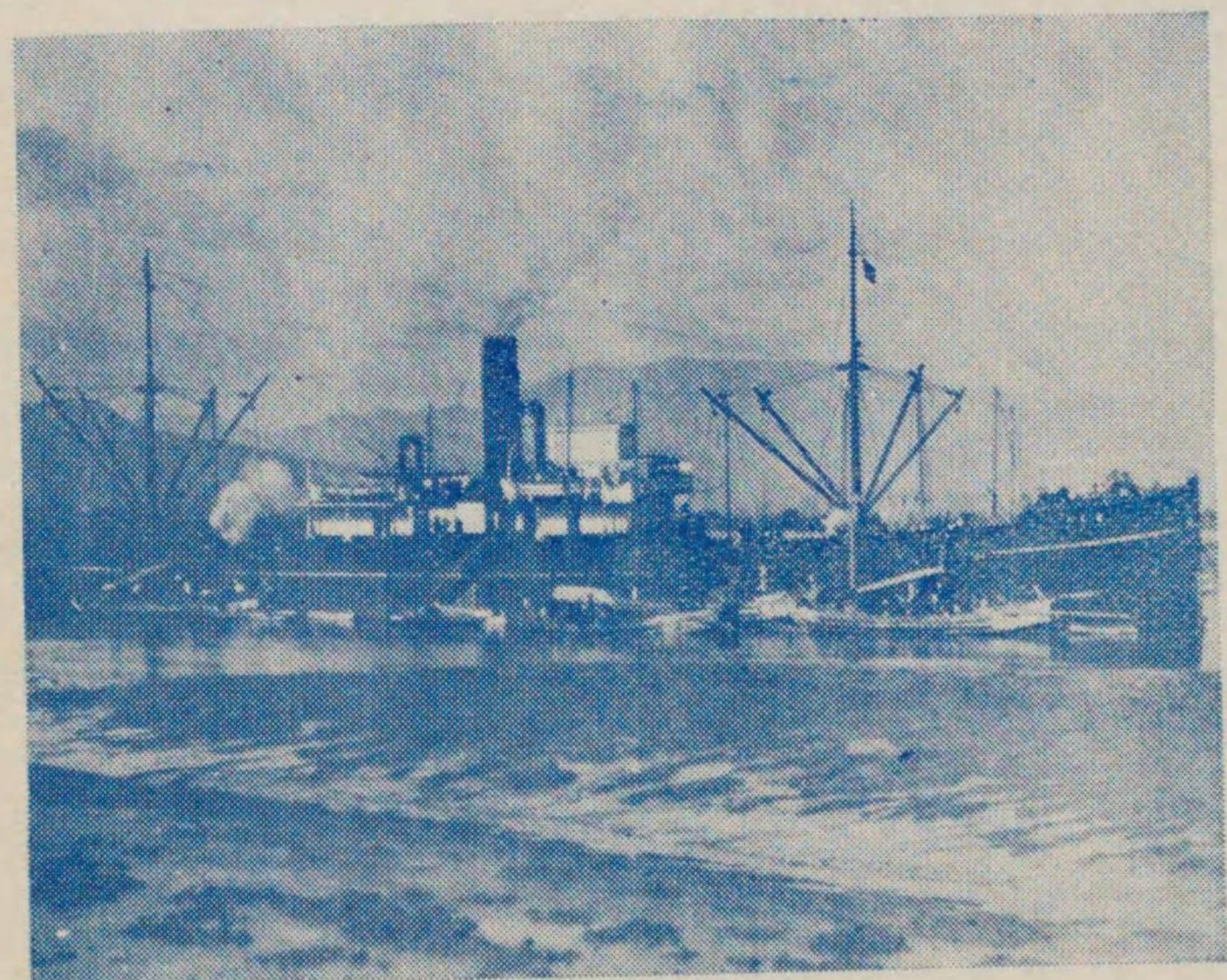


惠日庵

北區青年俱樂部

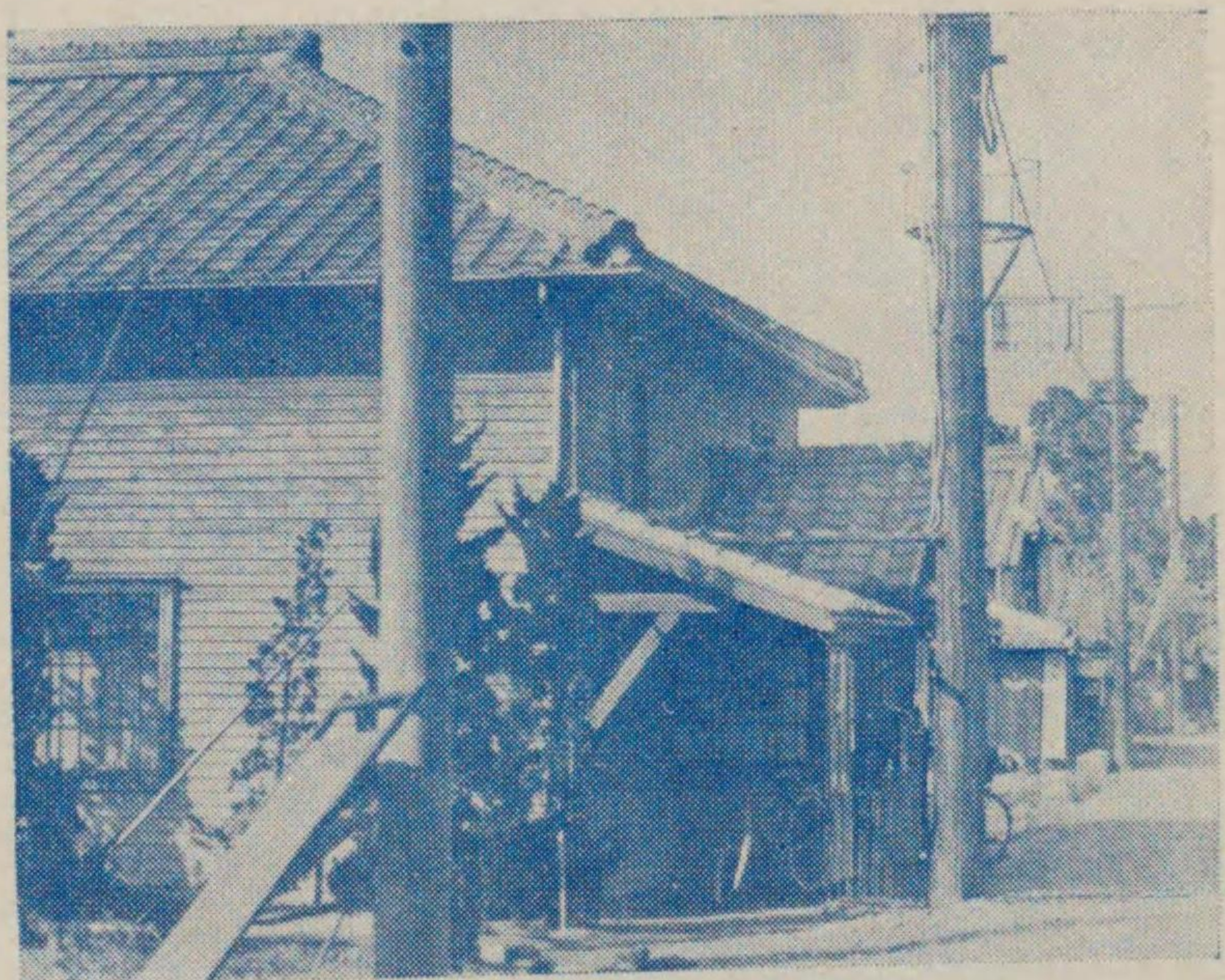


住ノ江
税
關
支
署

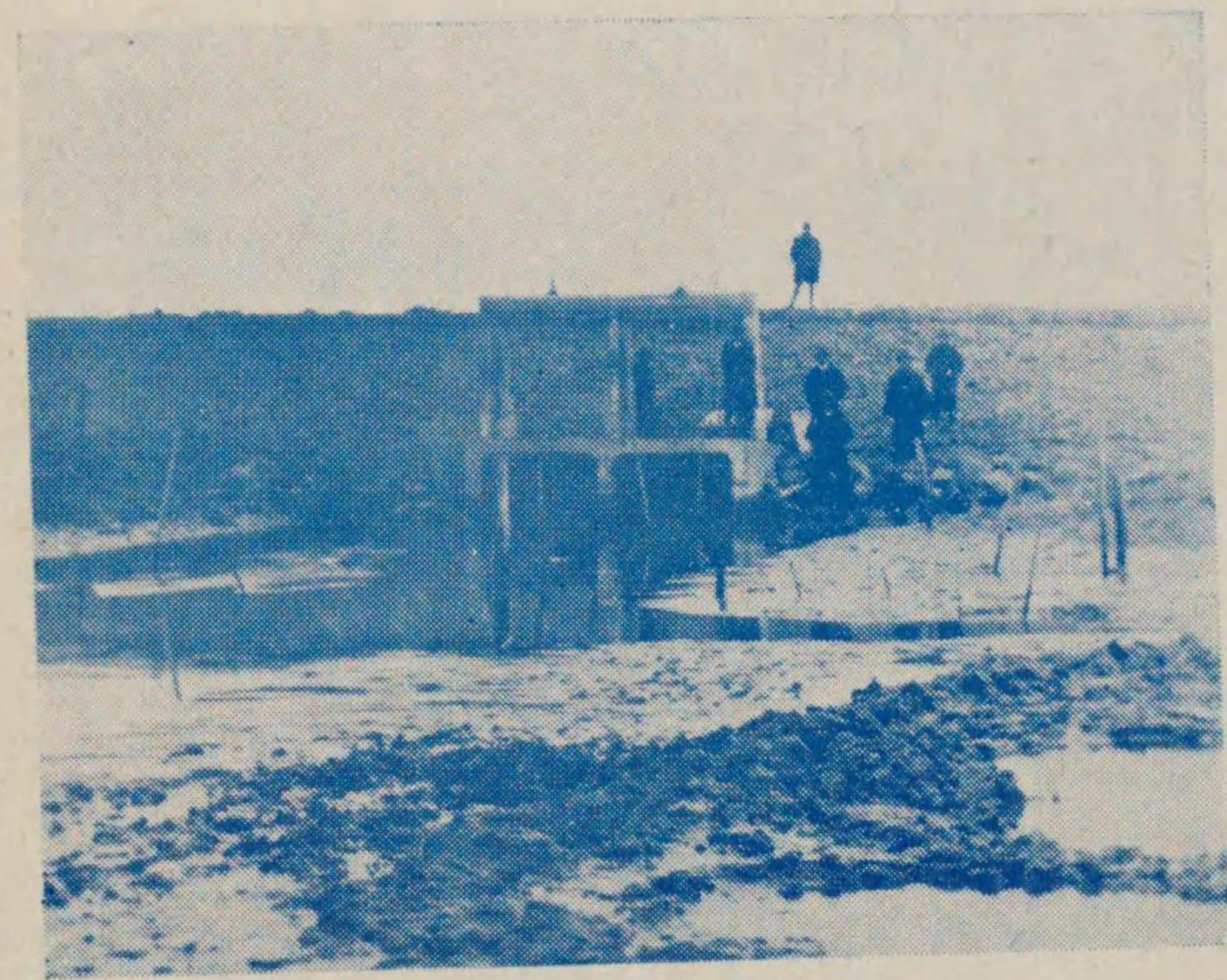


住ノ江
港
碇
舶
汽
船

住ノ江
郵
便
局

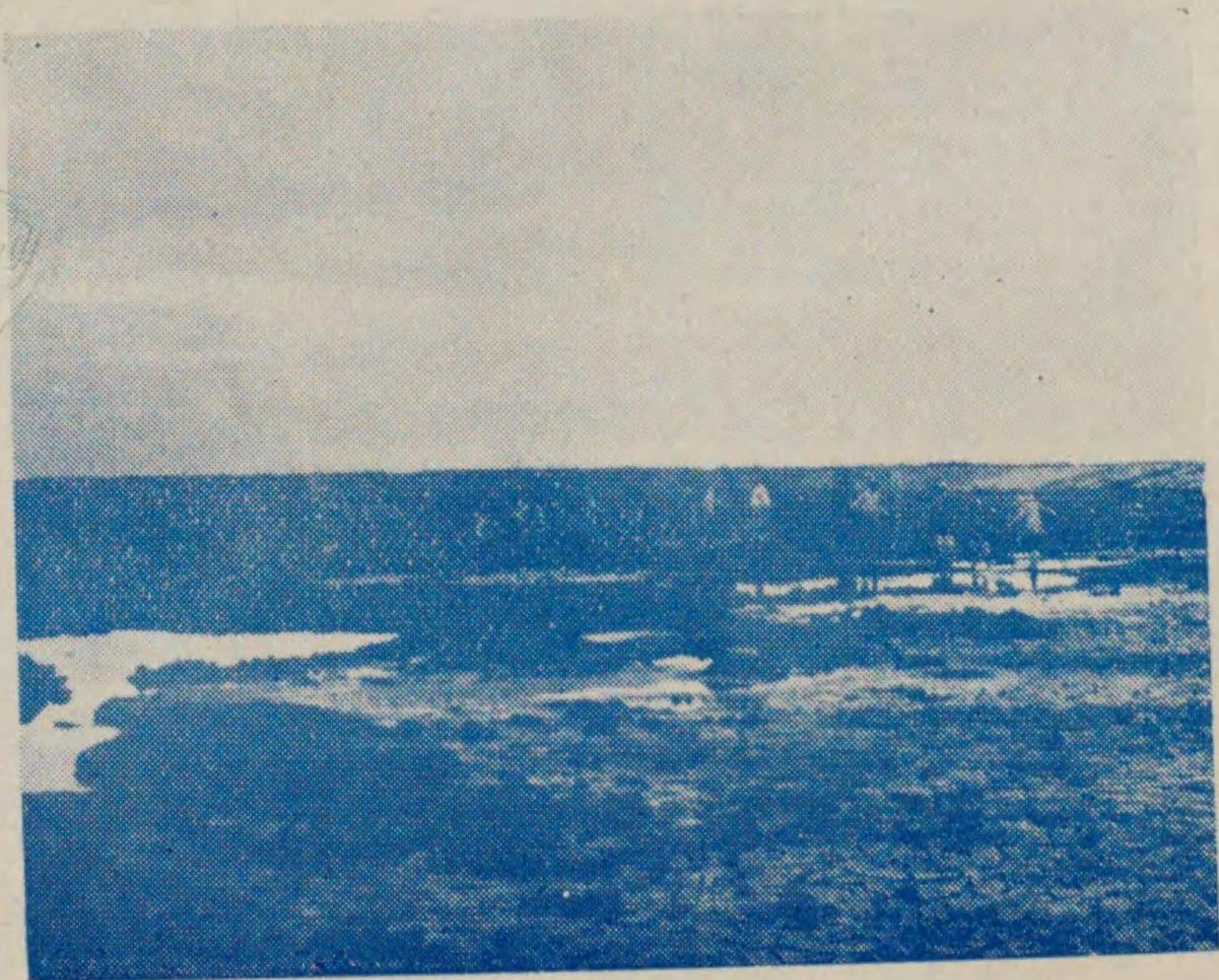


福
富
郵
便
局



昭
和
瀬
水
門

昭
和
瀬
築
堤
工
事



福富村郷土誌目次

第一編 郷土の沿革

第一章 榮ある吾等が郷土……………一
 第二章 住ノ江の根元は此處……………二
 第三章 福富萬平此の地を開拓……………四
 第四章 福富村名は萬平の命名……………六
 第五章 稻佐神社を勸請す……………七
 第六章 六府方を設置す……………九
 第七章 六府方搦成功に付龍神社を勸請す……………十四
 第八章 新地方役所を我が村に置く……………十六
 第九章 六畝屋敷の制を布く……………十六
 第十章 金比羅社を勸請す……………十六
 第十一章 村内各寺院の建立……………十六
 一、大弘寺 二、寶海寺 三、大福寺
 四、光照寺 五、惠日庵

第二編 村治の沿革

第一章 町村制の實施……………三九

第二章 樋管改造事業……………三九

第三章 樋管位置位置變更……………四一
 第四章 堤防増築工事……………四一
 第五章 道路改修工事……………四一
 第六章 渡船場の修築……………四七
 第七章 駐在所建築……………四七
 第八章 村役場建築……………四九
 第九章 小學校建築……………四九
 第十章 隔離病舎建築……………五二
 第十一章 火葬場新設……………五二
 第十二章 住ノ江開港場請願……………五三
 第十三章 郵便局設置……………五三
 第十四章 基本財産造成……………五三
 第十五章 戦役奉公事蹟……………五三
 第十六章 神社合祀……………五三
 第十七章 高潮災害……………五三
 第十八章 國勢調査……………五三

第三編 村治の状況各種団体組合

第一章 村治の道歌……………九

- 一、村歌
- 二、校歌
- 三、處世の歌
- 四、青年團歌
- 五、處女會歌
- 六、高潮紀念の歌
- 七、節婦の歌

第二章 村治の大綱……………一〇七

第三章 村の概況……………一〇九

第四章 村條例諸規程……………一〇九

第五章 村吏員各種議員其他……………一一三

第六章 小學校教育……………一二〇

- 一、教育の目的方法經營上の綱領
- 二、校地校舎
- 三、教育費
- 四、就學出席狀況
- 五、卒業生徒數
- 六、現在職員
- 七、歴代校長管理者學務委員校醫
- 八、學校功勞者

第七章 公民學校……………一三四

- 一、沿革の概要
- 二、學則の概要
- 三、教育の方針
- 四、學級編成其他
- 五、職員
- 六、設備豫算
- 七、功勞者
- 八、賞與

第八章 各種団体……………一三一

- 一、在郷軍人分會
- 二、男子青年團
- 三、女子青年團
- 四、婦人會
- 五、教化聯合會

第九章 産業組合農會副業組合……………一六六

- 一、産業組合
- 二、村農會
- 三、蠶繭工組合
- 四、養鷄組合
- 五、養蚕組合
- 六、蓮根組合

第十章 納稅組合及善行者表彰……………一三三

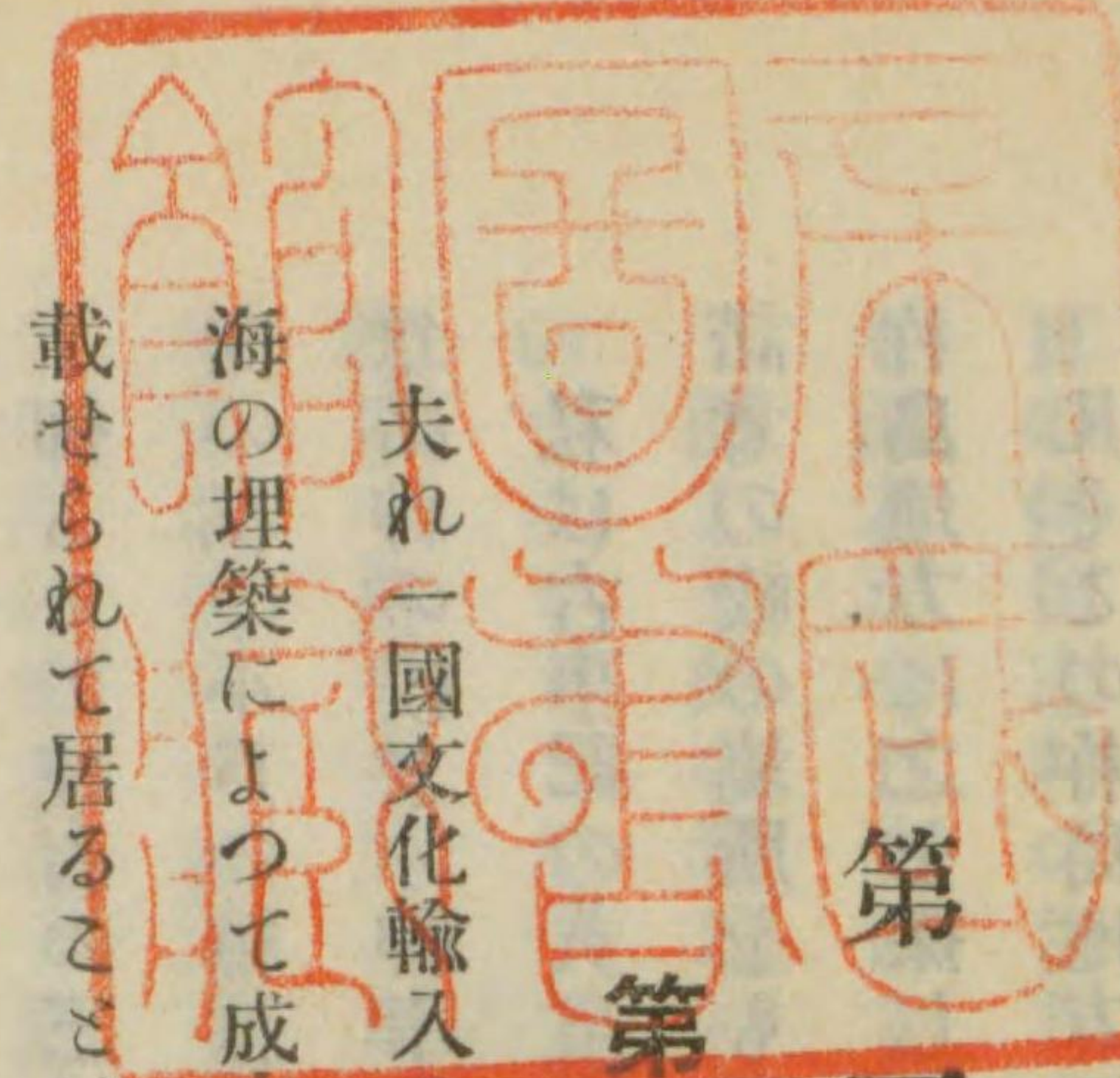
- 一、納稅組合
- 二、善行者表彰

第十一章 結び……………一三五

福富村郷土誌

第一編 郷土の沿革

第一章 榮のある吾等が郷土



夫れ一國文化輸入の門戸は港灣だとは既に多くの識者が肯定する結論である。我が福富の土地が全部有明海の埋築によつて成立した杵島郡内でも極めて新しい村落であるにも拘はらず、唐津と共に日本地圖上に記載せられて居ることは申すまでもなく特に海路を示した世界地圖の上にも明瞭にその名を刻記して在ることは何といふ愉快な事であらう。而も夫れが我が國の刊行本のみでなく英米等の各國で翻刻された世界地圖にまで出て居ると云ふのに至つては全く驚くの外はない。斯く我が住の江港の名が今日國際的に著名になつて來たことは蓋し偶然でもない様である。抑も此の地は彼の神代に於ける日向の橘の小戸(オド)の櫛が原に因なんだ名で我が國に於ける住の江の根元である。

凡そ孰れの村を問はず其處には必ず歴史沿革なるものがある、而かも我が村の如く比較的新しい土地での縦即ち時間的には悠久限りもない神代に端を發し、横即ち空間的には廣茫果しも無い地球の表面の到る處にまでその名が著れて居る等とは何たる光榮であらう。

以下順を遂ふて我が村の歴史を叙せんとす、而も其の一事實の現はれる毎に愈々榮光に輝くものゝあるのは全く欣快である。冀くは我が福富村民よ誇りとする所は十分に誇れ、そして孰れも自重自愛せよ。

第二章 住の江の根元は此處

一 我が國に於て地名に住吉(住の江も同様でスミノエ又はスミヨシと訓むのである)を冠せる所其處には必ず表、中、底の三箇男神を祀つた住吉神社が在るものである。杵島郡の住吉村を初め福岡市の住吉、大

阪市の住吉等に此の神社の奉祀されて居ることは世上周知のことであらうかと思ふ。抑もこの住吉の三神は彼の古事記に所謂伊弉諾尊が黄泉國に伊弉册尊を訪ねられた揚句にその汚穢をば日向の橘の小戸の櫛原に於て禊祓ひ給ふた際に生れました神様で、随つて此の神の存在せられる處其處には父尊諸神の禊ぎの神事が伴ふものだと考へることが出来るのである。

私は古事記の黄泉國を現在の杵島、西松浦の兩郡に跨る黒髮山一帶の地に求むるものである、随つて前述諸尊の禊の場所をも貝原益軒等の筑前住吉説(現在の官幣小社住吉神社境内)には全然反對で我が西肥特に杵島地方に之を探したのである。

凡そこの杵島地方には古來住吉、住ノ江等の地名の存するのみならず、今日の小田村の如き元來は小戸であつたらうかと思ふのは、此地が元來は佛津と云ひ貞享頃まで入江であつて而もその潮の吐口の場所、其處を大戸と云つて居たのが現に埋築されて六角村の一字を爲して居るのである。我が福富村の住ノ江が元々今日の佐留志村の海岸に在つて同地の縣社堤雄神社と深い關係のあつたことは古來からの云ひ傳へで、而かも識者が今日夫れを説かれる處である。

而して此の堤雄神社は表面では猿千代磨と云ふ方が主祭神となつて居られる如うだが、堤雄又は裏尾と書いて「ツツツツ」と呼び舊書には筒男等の文字を充て前述の如うに此の附近に住ノ江の地が在つた等から考察して見て本眞の堤雄祭神は三箇男神であらうとは一般に云はれる處である。特に此の祭神が上られたと古來云ひ傳へられた土地に「ナル江」と云ふ所がある。ナル江はお成りませし江湖の義で三神降誕の地を意味するものである。此處から現在の堤雄神社に行く途中に馬場と云ふ部落がある、堤雄神がナル江上陸後通過された所だと云はれて居る。

大阪の官幣大社住吉神社の元が福岡市の同小社住吉神社であることは舊記其他で今日一般に是認されて居る所である。此の福岡市住吉の元が前述の如うな意味から今日の住ノ江港の原籍地たる佐留志村「ナル江」一帯の地であらうと言ふのが私の持論である。

一体橘の小戸説に就いては前述の筑前住吉の外尙ほ同國の姪濱地方の小戸があり、日向國鶴戸岩屋等も夫れに擬せられて居る如うだが、私に言はしむれば之等は孰も其の根據が極めて曖昧で之を我が住ノ江の如うに比較的系統立て、立證することの出来ないのは聊か遺憾の感があるやうである。尙ほ今日では此の住ノ江

と同様有明海岸地へ移動して僅に一小部落を成すに過ぎないが南有明村大字牛屋には字日向と呼ぶ所がある元々國號をさへ稱へて居た紀記に所謂日向國高來縣等の日向の片影であることは申すまでも無い事實で現在の宮崎縣日向國の如き勿論此の日向の後に生れた地名で、彼が景行天皇の十八年以後に起つた名であることは日本書紀に明記されて居る通りである。

以上の事實を並へ上げて、偕て靜に古事記諸尊禊祓の一條を思索して住ノ江と云ふ名の響きを聽く時私は爰に直覺的に之れを我が郷土に引き合せたくなつた結果、そこに探り當てた所が今日の住ノ江の根元説である。而して此の住吉神が國家的に示現し給ふた最初が景行の十八年（その實十二年）で和漢三才圖會に所謂景行天皇十八年天皇到於當國（當國は是れ肥前國のことなり）夜冥不知着岸一時遙得火光着船是不尋常火住吉、諏訪鹿島之神火乎仍号其地曰火國云々とあるやうである。

第三章 福富萬平此の地を開拓す

天正二年龍造寺政家が幕下の者を調べ上げた文書中に

杵島郡福富城主福富萬平

と云ふ一條がある、他の城主郷士等が夫れ幾十町何百町の知行高を記せるに對し此の福富氏には何等の記録が無いところから察すると、時尚此の地方が田籍にも上らず小物成にも入つてゐなかつたことが判るのみならず其後百十七年元録年中に出來た元録圖にさる此地方は未だ石高の記載をしてゐない位で之等から察すると今日の我が村は當時干拓埋築の最中であつたかと思われ、而かも北肥戦誌に見る所の應永三年（紀元二千五十六年）小城の千葉教胤が藤津郡松岡城（濱町）を攻めて破れ歸る途中大町江篠島（八丈島ともいふ）沖に沈没溺死した事等もあり、夫れを今年昭和六年から數へると五百三十六年前で尙ほ福田、福吉村一帯も滄々たる海中であつたことが窺ひ知らるゝ譯で勿論當時我が福富村等はあつたものでは無い筈である。降つて文録四年（紀元二千二百五十五年）に出來た佐嘉藩郷村帳に依ると（最も之れは其後貞享元録の兩度に修正増補せられてゐるので其の最初のものであるかは不明である）次の通りに記されてゐる。

四ノ里 南甘治村

一、北甘治村

一、郷司給村

一、福富東分村

一、村東分、中小路、西小路等記載ありて今に小字として存在す

一、福富西分村

一、中移り、横小路、東小路

一、惟ふに干拓當初の地名としては多く、新村、移り村等と順次に冠した者で福富萬平が最初此の福富村を埋築した土地は夫等の点から察すれば自から分界が判明する次第で鐘松土井以西現今の上區一圓なりし事を判断する事が出来る。

第四章 福富村の命名

第四章 福富村名は萬平の命名

六

福富萬平に就きて北肥戦誌(須古落城の一節に)經治(平井武藏守)が軍兵是を圍みて相戦ふに直秀(甥小島館主)叶ひ難く竟に自害して失せにけり。斯かりしかば聽がて本城高岳に入替る。扱て此事白石の上野讃岐守(福富萬平)が方より早速佐嘉へ注進しければ、隆信さらば經治を退治致さんと十一月二十日其勢一萬餘騎を以て佐嘉城を打立たれ横邊田に着陣あり、福母山に本陣を据へらる。(中略)時に白石の郷士上野讃岐守一族四十七人大串十兵衛等馬田神野江に出向い案内して先手に加はる云々因に茲にある大串十兵衛は六角村の大串伊三郎御切米拾石の所謂大串寄會本家三十六軒の祖先で當時六角判官に客仕したものと思はれる。

以上北肥戦誌の文面から察すると矢張り福富萬平は上野氏の通稱で、彼は一角の武將が其の姓名を秘し窃かに福富てう海中の寶庫開拓には最も相應はしい氏と萬年の太平を祈祝して自ら萬平と稱したものである。而かも萬平はその開拓せる新地にも福富村の名を附したものである。將來有明海の彼方筑後の國までも擴張される素質を有する我が村の前途は斯くて茲に三百五十年の昔に於て早くも此の萬平氏の命名によつて其の運命の鍵は與へられてゐる如うである。元録圖に依れば當初現在の福富村の南部一帯を彼は福永村と命名してゐたものかそれが載つてゐる。

第五章 稻佐神社を勸請す

萬平等浪士の手に依つて干拓せられたる上區一帯の地は今や年を経ると共に五穀豊饒に民烟も賑ひ行つたので茲に元録十年(紀元二千三百五十七年)九月東嶋源助等里民と共に稻佐大明神の分靈を奉祀して土地の鎮守と崇め奉つた者である。尙ほ夫れと同時に引續き埋築されつゝある新地の成就をも心から祈祝したことは申すまでも無い所であらう。

明治十三年六月當社の祠堂小池澤龜が役所に提出した神社明細書には次の通り記載がある。

長崎縣管下肥前國杵島郡福富村字三本松

例祭日 十月十七日 村社 稻佐神社

一 祭神 伊佐奈伎伊佐奈美乃命

一 由緒 元録十年丑九月五穀成就ノ爲本縣全村東嶋源助村民ト協議ニテ創建

一 寶殿 十貳間ニ壹間半

一 拜殿 五間ニ貳間

一 境内 三百八十八坪(現在五百八十七坪大正十四年九月十二日指令第三六八三號ニテ擴張許可)

一 氏子戸數 四百七十三戸(現在)

七

一長崎縣廳迄距離貳拾五里

其後此の明細書に書き加へられたる事項次の如し。

明治四十二年六月二十一日佐賀縣指令收佐兵第一〇六五號を以て福富神社と改稱の件許可

明治四十二年四月十五日佐賀縣指令收佐兵第六二六號を以て左記の無格社を本社に合祀の件許可

大字福富字五本柳 海神宮 全所字七本柳 天神社

大正十四年五月十五日佐賀縣告示第一六六號を以て神饌幣帛料を供進することを得へき神社に指定せられたり。

社掌	就任年月日	退任年月日	住所	氏名
	明治三十年三月二十四日	全三十八年十月三十日	六角村大字東郷	諸岡彦一郎
	全三十八年十一月一日	全四十二年十一月三十日	錦江村大字邊田	鶴山甚一郎
	全四十二年十二月十八日	大正十一年五月三日	福富村大字福富	生島通暢
	大正十一年五月三日	在職中	福富村大字福富	藤瀬三好
現任氏子惣代				
田中勘三郎				小野助市
				田島次右工門
				石隈文六
				山口増太郎
				橋本勘市
				溝口清平
				藤井才吉
				溝口四代
				橋本一平
				永石國三郎
				瀬戸貞吉
				川崎三平

第六章 六府方を設置す

從來田籍にも上らず藩の知行高にも結ばれずして、総て小野河海等の利にのみ係つた小物成（こものない）といふ稻田の物成以外山林川海の利から徴する冥加銀を首として以下宿旅の鑑札料等まで総べての雑収入を小物成といつた）の収入は特別合計にて内庫に屬してゐたが、經涼の膨張防備の改善其他費用の増進する當時にあつては勢ひ之に向つて、殖産興業の途を講ずるの餘義なきに立ち至つた。

六府方の設置は斯くして出來たものである。一体六府とは尙書の夏書に水火木金土穀謂之六府、正徳利用、厚生謂之三事とあるのに取つて以て名けたもので泰國公（鍋島治茂）が長尾東郭石井鶴山古賀精里等を顧問として、儒學を實用的に攻究せられし結果東郭（元幹）が古學から想到した名稱であり、此の設置を主張した者も亦東郭だといはれてゐる。

六府方は御側（即ち勝手方）のことで文政四年に小物成と共に御側から擔當經營することとなつた）に屬する事業で偶然にも其役所は六個から成り立つてゐる。山式即ち里方、山山方、山牧方、山陶器方、山搦方、山講方の六つである。

山方は総べての山岡谿谷を掌り里山方は、林野堤塘河渠沼澤海岸瀉鹵等凡て田籍に上らない土地を管轄し城下の邸地町地なども皆な其支配に屬した。此の方は利益最も多くして、且つ興すべき事業も尠くなかつた。

次きは牧方である佐嘉領では牧地乏しく、馬牛は家既に孳乳するのみで産出に乏しかつた。因て伊萬里港の西に當る山代郷楠久の牧島に馬を蕃息せしめ以て軍用其他の需用に供した。

陶器方では慶長年間杵島郡の内田山に白泥を發見してから朝鮮人を移して白磁を製造せしめ次で松浦郡泉山を起し更に伊萬里郷の大河内に、幕府進獻の陶器製造所を創め精良の器を製せしめて、秘密の工技を傳へしめた。陶器方は實にその監督局であつたのである。又禁裏調進の御器は有田の辻氏が代々常陸大掾に任せられて製造し、其精緻な工技秘法は彼家に傳へられた。講方とは前記五方に要する資金調達に係りにして多く富籤（現今の割増附勸業債券の如し）の發行に依り資金を吸收せしと、

次きは搦方であつた。元來有明海潮汐は干満の差高度で海濱に游泥を打寄するが故に、其處に杭を打ち柵を搦めて游泥をして自然に堆積せしめたそれを搦と稱したものである。

搦方は此役を掌るもので、泥瀉を開築して新地となす職任である。當時我が杵島郡秀郷白石の海岸に新搦を築立たが文化二年となつて、秀郷福富の我が新地は豫期の通り成功したので同年末に搦み方を引揚げ翌三年から其地に成租を課することになつた。因つて此の新地を六府方搦と稱へた（鍋島直正公傳に據る）

寛政の頃田代蘭鶏が増補したと奥書のある。

「白石往來」の一節に

偕又天明四辰歲六府方搦、濫觴者御新地外土居龍王崎、福富崎迄廻り六千六百四拾間、波除捨杭五尺間丸太建其内（不明）榎木莞五抱、柴垣之緣當竹繩拵拵付千尋、底瀉濱菜濱蓬蘆野原年々築出搦床都合田嶋百餘町外土居石垣岩豊穗松並樹茂立龍神禿倉有勸請八月八日無怠慢大般若經轉讀有直江住ノ江淺ヶ里江井樋頭江留腹付笠置土俵小頭出夫之丁場受取渡間繩拵付竹柳塚杭水道堀浚、云々

とあるのも其の一斑が判る如うである。

之より先き天明五年此の搦の一部完成を告げたので、搦方執事の長尾元幹は取敢へず龍神の祠を創建したが次で享和三年に至り搦も殆んど成就を告げたので、同社に神門を寄進し其の序銘に曰く

天明癸卯之歲官置六府省乃命臣等司其事於是平築長堤秀郷福富崎墾發斥鹵以爲田疇撫綏泯黎繁殖戶口拮据百端民以安堵固命此地稱福富新邑是臣等奏功之始也尋創建龍王祠以鎮護新邑伏願神靈之德隄防鎮無決塞之患禾稼奄有銓刈之觀而俚此新邑兼國祚共延長之爾此爲序

山嶽神銘曰 茲立神門 龍王収止 風雨時若 祐民福履 執事臣 長尾元幹謹誌 享和三年

佐賀内庫所の藏書に此搦御物成の目安を載せたものに次ぎの如うなものがある 六府方搬御物成目安

辰十二月

地米七百九十二石一斗九合

檢者 方

米百十七石七斗八升六合 米四百六石七斗六升八合 合除米五百二十四石五斗五升四合 残御物成米二百六十六石五斗五升五合

赤米十八石四斗三升 赤米とは悪い米のことなり 白米二百十二石四斗二升二合 山田米三十六石七斗〇三合

右目安前の儀存じ度候

以上

此の六府方の物成が僅少にしても其の佐賀藩の内庫に影響を與へたかは次の直正公傳の一節でも大凡と窺ひ知ることが出来るやうである。「去年より國家興隆財政更張に評議を凝すと雖も限りある水田の收穫とて俄かに餘剰を生すべき理由はあらず、但六府方の築き立たる杵島郡白石の秀郷、福富の新搦去年畧ぼ竣成し本年より物成をかけたる一事あるのみ、此際の財計を濟さんには御馳走米を増すと政費節減との外に術策あるなし。」云々

最近杵島郡教育會よる六府方之碑を龍神社境内に建設したる碑文を記すれば左の如くである。 尙書、夏書曰、水火、木、金、土、穀、謂之六府。正徳、利用、厚生、謂之三事。

六府方ノ名爰ニ出自ス蓋シ之ハ佐賀藩ノ儒臣古賀精里長尾元幹石井鶴山等ガ其ノ儒學ヲ經世濟民ノ實用ニ供セシメントノ發願ヨリ出タル制度ナリトス

舊藩主泰國公「治茂」夙ニ有明海ノ干拓ニ意ヲ注キ六府方ニ一ツノ擲ミ方ヲ設ケ長尾元幹ヲ北ノ奉行ニ任シ百難ヲ排除シテ享保三年本土居ヲ完成シテ茲ニ數百町ノ新田ヲ得文化三年ヨリ此ノ六府方擲ニ成租ヲ課スルニ至レリ現ニ此ノ處ニ奉祀セル龍神社ヲ始メ住ノ江寶海寺ハ斯ノ干拓成就ノ上ニ最モ因縁アル靈跡ナリトス

第七章 六府方擲成田ニ付龍神社を勸請ス

天明五年（紀元二千四百四拾五年）佐賀藩主鍋島治茂（泰國公）ガ企でられた新地干拓の事業も長尾元幹等の獻策によつて設置せられた六府省擲み方の苦心によつて畧ぼ完成に近づいたので地を六府方擲丑寅の方にトシ海童神を祭祀とせる龍神社を創祀し以て新地の安全五穀の豊穰を祈祝したのである。元杵島郡役所に於て編纂した同神社の明細帳を繙けば次きの通りである。

長崎縣管下肥前國杵島郡福富村下分村字壹ノ間
 一 祭神 海童神 龍 社

一 由緒 天明五年當村新築成功に付勸請安置す

一 寶殿 二間半ニ入り三間

一 拜殿 四間半ニ入り二間半

一 境内 三百八十二坪

一 氏子 百八十四戶

一 長崎縣廳迄距離二十六里二十丁

明治十三年第六月

稻佐神社々掌兼務 小池 澤 龜
 以上

其後此の明細帳に書き加へられたる重なる事項左の如し。

- 一、從來大字福富下分字武平擲に奉祀せし天満宮祭神菅原道真を明治四十二年四月十三日佐賀縣知事の許可を得て全年五月五日本社に合祀す
- 一、大正十年四月二日佐賀縣告示第百三十四號を以て神饌幣帛料を供進することを得べき神社に指定せらる
- 一、大正六年五月十四日社殿改築許可全年八月十五日落成

社 堂

就任年月日

退任年月日

住 所

氏 名

明治卅一年十二月三日

明治四十三年十二月二十七日

六角村東郷

兼務諸

岡 彦一郎

生 島 通 暢

全四十四年二月廿二日

大正七年九月

福富村大字福富

小 柳 源 六

大正七年十月廿九日

現 任

福富村大字福富下分

現任氏子惣代

岸 川 國 平

筒 井 駒 藏

田 口 次 平

大 串 兵 太 夫

東 嶋 辰 五 郎

西 山 大 六

當社神祠臺石に次きの如き刻文がある。

天明五年乙巳八月吉辰建立

維此神祠六府省謹彫建之是爲鎮護新地轉除諸天明癸卯之冬官初置六府省乃命臣等因地利築長堤開斤鹵以爲田疇蓋百町矣尋作福富新邑輯氓數十戸至于壬乙巳告戌癸功而建此

之れから見れば搦の一部成就と共に龍神の神祠を先以て祀られたものと思ふ。次で其後九ヶ年を経て又々石祠の再造あり、その碑銘は左の如くである。

龍神祠以爲鎮守爾來九易(不明)葛石傾崩於是再造且啓神路左右植松數千

株以(不明)社頭伏願神德益著祛灾降祥新邑永興國祚延長云爾

寛政癸丑仲冬吉旦

執事 臣 長 尾 元 幹 謹誌

其現在六府方碑之側に繁茂してゐる松樹が此寛政五年に栽ゑられたこと等も之れで判明する譯である。當社は特に新地鎮護の靈神として年々歳々干拓されて行く住ノ江川口地先の發展と共に稜威も層一層に輝き給ひ將來は福富神社と共に相並んで我が大福富の二大守護神として世々に尊信を享け給ふことは申すまでもあるまい。

社 殿 改 築

天明五年初めて奉祀の際は只石祠のみなりしも其後九ヶ年を経て寛政五年丑歲再造し後ち狭小なる社殿新築したりしも年経るに従ひ腐朽せしを以て安政七年申歲改築す(當時六府方區門戸數九十二戸、住ノ江區五十戸余なり)當時の記録に依れば福富村全村及び福治村の内福田、福吉區も氏子として建築費を負担し居れり當社は維新前迄は神徳近郷に名高く大旱魃の際は大官所の觸れ出しにより郷社稻佐神社、八坂神社の御臨屢々あり、或る時は白石横邊田一圓七郷の村々浮立七十餘頭の御供浮立連なり盛觀誓ふるに物なく功顯又著しく必ず沛然たる滋雨ありしと言ふ。

町村制實施以來各村負擔の關係上今は僅かに六府方區のみの經費負擔に依り維持し居れり。

安政七年社殿新築に付世話係りを當時の記録により寫せば、

頭 梁 松尾 傳右工門 小 柳 久 八

世話係 庄屋 西村 幸十 村役 吉原 虎吉 叱 武右工門 内野 清太郎

吉村 泰吉 松尾 代吉 岸川 卯三郎 江口 嘉一

淵上 治左エ門 西村 米吉 大串 半藏 江口 彌一

岸川 善太郎 小野 忠右工門 荒木 九左工門 小柳 與一

大串 政右工門 松尾 芳太郎 松尾 新吉 吉原 助三郎

小野 惣三郎 福富 東分 溝 口 勘 助 福富 下分 西山 喜十 牛屋 東分 岩 永 卯 十

上棟爲五穀成就天下太平國家五ヶ村安全祈所

安政七年庚申三月吉祥日となり

其後六十餘歳を經過し殿宇傾壞腐朽の箇所ありしを以て、再改造を企て大正五年十月より起工し翌年夏に至り、竣成大正七年四月十五日盛大なる落成式を舉行したり。關係せし人名を擧ぐれば

改築委員長 岸川 善之助

改築委員 溝口 勇四郎 瀬戸 伸太郎 久原 長一 片淵 勝平

寄附募集に盡力せし人左の如し 小柳 嘉一 松尾 銀作 本山 重次郎 小柳 久七 大串 治太郎

六府方區 久原 萬三郎 紀伊 富士男 内野 清八 松尾 善一

東島 辰五郎 江口 三平 吉原 清藏 淵上 徳太郎

住ノ江區 橋本 讚平 山口 半六

北 區 山口 權九郎 久原 善作

下 區 久原 清三郎 石隈 喜平太

上 區 久原 覺太郎 池上 末之助

中 區 紀伊 權兵衛 重富 八五郎

觀音搦新地方 伊東 徳一 紀伊 和作

福治村字福吉區 陣内 多之助 中村 道太夫

全村字福田區 溝上 榮作 鶴田 梅五郎 大串 増太郎

工事請負人

神 殿 小城郡三里村 岸川 定一 拜 殿 當村住ノ江 淵上 政一

大 工 松本 敬三郎 瀬戸 六太郎 南里 伊之吉

右收支精算書改築紀念誌等詳細の記録あるも畧す

第八章 新地方役所を我が村に置く

安政の初め我が佐賀藩にては海軍創設の宏費を辨すべく財源富殖の方法として慘澹たる工夫を凝した結果

石炭（當時百斤代銀上七匁中六匁五分下六匁にて高島香焼（島長崎港外）松浦郡の山代郷杵島郡の北方郷高來郡の多良郷から採掘してゐた）白蠟（天保弘化の交から殖産の爲め山野空閑地に櫨と楮とを植ゑ櫨の實から蠟を搾り曝して白蠟としたものである）小麥陶器の四種を貿易品とし尙此外に苧麻煙草も貿易品としたが畠の少いのと耕作に不慣のため遂に不成功に終つた。

夫等よりも最も確實な富源は新地を築成して水田を廣むること即ち搦み築きである

之より先き佐嘉郡の川副郷杵島郡の白石郷の瀉崎に概を搦み潮汐の打寄する游泥を堰き止めて泥皆の露出を促がし而る後土工を用ひて新地を築成したりしが頗る長い年月を経て成功を見たものである此の搦みは幾處にも設けられて巍松公（齊直）の初めには既に成功したのもあつたが就中六府方の新地及川副の新地には草棉を耕種して近村に紡績を勧めしめ以て白石郷犬井重木綿と稱して博く藩内に活らるゝ名物産となり次で西洋に棉花紡績の業盛に興るにつれて此の産物は國を富ます重要品の一に數へられるに至つた

其の二 新地方官を置き新地築成に努む

當時前記兩郷には新搦みの築成期に近づいた泥皆數箇所あつたので其の築成工事を起そうと云ふものがあつて遂に其の實現を見た譯である。

最初此の議の唱道せらるゝや實地を視察して尙早しといふ者其施設の方法に異議ある者他の方面から故障を云ふ者などあつて藏方郡方代官の間に議論譁然たるものがあつたが弘道館の出身で頗る經理の才幹あつたのみならず川副代官となつて治績のあつた福岡助太郎は直塚八郎左工門等の異議を排して是に着手すべしと主張し執政鍋島安房の信用を得て力を極めて新地事業に放資するの計畫を立てたので閑叟公（直正）には仕組所を開き親から莅んで之を附議し遂に公の裁斷にて内庫から資金を出して新地方代官を置き以て福岡助太郎を其任に擧用した

其の三 新田地を新地方

是に於て福岡助太郎は川副郷の新地築成の主任者には牟田口利左五門を推し自らは白石郷の新地築成に一大工事を興さんとし親しく我が福富村に役所を設けて其の事に當つた之れが今現に地名として存在する新地方の起原である安政二年八月七日藩政から次の如ふな達しがあつた。

御新地方之儀今度御側へ被相建候に付而者御小物成御取納に相懸候左に書載之田地皆以右役筋被仰

付儀に候條取調引付候様被仰出

一、御借銀地 一、新御小物成

一、搦方並別段搦方 一、丑年以來上り地

一、大詫間餘分

大而して我が杵島郡白石瀉の新地は藏入と小物成とに地界が交錯したのみならず須古の私領地とも相接して居るので其の收入についても違亂を生じ易く従つて私曲も行はれ易い所であつた一般に理財に廉潔を重んずる武士の風尚は彼等が數字に暗い所からして兎角賄賂の沙汰をも生ぜしめ易く即ち自然監察等の注目からして執政始め政府藏方の間に弾効せらるゝものあるを免れなかつた

其の四 新地代官の稱を廢し單に新地方と稱した

佐賀藩の長崎造船所の費に充つる代り品の多くは山方里山方の地に産出せられた是がれも亦小物成に屬したる分なるを以て新地方と犬牙するにより兩山方へ開き地一式を新地方に引き附けしめた其後新地代官の稱をも廢して單に新地方と稱へた

其の後此の新地方を小物成所に寄せ白石三郷から内庫收入に引繼いだ土地を御側所納地と稱し新地方附役福岡助太郎に其代官をば兼務せしめた

然して此の新地方を設くるに及んで我が白石三郷の内外の支配地の錯綜した所からは迄の治務に一貫を缺き且つ手數が頗る繁雜で村民は爲に難澁したのであるが之れが爲め執政鍋島安房守の如き其の怠慢を彈効された位であつた。

其の五 大搦 新地方の手に成就す

斯くて此の方一番搦より南三番搦に至る方面約壹百町の大搦は此の新地方の手によつて完成したものである時の主任として専ら此の事務を執つたものは鶴清太である、鶴氏は現松原神社々司鶴清氣氏の父で其の當時の搦築きの模様を繪巻物にして居たらしいのだが惜むらくは今其れが失はれたらしい。

尙ほ既に完成した搦に對しては漸次物成を課することゝなつた今萬延元年申十一月此の御新地方に於て取調べた「諸郷兩御新地田嶋石入帳」に就いて見れば次の如うで其の石高によつて搦築立の沿革も自から判明するものである

秀郷兩御新地

甲 田方石入

一、壹段ニ付 米八斗代 五間垣下搦、中搦、大戸搦、十六人搦、辨財搦、平内搦、甘治搦、太原搦、遠

江搦、庄右工門搦

一、右全七斗五升代 六右工門搦、源助搦、直江外廻り搦、仕切搦、與四兵工搦（今村圖には由兵工搦

とあり）新藏搦、北觀音搦、七人搦（今地圖になし）、儀右工門搦、喜右工門搦、徳右門搦、清兵

工搦、住吉搦（今内住吉と云ふ）

- 一、右全七斗代 垣觀音搦、南觀音搦、善右工門搦、庄兵工搦、清右工門搦、千右工門搦、覺兵工搦
- 一、右全六斗五升代 東清兵工搦、西清兵工搦、源右工門搦、善右工門搦、善右工門搦、善兵工搦
- 一、右全八斗五升代 西分垣下入口 甚兵工搦
- 一、右全六斗代 甚兵工搦
- 一、右全五斗代 幸兵工搦、安右工門搦
- 一、右全六斗代 久右工門搦、兵左工門搦、住ノ江小搦、儀左工門搦、幸兵工搦
- 一、右全五斗五升代 福田搦
- 一、右全五斗代 藤左工門搦(今地圖ニナシ) 戊亥搦(地圖ニナシ)

- 一、右全四斗六升代 新觀音搦(今地圖ニナシ) 南小次郎搦、北小次郎搦、淺右工門搦
- 一、右全八斗代 香田搦(今廿治搦と云ふ所ならん) 奎之助搦(地圖ニナシ)
- 一、右全五斗代 久右工門搦、勝右工門搦、清吉搦
- 一、右全四斗代 伊左工門搦(今地圖ニナシ)

- 一、壹段ニ付 米四斗五升代 廿治搦、太原搦、遠ノ江搦、庄右工門搦、五間垣下小搦、中搦、大戸搦、十

切小搦、與四兵工搦、新藏搦、南觀音搦、境觀音搦、北觀音搦、七人搦、儀右工門搦、儀右工門小搦、喜右工門搦、德右工門搦、清兵工搦、住吉搦、東清兵工搦、西清兵工搦、源右工門搦、善右工門搦、助左工門搦、庄兵工搦、覺兵工搦、十兵工搦、新右工門搦

一、右全四斗代 甚兵工搦、久右工門搦、幸兵工小搦、兵左工門搦、儀左工門搦、住ノ江小搦、幸兵工搦、藤左工門搦、福田搦、戊亥搦、勝左工門搦、新觀音搦、南小次郎搦、北小次郎搦、淺左工門搦、

- 一、右全三斗二升代 六兵工搦、安右工門搦
- 一、右全四斗代 嘉兵工搦、才次郎搦、清藏搦、清吉搦、安左工門搦、壹番大搦、貳番大搦 以上

以上の記録にて其の石高の多い方が矢張り早く新地の完成したものだと思惟されるものである。而かも之れを地圖に引合すれば、間に搦の名の變化したるものもあるも一見其の埋築の順序が判明する如うである。

惟ふに六府方と云い新地方と云ふ、是れ全く佐嘉藩財政の立直しと將又國防の宏費を辨する爲めに置かれた、所謂天下一品の制度の役所であつたことは申すまでも無いことである。

然るに其の二方とも之れを我が村内の地名に冠することを得て、永久の記念に残されることは何たる光榮であらうぞ、我が佐嘉藩が明治維新當時天下に富強第一を謳はれた所以が之等の適當な經濟的機關を我が藩

に於て研究施設せられた結果なりと思ふ時、我等は其處に一種の言ひ知れない快感を覺ゆると同時に、此の光榮を後世子孫に残したい者である。

第九章 六畝屋敷の制を布く

本村内字上區と下區との兩所に六畝屋敷と稱する地域がある。

舊藩制では新地内の宅地は一戸に付六畝と定められたもので而かも所定以外には住居することを許されなかつたのである。

明治維新以後此の制度は自然と消滅し爾來住民は各地に散在して今日の盛況を呈した。孟子に曰く「五畝之宅樹以桑」と言ふに倣うたものか、永池水道から引いた灌漑用の水堀は縦横に條目正しく開鑿し、其の間南北の道路を通し、堀と道との間は正方形を保ち其の間に六畝屋敷を配置した様で今に其原形が残つて居る。惜むらくは此の制度が何れの時代に布かれしか記録を探究し得ざるも、干拓事業の年代より想像せば、佐賀郡の犬井道村の住民集團制を布かれし時と同一時代ならんかと思惟せらる。之等は他に容易に見難い佐賀藩舊制度の遺跡である。

第十章 金比羅社を勸請す

天明年間下分村干拓成就に付全八年住ノ江に、崇徳上皇を祭神とせる金比羅社を勸請し土地の鎮守とした

佐賀縣神社明細帳に曰く

長崎縣管下肥前國杵島郡福富下分村字北八左工門搦 金比羅社

- 一、祭神 崇徳上皇
- 一、由緒 天明八年當村新築成就に付勸請安置す
- 一、寶殿 石祠
- 一、拜殿 二間、四間
- 一、境内 七十二坪 官有地第一種
- 一、信徒 七十人
- 一、長崎縣廳迄距離二十六里

以上

稻佐神社々掌兼務

明治三十年第六月

小池澤 龜

當社は現在住ノ江港の鎮守神として、一般住民は勿論特に此の港に出入する船舶乗組員の信仰を受けられつゝある。目下龍神社々掌小柳源六氏が兼務社掌である。

將來全港の發展と共に祭神を筒男三神と併祀し、住ノ江神社と改稱し早く村社に昇格せしめ益々神德發揚

に氏子の發奮努力せられたき者である。

第十一章 村内各寺院の建立

一、大弘寺

佐賀縣佐賀郡本庄村 高傳寺末

全縣杵島郡福富村大字福富字楠籠

曹洞宗三等法地

大

弘

寺

一、本尊如意輪觀世音菩薩

由緒 天正年間上野讚岐守福富萬平、新地開拓以來歴代の佐賀藩主亦干拓事業に留意經營せられ漸次擴大に伴ひ、住民も増加し自然寺院建立の希望も起りし爲め、藩公の菩提寺高傳寺の九世泰薰和を請して、元禄十二年開創し甘露庵と稱し來たりしが、明治二十四年四月曹洞宗管長より平僧地大弘寺と稱する事を認允せられ、明治三十八年九月十九日佐賀縣知事の許可を得て、寺院明細帳に登録せられ、大正五年十月十六日三等法地に昇格し、開創以來二百年間中斷なく永續す。

一、堂 宇 本堂間口七間半 奥行七間半 庫裡三間半ニ七間 附屬教師室二十坪

一、境 内 三百六拾八坪六合

一、境 外 八百八十一坪

一、境 外 所有土地 一町四反三畝十四歩

一、檀 徒 二百三十三戸

右 住 職 川 隆 峯

惣 代 田 中 勘 三 郎

久 原 作 市

森 八 郎

山 口 増 太 郎

山 口 市 助

沿 革

開創以來明治初年までは記すべき資料なくも、域喚應和尚來たり任職となるや信徒と協力寺籍の復活に力を盡し、寺門の革正整頓將來教化の道場たるべき、施設維持存続の方法を講じ大に寺門の興隆に盡瘁し次代中村祐遜、現住平川氏亦其の遺志を繼承し益々隆盛に向へり。今最近全寺の施設せられたる概要を記すれば

一、本堂改築 明治三十七年二月 工費參千餘圓

一、庫裡新築 明治四十四年五月 工費壹千五百餘圓

一、鐘樓

大正十一年八月

工費壹千圓

一、書院

昭和二年八月

工費參千圓餘

一、維持財産の寄附

前記境外土地一町四反三畝十四歩は最近に於ける壇徒中より篤志寄附に依れる者にして尙現金の積立も多少ありて今後同宗派内に於ける寺院の中に於ても維持鞏固なる部に數へられるに至るべし

二、寶海寺

佐賀縣佐賀市高木町願正寺末

真宗本願寺派

寶海寺

一、本尊 阿彌陀如來

由緒 寶海寺は天明年間舊佐賀藩主當地大字福富下分の地を埋築の際佐賀市願正寺八世の住職本原師其の工事を援助し僧侶をして人夫監督の爲め出張せしめたる出張所の遺跡にし當時の監督員たる僧の泰長寶海庵と改め爾來百三十有五年間中斷したる事なく永續の處大正十四年一月十五日佐賀縣知事より寺院明細帳編入の上寶海寺と改稱の件許可を得たり

一、堂宇

間數

本堂間口四間半 奥行六間

庫裡間口三間半 奥行三間半

一、境內

二百五十二坪

民有地第一種

所有者 寶海寺

一、境外

四百六十二坪

民有地第二種

所有者 全

一、壇

徒 百四十戸

一、信徒

徒 千三百二十人

大正十四年一月二十日届

寶海寺住職

龍ヶ江良大

右 寺惣代

松尾銀作

小柳久七

大串已之助

大串已之助

鐘ヶ江新吉

右寶海庵は今を去る百四十年前天明三年舊佐賀藩主第十代鍋島治茂公當地新田埋築の一大工事を起し、其の臣長尾元幹をして工事を司らしむ元幹來たりて、築堤工事に着手し村民を勵まし日夜奔走力を注ぐも屢々風浪に妨げられ容易に人力の防ぎ難きを悟り、天明五年八月龍神を祀り其の災害を免かれん事を祈る、而して數年ならず築堤工事竣成に近づかんとするに際し又々暴風起り海浪溢れ堤塘大破し數年の辛勞一朝水泡に歸し遂に放棄せんとし村民の憂愁又其極に達す、此の時に當り佐賀市の巨刹願正寺第八世の住職本原師藩公

時信用を博し一先づ庫裡を建て、次で堂宇を建立せんとせし折り何かの嫌疑を受け拘留の身となり、信用失墜し遂に其の目的を達する事能はず何れにか去れり、其後忍牛和尚康禪和尚等庵室に隠居し傍ら信徒の葬祭等を營み來たりしが、大正十五年信徒相謀り七千餘圓を投じ堂宇を新築し、昭和四年七月前記橋下村大字大渡字永池にある大福寺維持困難殆んど廢寺となりし際本寺高傳寺高閑者住職の同意と永池信徒の賛成を得て寺籍移轉願を提出し今年九月六日日本縣知事の許可を得大福寺と稱する寺院の資格を獲得する事を得たり。

大福寺は享保年間高傳寺二十世の住職拍宗寂老和尚の開山にして、佐賀藩主第五代鍋島綱茂公(玄梁院殿)奥方(寂光院殿)を開基とし冥福を祈り隠居創建せし寺院なりしも、檀徒なく遂に廢寺となりしを以て、當地は第十代鍋島治茂公六府方搦創造の地なるに因み双方の信徒相喜び容易く移轉の運びとなりし次第なり、今後本村地先干拓事業の進歩と共に本寺も漸次隆盛とならんか

四、光照寺

明細書

佐賀縣佐賀市高木町願正寺末

全縣杵島郡福富村大字福富下分字七本柳

眞宗 本願寺派 光照寺

一、本尊 阿彌陀如來

由緒 全所は寶永五年僧桂堂の創立にして觀世音菩薩を安置し、圓通庵と稱せしも數十年間無任の爲め、安政元年願正寺末寺たる寶海寺二世住職唯道入庵、阿彌陀如來を本尊として安置し眞宗顯道庵と改め、爾來九十餘年間で斷したる事なく永續し、昭和六年七月二十四日佐賀縣指令社兵第五七八號を以て光照寺と改稱、寺院明細帳編入の件許可を得たり。

一、堂 宇 間數 本堂間口六間 奥行六間半 庫裡間口六間 奥行五間半

一、境 内 坪數 三百六十四坪五合九勺 民有地第一種

一、檀 徒 百五十二戸

一、信 徒 千八百十八人

昭和六年七月

光照寺住職 重藤至善
檀 徒 紀伊松三郎
小野市次
鐘ヶ江勇作

今願書に添付したる本尊佛僧の來歴を寫して参考に供すれば

過ぐる安政初年佐賀市高木町浄土家稱念寺住職の居間に安置せる御内佛像(阿彌陀如來)白石新地に行きたいと一再ならず靈夢を與へらるゝを以て住職は其の實行を圖らんと苦慮せしも、何等の因縁手掛を得ず遂

に東隣の真宗願正寺は福富村干拓事業に關係し信徒も多數あるを聞き、以上靈夢の次第を願正寺住職に話し白石新地方面に寺院建立の因縁もあらば、此の佛像を本尊にして貰ひたいと讓渡したるを以て心良く承諾譲受け天明年間六府方擲干拓事業に出張しゐたりし同寺の役僧泰長の遺子唯道に其意を傳へて、佛像を交附せられたる由、其後唯道は佛像を携へ當地に來たり最初願正寺の出張所たる寶海庵の小室に入り、寺院建立の念を果さんと企てしも、當時の信徒間に種々の事情ありて容易に其の目的を達する事能はざるを憤り、信徒の有力の人々に不穩の舉動あり遂に大町代官所に留置せられ、全所の牢屋に一時呻吟するの悲惨事等起り、出獄後唯道の思想一變深妙なる謹慎の態度現われ、常に其佛像を擁し落涙滂沱稱名念佛の聲絶えず托鉢修業により口糊を凌ぎ居たりしが、時恰も觀音堂圓通庵は數十年間無住の儘草茅に蔽はれ、墓場は狐狸の住む所となり村民の夜間附近通行にも恐怖するの甚しきに至りし際なるを以て、信徒中より全庵の住職に懇請せられ數年ならずして堂宇を建立し、上述の阿彌陀如來の像を本尊とし、庵號を顯道庵と改め真宗本願寺派に屬し今日に及ぶ云々とある。

五、惠日庵

本堂間口六間 奥行六間半 庫裡三間に五間
 惠日庵の建立は、寺内町にあり、其の地は、
 天明十年（一八二〇）に、佐賀縣杵島郡六角村正隆寺末
 住持、明細書に、
 佐賀縣杵島郡六角村正隆寺末
 全縣全郡福富村大字福富字一本楠


真宗 本願寺派 惠 日 庵

一、本尊 阿彌陀如來

由緒 惠日庵は延享年間正隆寺第八世の住職了音の二男了諦の創建する所にして、爾來今日迄百八十餘年間中斷したる事なく、村民の佛事葬祭布教を勤行永續するも寺院明細帳に脱漏しゐるを以て目下萬福寺と改稱、寺院明細帳に編入願の手續中に屬す

- 一、堂 宇 間數 本堂五間に六間 庫裡三間に五間
- 一、境 内 百八十九坪
- 一、境 外 十一坪
- 一、檀 徒 四十六戸
- 一、信 徒 千二百人

現住職 德山行信



第一期 天正二年(紀元三三四年)今ヨリ三五五年前上野嶺岐守
福富萬平ノ築造シタル地區

第二期 天正以後天和年間迄ニ築造シタル地區

第三期 天和以降天明年間ニ築造シタル地區

第四期 天明以降明治年間ニ築造シタル地區

本圖は明治十一年(西曆一八八〇年)に繪成され、其の後に若干の変更あり、其の詳は本圖の裏面に記す。

小坂郡芦刈村の歴史 卷之八 附録

第二編 村治の沿革

第一章 町村制の實施

本村は舊佐賀藩主の直領なる福富村と福富下分村との二ヶ村を明治二十二年四月一日町村制實施當時に併合したるものなり。

舊藩時代の制度にては一戸の宅地は六畝歩に限定し、一定の區域内に住居を定め雜居を許さざりしが、明治維新後其の制度廢せられて、自由に居を定むるを得るに至り一般人民は便宜各郷内に散居し、一面他村より移住するもの歳々増加するに至り、明治初年頃迄は海岸一帯の地殆んど荒蕪に委し、茫々たる蘆荳等ヨシカヤ繁茂し居たりしが、最近二三十年間の内に人口の増殖に伴ひ、開墾限なく行き届き一望肥沃の良田と化せしのみならず、尙年々干拓事業絶えず目下工事中の、昭和搦八十町歩、大福搦の百五十町歩も近く起工の運ひに至らんとし、更に五百七十町歩の埋立免許あり。今後二三十年後には本村現在の面積に倍加するの耕地擴張を得て、縣下屈指の大村とならんか。

今町村制實施以後重なる施設事業を、章を遂ふて列記せん。

第二章 樋管改造事業

本村は山川として縦横に貫通するものなり、従て灌溉排水の不便も亦免れず。故に海岸堤防には無数の樋管を設備して、悪水の排除をなさしむ。而して干拓により成立したる村なるを以て幾重にも堤防存在し、水路を設くるに當つても自然と樋管の数を増加するの勢を生じ、爲めに村内四十餘個の樋管を有す。然るに従來の木造樋管は、僅々十餘年にして腐朽用を爲さず、年々改造事業止む事なく之れに伴ふ工費金又驚くべき巨額に達し、村民の土木費負擔に苦しむ事年久しかりしかば、當時の村長議員諸氏相謀り、明治二十四年より石造に改むるに決し、爾來年々其の事業を繼續し漸く明治三十二年に至つて完成を告ぐる事を得たり。其の間年を閲する事八ヶ年工事費總額實に壹萬五千圓を要せり、其の爲め成工後の今日に於ては、時々吐々露換へをなす少額の費用を要する位に止まり、村費の負擔を輕減する事を得たる其の功績は誠に著大なるものとす。

其の後樋管改造を行ひし重なる者を擧ぐれば

明治三十九年五月	一番堀樋管改造 (口間擴張)	工事費	貳百五十圓
明治四十二年五月	三番堀三尺角二個を五尺角一個改造	工事費	七百五十圓
全 四十二年九月	五間垣下堀口間擴張改造	工事費	貳百六十圓
大正二年五月	郷司給堀樋管改造	工事費	參百圓
大正八年六月	市萬堀木造樋管を石造改む	工事費	千百圓
昭和六年五月	直江堀石造樋管破損し、危險に頻せるを以て鐵筋コンクリートに改造を企て六月末全部完成		

工費約壹千六百五十圓餘を要し從來に比し、悪水排除の量多く水滯除去に大なる効果を與ゆる事を得たり。

第三章 樋管位置變更

本村大字福富下分字一ノ間淺ヶ里江に設置し來りたる樋管は有明海の瀉地に面し、下流江湖の延長一里余に亘り加ふるに瀉地年々高くなり悪水排除に自然と差支を生じ毎年夏季降雨の際は、數十町歩の稻田忽ち腐敗の害を受けるを以て字三ノ間と、字一ノ間との多數地主間に流水の論、屢々起り果ては腕力沙汰となり。双方の激論鬭争甚しかりしを以て、樋管位置變更の必要を認め居りしも、水利上の關係は一利一害を免れずして衆議容易に決せず荏苒數年を経過し、其の間にも年々水害に依り受くる損失甚しかりしかば、當時の村長議員諸氏地主間に立て熱心調和の勞を取り、漸く樋管位置變更の議熟し、明治二十四年に於て土地を賣買交換し現在の位置即ち、脇堀に變更する事を得たり。全所は住ノ江川に接近し下流僅かに數十間に過ぎざれば、悪水排除の迅速なる事數日聯綿たる降雨も暫時にして退水に便なるを以て、爾來今日に至る迄容易に三ノ間の一小部分を除く外、水害を受けたる事なし而して、架設せる樋管は都合三個にして工費金千五百圓を要せり。然りと雖も其の効果の顯著なる事は、今に至つて村民の均しく認むる所なり。

第四章 堤防増築工事

本村は三面海に面し堤防を以て海水の浸入を防ぎ居る爲め、村の命脈は懸りて堤防に在りと言ふも過言に非らず。而して本村が既往屢々堤防破壊の慘劇を受けしこと、擧げて數ふべからすと雖も遠く文政年間、近くは、明治七年暴風の如き堤防決潰の慘狀は、恰も鑿齒の如く激浪山をなして浸入し、家屋流失人畜の死傷夥しく、見る間に一面泥の海と化し、其の被害の慘憺たりしは今尙村民の記憶する所なり。斯の如き歴史を有するを以て常に村民の堤防に對する觀念は、城壁の如く重んじ保護怠らざりしも、海岸堤防の延長四千五百間余に亘り石垣を施工せされば、到底堅實を得て望むべからず。斯の如きは、民力の能く負擔に堪へざるを以て、去る明治二十五年字東百人搦より、福田搦に至る(延長千五百余間)堤防組替出願をなし、明治二十六年五月地方稅支辨に編入せられ、爾來年々修築工事は繼續して止まず、漸く現在の如く堅牢なる事を得たり。其の間明治二十七年本縣疑獄事件の起るや、當時の村長收入役等相關聯する所あり、不幸入監の身となりしは實に千秋の遺憾なりとす。然れとも組替堤防内百有余町歩の土地は一反歩僅かに拾圓内外の價格を有するに過ぎざりしか、現今に至つては參四百圓内外の地價を維持するに至れり。其他大字福富下分字三ノ間二ノ間、一ノ間海岸堤防増築工事の如き堤防破壊を憂ふる如き事なきに至り村民安堵して、生業に従事するを得るは、誠に堤防増築工事の恩恵なりとす。而して右堤防工事に要せし、村請負工費、縣廳直轄工事費、地元人民の勞力寄附等を計上すれば、無慮貳萬五千圓以上に達するならん。

今龍神社境内に存する堤防増築樋管位置に係る紀念碑文を寫せば

天明中築長堤干福富崎以創造下分村事詳千龍神祠神門銘竝神祠臺石誌文政十一年八月九日大風海溢堤爲其所壞人家湮沒死者無算 天保十四年九月三日又風海溢壞堤當其奔水之衝凹陷成一大池今稱芳車是也前後二災振古所無慘狀不勝言藩廳撫恤備到民賴以安焉一爾後至今戶口愈殖田畝益闢然而提身薄弱人皆憂萬一之變下分村惣代淵上官二郎首畫増築之村會議員紀伊松三郎等贊之乃與村長其他有志者協議請于縣廳至字一ノ間五角幅五間長五百三十五間明治二十六年三月竣功 堅牢鞏固無復潰缺之虞廿三年八月移五ノ角樋管干芳車改爲石造三個於是排水尤便無復滯滯之憂爰建此石以爲紀念之標云

明治二十六年八月 右堤防増築樋管改良特別功勞者

- | | |
|-----|--------|
| 村長 | 橋本源左工門 |
| 議員 | 紀伊松三郎 |
| | 小柳久次郎 |
| | 岸川善九郎 |
| | 久原仙一郎 |
| | 溝口勇四郎 |
| | 田口次八郎 |
| | 岸川八太郎 |
| | 溝口治太郎 |
| 舊村長 | 小柳與一 |
| 舊議員 | |

全 松 尾 傳 右 工 門
人民惣代 淵 上 官 二 郎

四四

其後海岸堤防は縣費支辨に編入せられ、歴代の村長縣に乞ふて年々増築加工怠らす村民漸く堵に安んずるの域に進み居たりしに、豈に測らんや、大正三年八月二十五日の古今未層有の高潮災害に逢ひ、數十年間の辛勞一朝水泡に歸し、大破欠壞見るに忍びざる慘狀を呈し、二ヶ年余を費し漸く復舊工事成りて間もなく、大正八年再度の高潮にて（縣費支辨の外にある最近干拓地の堤防）三等堤防又々大破壊を蒙り、ために海岸一帶十七搦（百五十町余）は聯合耕地整理組合を組織し堤防延長四千六百余間、工費五拾余萬圓を投じ數ヶ年を経て漸く堅固なる築堤工事完成し、大正十五年縣會議員紀伊八平氏村長東島祐作氏等の奔走請願の結果全年七月二十日佐賀縣告示第三〇九號を以て縣費支辨編入に許可せらるゝことを得たり。

其後住ノ江港附近の護岸工事不完全のため、毎年住ノ江港住民高潮浸入に惱み往々床上に其の害を及ぼし焚出し給與は毎年例の如くなりて、難澁甚だしかりしをもつて縣の補助を乞ひ、大正十四年延長二百間工費七千七百參拾圓を投じ、完全なる護岸工事を施し、昭和六年三月殘余の和平搦以東延長五百八十八間工費壹萬九千余圓を投じ護岸工事の完成を告ぐるに至り、住ノ江港の外観又面目を改むることを得たり。

其外大字福富字藤福搦、清吉搦、北極搦の三搦聯合耕地整理組合を起し川岸堤防鞏固となり、大正十三年六月二十一日佐賀縣告示第三八九號をもつて延長五百二十五間は縣費支辨に編入の許可を得たり。

第五章 道路改修工事

一、福治村境より本村の中央を東西に貫通して住ノ江に達する道路は、去る明治二十三年より二十四年に至る二ヶ年繼續工事として改修せしものなるが明治三十年に至つて縣道に編入せられたり。此の工事の延長二千七百七十六間橋梁架設八ヶ所工費金千五百八拾九圓四拾錢を要し内金貳百圓地方税の補助を得たり

二、大字福富下分内字北辨財搦（縣道より分岐）より住ノ江に達する里道長さ二千二百五間橋梁架設七ヶ所は明治三十一年に於て改修工事を竣功し、工事費八百五拾圓余を要し内金百四拾貳圓は縣費の補助を受けたり。更に大正四年、昭和五年度に於て幅員擴張の工事を施行したり。

三、大字福富下分字新藏搦より全所東直江搦に至る道路長四百間橋梁架設二ヶ所は明治三十七年に於て竣成し工事費四百圓余を要し内金九拾九圓は縣費の補助を受けたり。更に昭和四年度に於て幅員擴張の改修工事を施行したり。

四、大字福富字六本柳（縣道分岐点）より新渡場及び住ノ江に通ずる道路延長千五百五十間橋梁架設十一ヶ所明治三十九年度に於て改修し工費金九百參拾圓余を要し内金貳百七拾八圓縣費の補助を受け、更に昭和四年全五年度に於て幅員擴張の工事を施行したり。

五、大字福富下分字武平搦より全所村社龍神社に達する道路八百二十五間暗橋架設七ヶ所は明治四十一年に

於て改修工事を竣へ、更に大正

年幅員擴張の工事を施したり。

六、大字福富字五本柳縣道分岐点より字一番搦に達する舊來の道路は幅狭く路面粗惡にして交通運搬に不便少からず明治四十四年改修工事を施す、延長千二百七十間なり。

七、大字福富下分字北辨財搦縣道分岐点より三ノ間田淵搦に達する一線、及び清兵工搦より内住吉搦住ノ江線に通する一線延千四百二十五間は、大正元年八月改修工事を竣す。

八、大字福富上區重富作一東側より小林仁右工門裏を通過し東潮止め觀音を経て三番搦に至る一線、延長千八百八十間は、大正三年度に於て改修工事を施し、更に昭和四年度に於て一部の幅員擴張の工事を施行したり。

九、大字福富字十六人搦より二番搦に達する延長四百二十三間の内、昭和四年度に於て一部幅員擴張の改修工事を竣へ、昭和七年度に於て全部改修工事を完成せんと計畫中なり。

十、大字福富重富商店前より南久原伊八前里道に接續する一線二百四十六間は、昭和五年度に於て改修工事を完了したり。

以上列記する線は村内の重要道路にして在來道の屈曲を直し幅員を擴張する等、縣費補助を得て改修工事を完成せしもの、其外認定道路として數線あり。總延長一萬二千四百六十六間に及び何れも毎年春秋二回に小修理を行ひ砂利を散布し人車馬の交通を便にし、以て村内産業道路の完備に勉めつゝあり。

第六章 渡船場の修築

新渡し及び住ノ江川渡船場は、舊藩時代に於て六角川潮水干満の際流水の衝に當る個所に、護岸用として割石を亂雜に捨て込み水刳を築きたるものなりしが、全所に渡船場を開始以來久しく公衆の通行上非常なる困難を極めきたりしが、明治三十一年に於て水刳の勾配を順調にし、路面は石を以て平坦に疊み込む等大修繕を加へしを以て爾來今日の如く人車馬の通行上至大なる便利を與ふることを得たり。而して此の工事に費せし金額は參百五拾圓余なりとす。

第七章 駐在所建築

明治十九年住ノ江に秀津分署住ノ江派出所を設置せらるゝや、福富村福治村の有志相謀り金六百圓の寄附を募り派出所を建築したり。然るに間もなく、明治二十二年全所廢止と共に敷地建物は元寄附者に還附せられたり。其後駐在所に使用し來りしが年を経るに従ひ、雨漏り腐朽の個所多く始んと用に堪へざるに至りしも、元寄附者の所有としては之れが處分に困難なるに依り村有財産と爲すに若かずとし、明治三十四年十二月元寄附者たりし、野口徳藏外百六十六名より村有財産に寄附申出づるの運びに至りし故、村會にても直ちに採納に決し同時に建物は一應解除の上重に舊材料を使用し再び現在の駐在所を建築することを得たり。工事費貳百五拾圓は村内有志の寄附を以て支辨したり。

本村は戸數九百餘戸人口五千余人を有し、殊に住ノ江港を控へ居るにも拘はらず從來一ヶ所の駐在所にては全村に亘る治安の取締を充分ならしむる能はず、明治三十七年十一月大字福富内に駐在所の増設請願をなしたりしが、漸く四十年に至つて増置せらるゝの運びとなりし故、直ちに寄附を募集し建築に着手四月より開所せらるゝに至れり。

三、住ノ江港水上警察派出所新設

大正十一年十一月廿八日住ノ江港に水上警察派出所設置の請願をなし其の許可を得、直ちに位置を撰定なし全港字李兵工堀内に所有者石隈長輔氏より敷地無料提供を得、篤志寄附により平屋建瓦葺十九坪八合工費金貳千六百貳拾圓を投じて、派出所建築し竣成と全時に縣有財産に寄附願出で、大正十三年一月二十八日採納許可と共に開所せらるゝに至れり。

第八章 村役場建築

本村役場は久しく民家を借り受け執務しきたりしが、時勢の進歩に伴ひ事務の繁劇は吏員の増加を促かし狭隘なる民家にては到底執務し能はざるに至り、明治三十五年四月建築に着手、全年八月竣成す。敷地八畝歩代貳百六拾圓地高め費九拾五圓建築費千八百圓石垣柵等に五百餘圓を要し内七百五拾八圓は村内篤志寄附を得、殘余千八百九拾七圓は村税に依り支辨したり。

第九章 福富尋常高等小學校建築

當校は初め力途小學校と稱し、明治八年大弘寺内に授業を開始す。翌九年福吉村と組合校舎を上區に新築して校名を福富小學校と改め、全十九年更に勅令第十四號に基き之を福富尋常小學校と改稱す。其の後明治二十五年福吉村との組合を解き福富村立とし、翌二十六年別に中區に一民家を借りて、此處に修業年限二ヶ年の高等科を置き、表面白石高等小學校の分校とせり。斯くて明治三十年三月白石高等小學校其の組合を解散するや、此の福富尋常小學校に、修業年限四ヶ年の高等小學校併置の指令を得て、全年十月八日校地を村内中央(現地)に卜し、翌年十一月校舍新築工事に着手し三十二年七月二日其の落成を告げ、茲に現在の福富尋常高等小學校を開校するに至れり。

當時の經費左の如し

一金九千五百五拾圓	敷地	四反二步代
一金六百圓	建坪	三百八十九坪分
一金八千參百圓	人夫賃	雜給雜費
一金貳百五拾圓		

而して是れが支辨の方法は

一金四千六百八圓

一金參千圓

一金六百參拾四圓

一金九百八圓

計金九千百五拾圓

村税賦課

一時借入金(三ヶ年償還)

舊校舍賣拂代

篤志寄附金

明治三十六年五月十日當校に福富村立實業補習學校を附設開校せり。

爾來本村戸口の増加と、義務教育の延長の結果とは茲に著しく就學兒童の増加を來たし、從來の校舍と運動場にては狹隘を告ぐるに至りたれば、越へて明治三十九年八月、田一反五步(此代金參百七拾圓)及び四十年八月更に田一段四畝七步(代金千拾九圓)大正二年十一月田一反三畝四步(代金千參百四圓)を購入し再び校舍の増築に着手し、翌四十二年一月一棟九十六坪參千五百拾圓を要して竣成し、更に四十三年十二月敷地五十坪を購入し、翌四十四年三月工費參千六百九拾六圓を投じて建坪百二十八坪七合五勺の校舍落成し、大正三年八月には更に參千五拾五圓を投じて、百十六坪の校舍を増築し、大正十一年三月建坪百五坪工費金九千四百余圓を投じ増築し、昭和二年十月には特別教室其他長さ十六間二棟此建坪百八十四坪工費金九千九百八拾四圓を要し竣成し、設備の完成を畧ぼ告げたりしに、不幸昭和五年七月十八日未層有の大暴風に際し東部の最新校舍二棟、及び西部の校舍二棟、總建坪四百十四坪倒壞の悲運に遭ふ。其後約八ヶ月間二部教授の制を採るの止むなきに至りしが、昭和六年四月末には村民の教育尊重の熱誠により約參萬余圓を投じ、現在のスレート葺長さ三十五間の校舍二棟、並に便所一棟の新築落成を遂げ内容設備の如き夫々新設購入せられ倒壞後一年ならずして、前にも増して完備されつゝあると共に、教育の實績も亦之に伴ふて向上しつゝあるを喜ぶ。

第十章 隔離病舎建築

本村は船舶出入の頻繁たる住ノ江港あるを以て、流行病傳播の恐れ多く從て避病院設備の急務たるを認め居りしも諸般の事業に妨げられ漸く、明治四十年度に於て隔離病舎を建設するの運びとなり、全年八月一日工事着手、四十一年一月廿五日竣成、敷地一反九步、建坪五十九坪五合にして、内容を區別すれば、醫員室、事務室、小使室、湯沸室、看護人室、病室、消毒室、浴室、屍室、物置場等に分ち、之れに要せし費金は敷地代參百九圓、人夫賃參百參圓、建築費參千百拾六圓、備品費百參拾五圓、雜給雜費參拾參圓にして、内金壹千圓は寄附金、九百七拾六圓は縣費の補助を受けたり。

第十一章 火葬場新設、修繕

本村内大弘寺内火葬場は、去る明治三十二年の建設に係り既に十四年を経過し大破損を來たし殆んど用を

爲さうりしに至りしを以て、大正元年工費金百五拾圓を投じ大修繕を加へさらに、大字福富下分字脇搦に一ヶ所を増設し工費貳百七拾圓を要したり。從來村民の多くは土葬を好み石碑に多額を費やすの習慣ありしも今は漸次火葬に改まり、一家共同墓碑を建設することとなり、衛生上經濟上大なる便利を得るに至れり。

第十二章 開港場請願

住ノ江港は六角川の下流に在りて、上流左岸に當る炭坑より産出する石炭の海外輸出に便なるを以て、常に内外國汽船の出入頻繁たるにも拘はらず、輸出港の資格なきを以て、口ノ津、長崎に寄港し税關手續を要し、爲に航海時日を空費し商業上の敏活を缺く等當業者の不便甚しかりしかば、明治三十六年六月農商務大藏兩大臣に向つて特別輸出港編入の請願書を提出し漸く明治三十九年四月一日より開港場たる事を公布せらるゝに至れり。爾來鑛業家地方民の利益を受ること少からず、而して税關支署の設置せらるゝや、敷地一反二畝歩、價格四百八拾圓、敷地高め人夫賃四百圓は本村及住びノ江區民の寄附する所となり、鑛業家よりも税關支署建築費等に寄附したる金額少からず。其後時世の進運に伴ひ、輸入制限撤廢の必要を認め數年間繼續本省並に貴衆兩院へ請願の結果漸く、大正十一年三月六日輸入制限撤廢を公布せられ貿易港となる。今最近五ヶ年間全港の輸入貿易の狀況を示せば

年別	種別	品名	數量	價額
大正十五年	輸出	石炭	八〇、〇七三噸	八八八、零六九圓
昭和二年	全	全	七三、五〇〇	八六貳、零九貳
昭和三年	全	全	八一、五二二	八八壹、壹〇七
昭和四年	全	全	四、四三〇	四五五、六六貳
昭和五年	全	全	三五、三七七	參五貳、〇〇六
大正十五年	輸入	大豆玉粕	八六、六八〇擔	四九〇、八八七圓
昭和二年	全	大豆	四九七	參、五七〇
昭和三年	全	小豆	二五八	壹、五壹九
昭和四年	全	雜品	...	六八七
昭和五年	全	雜品	...	四九六、六六參
計	全	大豆玉粕	...	四六壹、七八〇圓
計	全	其他油粕	...	貳貳、壹五四

年別	種別	品名	數量	價額
昭和三年	全	大豆玉粕	五、九三四、〇〇〇斤	貳八參、六〇〇圓
昭和四年	全	大豆玉粕	二、二五四、〇〇〇斤	壹七、參貳〇圓
昭和五年	全	大豆玉粕	三、五四二、〇〇〇斤	壹七、貳六〇圓
計	全	大豆玉粕	...	六九、八貳〇
計	全	雜品	...	六〇八
計	全	雜品	...	貳四參
計	全	雜品	...	貳〇八、壹七壹

以上五ヶ年平均額を擧ぐれば、輸出に於て六拾八萬七千八百五拾九圓にして、輸入は參拾四萬八百五拾四圓に達す。

而して住ノ江税關支署長歴代の氏名を擧ぐれば

- 一、持永 御民
 - 二、若杉 省三
 - 三、山口 篁夫
 - 四、本田 吉次郎
 - 五、古橋 茂吉
 - 六、松井 通義
 - 七、永江 猪三郎
 - 八、田崎 要
 - 九、高村 鹿治
- 現在内田善吉
尙全支署内に建設しある開港紀念碑文を寫せば

明治三十九年四月一日官以住ノ江港爲特別輸出港也杵島郡産出之石炭輸出於海外者甚簡便而多量鑛業家及港民得其益多矣先是佐賀縣石炭同業組合長高取伊好君數次請官欲指定同港以爲特別港熱誠盡瘁無所不到也於是杵島郡鑛業組合並福富村之有志相謀建之碑永爲紀念云
尙開港以前より全港に出張石炭其他商取引をなせる、三井物産株式會社最近の貿易狀況を左に掲て參考に供すれば

三井物産株式會社住ノ江出張所

開店

明治三十三年二月 杵島出張員管轄の元に住ノ江派出員を設けらる
大正五年六月 初めて杵島出張員より分離し現在に及ぶ

歴代所長名

自大正五年六月	至大正八年三月	井 上 竹 雄
自大正八年三月	至大正九年一月	山 本 亮 二 郎
自大正九年一月	至大正十一年四月	大 城 干 雄
自大正十一年四月	至昭和元年八月	益 田 甚 六
自昭和元年八月	現在に及ぶ	林 香 苗

現在職員

林 香 苗	長 澤 一 三	南 里 昂
久 原 淳	深 川 虎 之 助	以 上

過去五ヶ年住之江入港漁船隻數

昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	計
一五〇隻	二〇三隻	二〇〇隻	一九六隻	一八二隻	九三一隻

過去五ヶ年住之江移輸入調

輸 入

年度別	品名	仕出地	數量	金額	備考
昭和元年	大豆粕	大連	八、六六八、〇〇〇 <small>斤</small>	四九〇、八八七	
全	大豆	全	四九、七〇〇	參、五七〇	
全	小豆	全	三五、八〇〇	壹、五壹九	
昭和貳年	大豆粕	全	一〇、〇一八、八〇〇	四六壹、七八〇	
全	其他油粕	全	二四二、九〇〇	壹貳、壹五四	
昭和三年	大豆粕	全	五、九三四、〇〇〇	貳八參、六〇〇	
全	大豆粕	全	一、一六七、六六四	六七、參〇〇	
昭和四年	大豆粕	全	二、二五四、〇〇〇	壹壹七、參貳〇	
全	大豆粕	全	八二、五〇〇	五貳、〇〇〇	
全	蘇子粕	全	八四、三七五	四、九九五	
昭和五年	大豆粕	全	三、五四二、〇〇〇	壹參七、貳六〇	
全	撒粕	全	一、四五〇、五〇〇	六九、八貳〇	
全	高粱	全	一八、一〇〇	六〇八	
全	飼料	全	六、四五〇	貳四〇	
計	(移入)	朝鮮	三、三八四、七九九	壹、七〇參、〇五參	
昭和四年	大豆粕	朝鮮	一八四、〇〇〇	七、貳〇〇	
昭和五年	大豆粕	朝鮮	一、二八八、〇〇〇	壹參六、四〇〇	

總計 一、四七二、〇〇〇 壹四參、六〇〇
 三五、八五六、七九九 壹、八四六、六五參

過去五ヶ年住之江石炭積出高

移出

仕向地	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	備考
九州沖繩	五〇八	二、五九二	七、七五九	壹、四三三	二六、二四二	(單位噸)
阪神	四、六二八	六、〇七〇	八、六七五	九三、七五五	六七、八六九	高知
四國
伊勢灣	一〇、三三二	一一、〇六八	一六、三二六	二九、九一七	一九、〇九二	名古屋、半田、四日市
京濱	四、〇八八	一三、七七一	三〇、五九四	一〇三、一八九	一〇七、二八二	...
駿遠	一、二五二	一、四八一	二、八七五	二、九一四	一、六四九	清水、江尻等
北陸	二、五九九	一一、三六〇	三、三八四	三、〇五九	一、六六六	敦賀、伏木、新潟
朝鮮	九、八一	四、四二	釜山、馬山、西湖津
邦船燃料	七、八八三	九、二九九	九、四二六	一〇、七七四	九、七二七	...
計	一三、二〇九	二七、六五一	二六、三六三	二六、四四二	二七、八二九	...

輸出

上海	四二、〇五六	二九、三二〇	五二、三七五	三〇、七一九	三三、三四〇	五八
寧波	……	……	四、〇〇七	二、五五二	五、〇一六	(單位噸)
鎮江	一、三七三	二、六五四	……	……	……	
廣東	一、〇〇〇	一、〇〇〇	……	……	……	
南京	……	……	……	……	……	
青島	……	……	……	……	……	
香港	六、九七六	二五、七〇〇	二六、二四六	七、八〇四	……	
海防	九、〇八〇	八、五六〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	……	
馬尼刺	……	……	三、七四	四、〇〇〇	……	
サバン	……	……	……	一、〇〇〇	……	
外國船焚料	……	……	……	……	……	
計	五、七六四	六、八七五	八二、一五二	四三、〇七五	三九、〇四七	
總合計	二七二、九七三	二六六、五七六	三九八、五二五	三二一、五二七	二六六、八七六	

第十三章 郵便局設置

一、住ノ江郵便局

本村住ノ江港は六角川上流左岸に當る炭坑より産出する多量の石炭を輸出するを以て、汽船帆船の出入頗る夥しく、従て商業上の取引繁雜なるにも拘はらず、未だ通信機關の設けなく、電信發受の如き二里餘を隔

つる牛津局と日々相往來するの困難を免れず、地方民の不便を歎する事久しかりしかば、明治三十五年二月郵便電信局設置請願を主務省に向つて提出したりしが對岸小城郡住ノ江人民之れを聞き地方の盛衰に影響を及ぼすの甚大なるを慮かり、全所よりも請願するに至り茲に兩港民の競争となり數月間は寢食を忘れて日夜運動怠らず之れに要したる双方の失費も少からざりしが、主務省に於ては地方の情況と地勢の關係上より本村住ノ江に設置するの適當を認められ、明治三十五年十二月十六日初めて現今の住ノ江郵便局の設置を見るに至りしも只普通郵便事務に止まり、未だ電信事務の取扱を得ざりし然るに當時住ノ江港より輸出する石炭は歳々三四十萬噸の多額に上る盛況を呈し内外國汽船の出入頻繁なる折柄特に電信事務の必要を感じ、其の筋に向つて請願するも當時政費節減の方針に餘儀なくせられ、遷延したりしに明治三十六年三月勅令第四十一號を以て市町村の請願に依る電信事務開始の件發布ありしを以て、全年六月二十五日村會にて維持費負擔の件を決議し請願書を提出したり、當時日露の國交穩からず間もなく三十七八年事變に逢遇し遷延漸く明治三十八年一月九日附を以て請願を認可せられ、直ちに諸般の設備に着手し全年六月十六日を以て電信事務を開始する事を得たり。而して之れに要せし本村の負担金は左の如し

- 金千四百貳拾八圓九拾參錢
 - 創設費
 - 維持費
 - 金四百六拾四圓六拾六錢七厘
- 而して之れが収入は創設費の全部を篤志寄附に依り、維持費は村税に依り支辨したり。

一、公衆電話開始

三井物産株式會社の熱望と當時の局長紀伊松三郎氏等の努力により、大正九年九月一日より全局に公衆電話開始の運びに至り地方民の便利を受くるに至れり。而して架設費及維持費に三井物産株式會社より約壹萬壹千五百餘圓を寄附せられたり。

一、特設電話架設

大正十五年三月二十六日特設電話架設せられ、加入者五十一名に達し通話區域、佐賀、長崎、福岡、熊本、鹿島、大分、各縣主要都市及大阪、東京等通話局數二百二十三局に及び、港民の通信上一層の便利を享くるに至れり。而して是れが架設費に佐賀炭坑株式會社は貳千七百圓、三井物産株式會社は壹千五百圓を特別寄附せられたり。

今全局の郵便集配區域其他重なる事項を掲ぐれば

局長 第一代 自開局當時 至昭和二年九月七日 紀伊松三郎

局長 第二代 自昭和二年九月八日 至現在 石隈長輔

郵便集配區内 福富村全部、芦刈村の内大字永田

電信配達區内 福富村全部、芦刈村、砥川村、福治村の一部

今昭和五年度全局の重なる事項を掲ぐれば

種別	現金の部		拂	出
	口數	金額		
爲替	二、三四三	六五、〇八八、〇〇〇	二、一三三	四七、〇九六、〇〇〇
貯金	一八、七七二	壹、〇四九、〇五〇	二、八六七	壹四、〇六五、〇〇〇
振替貯金	一、一五七	貳四、四壹、〇四〇	二、三三三	壹、〇四四、〇八〇
國庫金	一四	五、〇四、四〇〇	一〇八	壹〇八、五四八、四八〇

電信の部			
種別	國內		中繼
	發信	着信	
發信	六、二〇四	六、五九五	五二
着信	六、五九五	九三	二九四

電話の部 發信 二四、二八〇 着信 一三、八〇八 中繼 九、六七二

郵便の部 發信 二〇八、二七七 着信 一三、八〇八 中繼 九、六七二

配達及交付 三八二、〇九九

六一

加入者数	簡・易 保険の部	加入者数	一、三三	保険金額	雲七、零七、八〇〇
	郵便年金の部		三		
加入者数		年金額	四、壹七、〇〇〇		

二、福富郵便局

全國通信網の完備するに従ひ、本村大字福富内に郵便局を新設せられ、昭和五年十月十六日より公衆電話の開始となり同六年四月一日より二十一名の加入を得、特設電話交換事務開始せられ、地方民の一層便利を得ることとなり。

局長	第一代	開局當時より	大正十四年五月十六日迄	岸川源八
	第二代	現在		紀伊末次

今昭和五年中に於ける同局の取扱ひたる重なる点を掲ぐれば

爲替受入	一、三五五	全拂出	一、一〇〇
	三、六四一	全拂出	一、七二四
貯金受入	三、六四一	全拂出	一、七二四
振替貯金受入	一、二五三	全拂出	一、三三
年金恩給受入	二五	全拂出	一、三三

國庫金受入	二四	全拂出	六〇
	六〇壹、零〇		壹、零九、零五〇

第十四章 基本財産造成

一、村基本財産は明治三十五年村請負堤防修繕工事残餘金參拾餘圓を蓄積せしに端緒を開き、翌三十六年三月村基本財産蓄積條例を設定し、爾來年々國縣稅の交付金堤防雜草拂下代歲計剩餘金の一部を積立てきたりし結果、四十一年度末に於て貳千貳百四拾參圓の現在高を見るに至れり。本村は殖林其他の事業に依り基本財産を造成するの見込なきも、村内幾多の堤塘は海岸堤防の堅實なりしを以て、今後存置するの必要なきに至り。明治四十一年四月廢止の許可を得、四十二年九月之れが無償讓與の許可を得、基本財産に編入せし反別七町六反八畝十歩にして直ちに、貸地料、雜草拂下規程を設定し毎年五六百圓の收入を得、昭和四年度末に於て現金貳萬六千四百參拾八圓、有價證券貳百圓、土地八町七反八畝十八歩に達し居たりしに、昭和五年七月十八日の大暴風に小學校舎四百十四坪の倒壞の一大不幸に逢ひ、之れが復舊工事費に十ヶ年間に積戻の計畫の下に現金壹萬五千五百圓支出し、目下現金に於て壹萬四千餘圓の殘存高となれり。

二、學校基本財産は明治三十五年五月設備佳良の賞與金四拾圓を基本財産として利殖するに決し、爾來毎年入學生徒の寄附金、不用品拂下代等を積立て來たりしが、戊申證書喚發以來村民の冠婚葬祭等に要する

步兵一等卒
池上惣三 歩兵一等卒 勳八等 久原門次郎
全 千綿由太郎 全 松尾國三郎
全 橋本熊市 全 溝口四代
全 田口榮 全 鶴田作太郎
砲兵一等卒 紀伊寬作 全 東島辰五郎
步兵一等卒 勳八等 溝口長兵衛

二、明治三十七八年戦役

日露戦役に際し本村の奉公事業其他概畧左の如し

- 一、應召軍人數 百四十九人
一、戰病死者數 十一人
一、特別賜金受領者 十二人 重傷者 四人
一、家族扶助料を受くるもの 十人 金額 五千參百參拾圓
一、賑恤金の下賜を受けたるもの 二人 金額 五百九圓
一、負傷の爲め恩給受領者 二人 金額 參百六拾八圓
一、金鷄勳章受領者 六人 年額 百參拾七圓
一、行賞賜金受領者 百四十二人 年額 六百圓
總額 壹萬參千五百拾圓

一、單に勳章のみを受領したるもの 七人
一、恩給年金受領者 十二人 年額 七百六拾貳圓

村内奉公事業 國債應募

第一回	第二回	第四回	合計
應募額 人員	應募額 人員	應募額 人員	應募額 人員
一、五〇 一五人	八、五〇〇 八五人	五、四五〇 四五人	一、三六〇 一六〇人

一、軍資 獻納

百拾圓

人員

三人

一、慰問 袋

百五十袋

一、本村軍人待遇會の寄附を募り支出したる金額左の如し

- 金八百七拾貳圓五拾錢 家族救護金
金貳百拾圓 戰死者弔祭料
金七拾壹圓 家族慰問料
金貳拾六圓六拾六錢 負傷者見舞料金
金百五拾四圓九拾五錢 凱旋紀念木杯代
金百六拾參圓貳拾九錢 凱旋祝賀會費
金四拾七圓五拾八錢 弔追法會其他雜費
計千五百四拾五圓九拾八錢

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全

步兵一等卒

工兵一等卒

西重梶犬伊岸福梶紀久重橋森溝淵江久橋紀
村富原串東川島原伊原富本口口上口原本伊
助德嘉半町源清忠寬喜駒一忠元康與松高三權
藏一藏作藏八藏郎作太一平郎郎一作郎一兵工

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全

步兵二等卒

一等縫工

輜重兵一等卒

工兵一等卒

砲兵一等卒

步兵一等卒

田松溝白溝城梶紀田梶溝久田田田重松山松
島尾口武口島原伊中原口原島島口富尾崎尾
文汐時工藤三郎鷹太新八種平鹿善之國惣次郎郎助助助助
一藏松郎郎作作吉平郎助六郎郎助助助助助助助助助助

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全

陸軍步兵一等卒

江西橋松東鶴溝本鐘久鐘福山鐘宰田久筒久
口島本尾島田口山ヶ原ヶ地ヶ江ヶ江所島原井原
市與濱國辰作太四郡善忠四榮藏郎作吉六助市藏市
松作作郎郎郎代夫六郎藏郎作吉六助市藏市

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全

砲兵一等卒

騎兵一等卒

陸軍步兵一等卒

森野梶溝片中重西片中川溝伊川古田久川久
口原口淵村富村淵島崎口東崎田島原崎原
八徳元徳梅次松太夫太清太萬與四太郎三市平郎常
郎郎作平郎作次七郎夫六郎一三市平郎作

全 輜重輸卒
全 喜 多 初 一
全 有 田 卯 八
全 大 串 伊 吉 八
全 橋 本 伊 吉 八
全 森 口 金 一 吉 八
全 筒 井 與 平 次
全 山 下 新 六 次
全 川 崎 鳴 一 六 次
全 小 野 清 作 次
全 堤 平 次

明治三十七八年戰役戰死者名

全 砲兵上等兵
全 輜重輸卒
全 海軍四等機關兵
全 陸軍砲兵一等卒
全 海軍三等兵曹
全 二等水兵
陸軍輜重兵一等卒

全 砲兵一等卒
全 上等兵
陸軍步兵伍長

全 溝 口 德 六 市
全 松 尾 敬 治 六 市
全 堀 井 寬 作 治 六 市
全 紀 井 一 平 郎
全 永 石 佐 平 郎
全 重 富 九 一

全 山 陣 內 常 福 助
全 溝 口 鶴 喜 八 郎
全 森 口 文 六 市
全 江 口 久 市
全 溝 口 久 市
全 井 上 藤 吉 市
全 俟 野 權 一 平 郎
全 內 野 淺 一 郎
全 片 淵 長 一 郎
全 川 崎 長 一 郎

全 步兵二等卒
全 砲兵二等卒
全 工兵二等卒
全 砲兵助卒
全 砲兵輸卒

全 溝 口 伊 左 工 門
全 石 橋 七 兵 工
全 筒 井 雪 六 松
全 西 山 盤 一 六
全 川 崎 關 子 一
全 石 島 七 松
全 田 富 甚 平
全 重 富 口 甚 平
全 溝 口 紋 平
全 鐘 橋 彌 勇
全 石 越 辨 平
全 江 越 又 作 六
全 成 富 覺 次
全 石 隈 金 三 次
全 福 田 善 六 次
全 宰 所 善 六 次
全 井 上 萬 三 作
全 西 山 辰 一 作
全 伊 東 松 四 郎

全 砲兵輸卒
全 輜重輸卒
全 一等工

全 小 野 袈 裟 一
全 林 野 五 左 工 門
全 小 野 又 左 工 門
全 橋 本 宅 助
全 久 原 德 太 郎
全 田 島 甚 助
全 鶴 田 民 助
全 川 崎 與 平
全 本 山 千 代 松
全 堀 尾 常 三
全 橋 本 音 一
全 久 原 俊 作
全 松 尾 熊 太 郎
全 山 口 鶴 三 市
全 溝 口 卯 一 作
全 山 崎 重 太 郎
全 山 崎 伊 與 作
全 吉 村 半 平

三、日獨戰役

全役に於ける奉公事業左の如し

- 一金貳百貳拾五圓六拾錢
- 一金拾圓
- 一金貳拾圓
- 一金八拾九圓貳拾五錢
- 一金貳拾八圓參拾四錢
- 計金參百七拾參圓拾九錢

- 救護費
- 負傷兵見舞料
- 戦死者弔祭料
- 記念木杯代
- 諸雜費

當時本村は大正三年高潮大災害の善後策に忙殺せられ居る際にして、救護慰問充分に行届ざりしも、前記の金額は村内篤志の寄附を募り、村民奉公事業として出征軍人家族の救護をなせし一端に過ぎず。

大正三年日獨戰爭出征軍人氏名

上區	筒井 寶吉	筒井 與平次	片淵 梅次郎	田中 淺七	川崎 健八	川崎 平六
東島	傳八	大串 伊八	小野 信市	川崎 健八	川崎 卓次	藤井 卓次
森口	權作	小野 松一	島内 辰次	小野 辨助	重富 文之助	
		古賀 重太郎				

秀島郡市	永石國三郎	久原獅子太郎	久原梅太郎	森口權作
田島八	武富春一	鶴崎隆	岸川國平	釘本初男
田口勇八	伊東蘭市	梶原田實作	有田策逸	久原源一
久原滿平	重富和佐一	堀嘉太郎	西山盤六	小野今朝一
山崎藤兵工	江口久松	馬渡源五	土井萬三郎	百武豊市
重富文平	堤平次	片淵滿次	小野又左工門	野口徳太郎
吉村葛作	久原善次	片淵作四郎	吉村半平	溝口鷹市
重富鶴市	山口初雄	碓勝市	溝口郡次	森口貞雄
久原初太郎	木村貞雄		大串廣次郎	山口半六
久原喜六	梶原元作	六府方區	喜多府一	永ノ間龜三郎
末藤照夫	紀伊富士男	田中種吉	松尾富二	藤井清一郎
喜多勘次郎	江口菊太郎	江口滿太郎	白濱源次郎	久原作太郎
橋本善吾	岸川清次	大隈仁作	住ノ江區	古田鹿之助
中道菊太郎	淵上金六	野口善七	瀬戸彌八	橋本鹿一
	永石伊勢一	溝口徳平	梶原芳太郎	江口善四郎
下區	溝口三八	久原源平	江口松市	廣橋市郎
重富初次	武富秋納	江越安次		廣橋磯之助

第十六章 神社合祀

一、神社合祀 従来本村は村社二、無格社五あり。明治四十二年其の筋の訓諭に基き、合祀を勧誘せし結果無格社の合祀せられたるもの左の如し

字中區海神宮下區天満宮は 村社福富神社に

字六府方區天神社北區海神宮は 村社龍神社に

合祀し其祭典は嚴肅盛大なる式典を舉行したり。

二、社號改稱 村社福富神社は合祀前迄は稻佐神社と稱し、氏子の教神上社號改稱の議起り、明治四十二年

六月二十一日、本縣知事の許可を得て福富神社と改稱したり。

三、幣帛供進指定 兩村社共合祀以後社殿の修築、境内の整理社務所建築、維持費積立等漸次社頭の莊嚴も

加はりしを以て、龍神社は大正十年四月十五日、福富神社は大正十四年五月十五日、幣帛料供進すべき

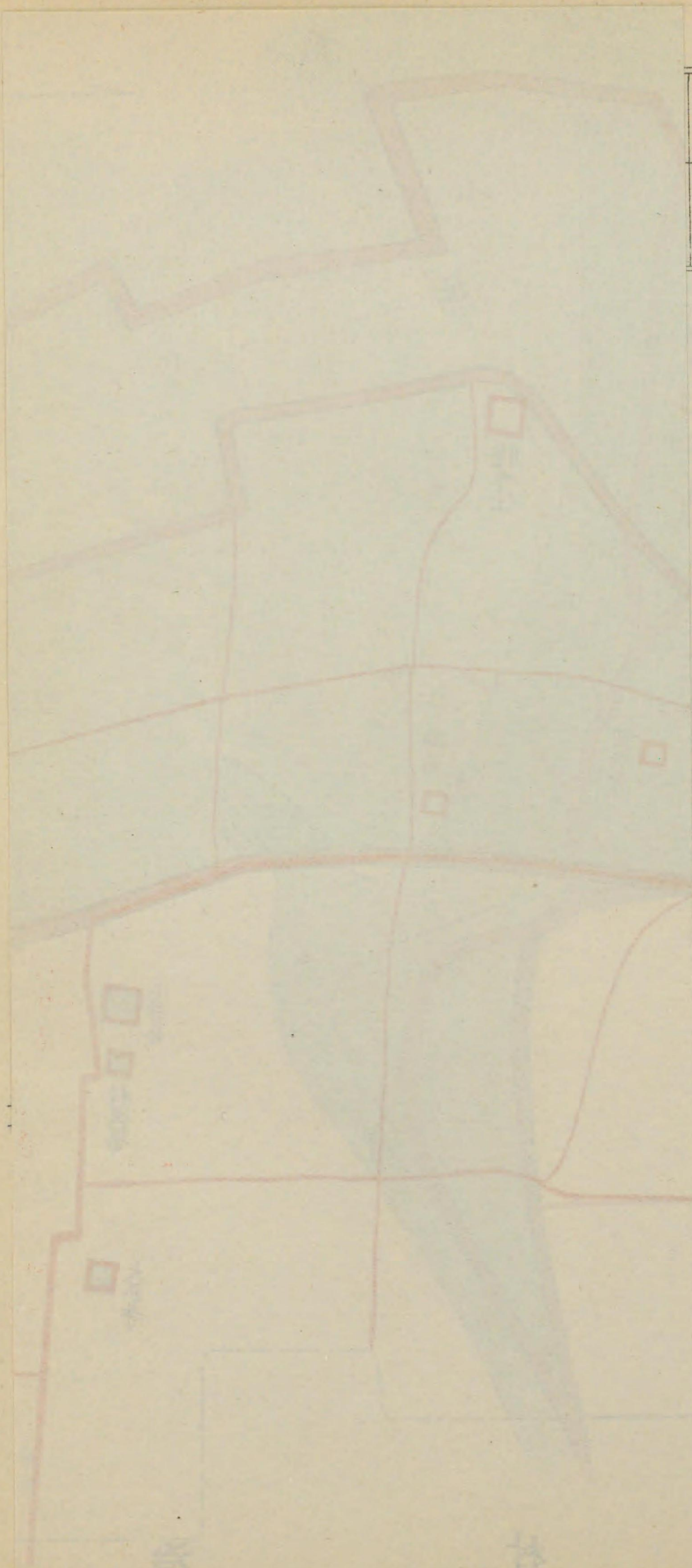
社格に提定許可せられたり。

第十七章 大正三年高潮災害

大正三年八月廿五日は、前古未曾有の高潮災害は筆舌に盡すべからざる慘狀を呈し、當時の狀況は杵島郡役所に於て編纂せられたる、高潮災害誌に詳かなるを以て、今茲には本村の被害の狀況一端と高潮災害記念

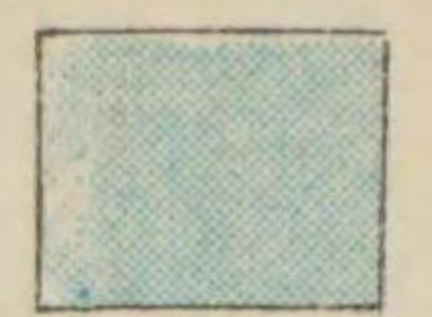






大正三年高潮災害地圖



大正三年八月廿五日、前古未曾有の高潮災害は筆舌に盡すべからざる慘狀を呈し、當時の狀況は杵島郡役所に於て編纂せられたる、高潮災害誌に詳かなるを以て、今茲には本村の被害の狀況一端と高潮災害記念

大正三年高潮災害地圖

	例	凡
		
高潮災害地	村道	縣道
		
		堤防



小城郡
芦刈村

住江港

六

角

川

龍神社

宝海寺

避病舎

湖止 観音

小学校

村役場

大弘寺

福富神社

村

治

福

明村

海

北

有

有

明

碑建設に關する事項を掲げ以て後日の參考に資せむ。

一、堤防破壞應急假借工事

破壞の箇所は十七ヶ所にして、延長二百六十四間九合、工費總額六千六百參拾六圓七拾六錢八厘を要し内貳千六百七拾八圓は本縣より材料代として下附されたり。

二、三等堤防復舊工事

三等堤防の破壞せられたる、延長三千九百四十一間一合にして、復舊總工費壹萬九千七百八拾壹圓八拾四錢を要し、内九千參百八拾貳圓の縣費補助を得たり。

三、二等堤防復舊工事

二等堤防破壞復舊工事村請負工事總高は貳萬參百四拾六圓四拾八錢にして、工事延長二千三百九十九間五合にして二十二ヶ所の多きに及び、潮害の將來恐るべきを憂ひ、辻高腹付工事等設計高以上に奮發加工せしため、參千九百五拾六圓の損失を蒙り。内壹千圓は基本財産より繰入れ貳千九百五拾六圓は大正六年度に於て、夫役、現品賦課を田反別を標準とし賦課徴收し漸く最後の結末を告ぐるを得たり。

四、救助に關する件

災害當時本縣罹災救助金を以て救助せられたる金額五千九拾九圓六拾八錢九厘にして内

焚出給與額 貳、壹九、壹壹

食品給與額 貳、六、壹〇、八

被服給與額 四七、〇〇〇
小屋掛給與額 壹、壹五、七〇〇
器具給與額 八四、五〇〇
其他給與額 四、〇〇〇、〇〇〇

五、内帑金御下賜及義捐金

内帑金御下賜額貳百拾九圓壹錢
右御下賜金は御聖旨を傳へ郵便貯金とし、永く保存すべき旨を諭せり。
四新聞主催義捐金 壹、六〇、〇〇〇
教育會主催義捐金 貳〇〇、〇〇〇
村有志義捐金 〇〇〇、〇〇〇
其他義捐金 六、〇〇〇

六、財政困難

高潮被害の總損害高は、參拾四萬七千四百余圓に達し、村民負担の資力を失ひ加ふるに、前記應急假借工事費二等堤防村請負工事損失一般歳入不足の欠陥を補はんため、村基本財産、學校基本財産より繰入金八千五百五拾貳圓七拾貳錢八厘の多額に上り今後十ヶ年間は積戻の義務を生じ、村治發展其他の事業に多大なる苦痛を感じるに至りしは千秋の恨事なるも、幸ひ基本財産蓄積金ありて能く其の危急の困難を凌ぎ得たるは、不幸中の幸にして又能く基本財産蓄積の必要を村民に自覺せしめたり。
當時縣郡當局者は言ふに及ばず廣く慈善家の同情を受け漸く困難を脱し、避難民の救護に、堤防復舊工事に、其他諸般の善後策に老若男女貴賤の貧富を問はず、一致協同能く其の成功を遂げ得たるは、永

く村の美風として傳へ當時の村役場吏員、區長臨時土木長紀伊八平氏の勇奮の努力は殊に目覺しく其他委員諸氏の勞苦は永く記して忘るべからざるものとす。

高潮災害紀念碑建設趣意書

大正三年八月二十五日有明沿岸ノ高潮災害ハ古今未曾有ノ大慘事ニシテ就中我が福富村最モ劇甚ノ地タリシコトハ當時杵島役所ヨリ發行セラレタル高潮災害誌ニ詳カナリ

顧ミルニ當時海岸堤防ノ破壊ト農作物ノ損害、家屋破損ノ狀況ハ實ニ見ルニ忍ビス何時カ回復ノ時機アルヤ否ヤヲ疑フ者スアラリキ、然ルニ縣郡村當局者ヲ初メ廣ク一般社會ノ同情ト村民一致共同ノ力ニ頼リ罹災民ノ救助、被害地ノ善後策、堤防復舊工事等晝夜兼行全力ヲ注ギシ結果幾歲ヲ經ズシテ堤防ハ以前ニ優リテ堅固ニ築造セラレ被害耕地ハ漸次鹽分ヲ除キ、以前ニ劣ラザル沃地ニ復シ加フルニ其ノ後風雨時ニ順ヒ穀物良ク穠リ困憊セシ被害民モ今ニ至ツテ當時ノ苦境慘狀ヲ忘却スルガ如ク瘡痕ノ癒ユルノ迅速ナリシヲ喜バズンバアルベカラズ、然リト雖モ當時慘害ノ狀況ト當局者ノ苦心並ニ村民ノ厚キ同情ト堤防復舊工事ニ盡瘁セラレタル功勞者ノ恩惠ハ永久ニ傳ヘテ忘ルベカラザルヲ思ヒ、一ハ以テ平素勤勉以テ奢侈ノ風ヲ相戒メ貯蓄心ヲ涵養シ、後年再ビ如斯不慮災難ニ逢遇スルモ自活ノ費ニ窮セザル備ヘヲ怠ラザル觀念ヲ一層鞏固ニスルハ吾等被害民ノ當然勉メ行フベキ道ナルヲ信ズ

依テ以上趣旨ノ端ヲ表ハス爲メ被害民被害地所有者ハ各自應分ノ義金ヲ合セ以テ災害記念碑ヲ建設セント欲ス願クバ諸氏奮テ此ノ舉ヲ贊セラレントヲ望ム。

大正十年五月一日 發起人

村長 岸川善之助 久原心長 小柳嘉一

助役 溝口戸三郎 伊東徳一 松尾銀作

収入役 紀伊末次 片淵勝平 米安徳太郎

溝口勇四郎 松尾春一

以上趣旨の下に七月一日より寄附金募集に着手し、八月三十日工事竣成を告げ、八月三十一日落成式を挙げたり。而して全部の費金六百四拾六圓餘を要したり

高潮記念の歌

(野營の月譜)

一、船をはしらせ

田畑に漑き

二、身の毛も竦つ

三年の夏に

無くて叶はぬ

河海の水も

幾日亘りし

彼の大海嘯

暴れて狂へば

陵に漲る

吾が村千戸

萬頃の田も

山岳をも壊す

實に貴くも

瞬くひまに

激浪に吞まれ

亦恐ろしき

あはれ空しく

三、安きに居ても

危難忘れぬ

教訓を堅く

心にこめて

水を萬事に

よくも利用し

いみじき災害

未然に防ぎ

この後村人

一、記念碑建設は五月三十一日發起人會に於て、潮止め観音奉祀の地たる本村大字福富字庄右工門搦三千九百六十八番ノ一村有地に決定し、八月二十二日附六角警察分署の許可を得、八月三十一日全部竣成全日除幕式を執行したり。

二、記念碑題字は、災害當時の本縣知事、現京都府知事正四位勳三等若林資藏閣下の揮毫を乞ひ、碑文は現福富尋常高等小學校長山口良吾氏の撰に係る、左の如し

書	曰	湯	々	洪	水	方	割	蕩	々	懷	山	襄	陵	浩	々	滔	天	下	
民	其	咨	嗚	呼	不	懷	幾	千	歲	後	罹	此	災	害	矣	時	維	大	
正	三	年	八	月	下	旬	數	日	我	有	明	海	岸	一	帶	高	潮	襲	
來	浸	杵	島	小	城	佐	賀	藤	津	四	郡	幾	萬	頃	美	田	淼	漫	
遠	與	海	水	一	相	連	此	間	數	千	家	屋	浮	流	沈	沒	幾	多	人

畜溺死漂流與海藻奚擇焉
夫堯之水生於人煙稀薄之地今此潮也起於戶
口稠密殊稻田繁茂之候一瀉千里人畜之被害
非同日之論也就中如我福富村東南瀕海則被
害最甚矣

噫乎回顧當時天候激變暴風雨俄至電光雷擊
炎熱忽加宛然如烘示災變兆於是乎闔村驚怖
不能措各盡死力以施應急策然不免多大災害
矣堤塘缺潰者延長二千二百餘間耕地廢滅者
五百三十町餘家屋破壞流亡者四百矣其他之
慘况杵島郡所編高潮災害志中悉之頃者村民
相謀建碑勒其概要將以爲防水之箴不亦善乎
銘曰

大哉水之利 甚哉水之害

當其順流時 可漕又可溉
際其暴漲日 決潰無可制
千戶萬頃田 轉瞬付滂澍
居安不忘危 維是千歲誠

功勞者氏名

佐賀縣知事	從四位	若林	藏
全	正五位	石搗	和
土木課長	從六位	菊池	直
土木技師	正七位	原田	勝三郎
杵島郡長	正七位	中島	五十男
杵島郡役	正七位	第二科長	松尾
		村長	賀權太
		助役	古賀
		收入役	柳源
		全	代六
		書記	吉平

二等堤防復舊工事

全	區長	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
溝口	紀伊	田口	川口	岸川	松尾	小野	溝口	山本	中島	紀伊	山紀
戶三郎	末智	右比	茂助	乙三郎	末藏	松太郎	治次	重次郎	治次郎	八平	權九郎

以上諸氏に對しては感謝狀に、木杯一個縣郡當局者には、記念品を贈呈す。

八六

村長の式辭、來賓の祝辭

一、村長の式辭

幸運に處して不遇の時を願ひ、危難に遭遇して安逸なる場合の心得を自覺することは、蓋し之れ吾人々生をして常に幸福ならしむ所以にして、將來の我が福富村民として、平素如斯心掛けを持せんことは、余の翹望して己まざる所なり。

夫れ大正三年八月の高潮災害の如き、それ以前に於ては村民中誰れ一人として、さしもの被害を、夢にだも豫想せしものあらざりしも、而も不幸一度彼の凄まじき高潮の襲來をうけるや、闔村忍ち色を失ひ、不安の念毎戸其の極に達し、五千の民衆更に生心地もなき有様なりしは、七年後の今日尙之れを思ふだに身の毛もよだつ位にして、若し夫れ當時の當局者にして萬一其の處置を誤り、村民にして不幸恐怖何等手を下さ處無かりせば、數百年來吾人の祖先が幾多辛苦の汗に築き上げたる此の美はしき郷土は、既に此の時明海の藻屑と化し果てたることに實に、火を睹るよりも明かなり。

古語に曰はく無遠慮則有近憂 從來防水土木に心を傾け來たらざりしにあらざるも、我が村民は此の事有りし以來、一層此の業の一日も忽直に附すべからざるを悟り、此の災害によりて決潰せし堤塘の復舊工事は言ふに及ばず、村内の各堤防は其の後堅固に修築せられ災害後毎歲風雨時に順ひて米麥豊稔を告げ、當時他地方に移住せし村民亦漸次歸來して今や全く舊態に復し、瘡疾の癒ゆるの速かなりしこと寧ろ豫想外とする所なり。

居安不忘危と茲に有志相謀り、今日の泰平に處して當時の危難を追憶し碑を建て、當時の慘況を録し、一は以て此の災害に於ける當局の苦衷を謝し、一は以て當時村民の犠牲的勇奮努力の跡を稱へ、依て以て將來子孫防水の箴に供せんと欲す、一言希望を述べて式辭となす。

大正十年八月三十一日記念碑建設發起人惣代

福 富 村 長 岸 川 善 之 助

二、郡長の祝辭

本日の佳辰を卜して高潮災害記念碑落成式を舉行せらるゝに當り、一言述ぶるを得るは、余の欣幸とする所なり。抑も去る大正三年八月二十五日に於ける高潮の災害は、實に本郡未曾有の慘害にして、特に本村は其の害甚大なりしなり。本村民決死奮闘の防禦も其の効少なく、實に二千四百餘間の堤防を決潰し、六百有余町歩の豊田美畑は狂瀾怒濤の魔海と化し、本村戸數の半以上は浸水し、百有余戸を流失し去れり。今日に於ても當時の慘狀竦然として身に迫るを覺るしむ。されば此の災害を記念して永へに村民に警戒を垂れ、又

八七

當時の功勞者を表彰して、謝意を表するは、眞に本村の一大美事なりと云ふべし。諺に曰く、徳孤ならず必ず隣ありと、冀くば、之の美舉をして意義あらしつ其の目的を達成するに、努められん事を、聊か燕辭を述べて祝辭とす。

大正十年八月三十一日

杵島郡長

正七位 勳六等

森

吉

夫

三、住ノ江税關支署長の祝辭

聞説らく福富村は大正三年高潮の災厄に遇ひ田畑の荒耗、家屋の倒潰流失、人畜の死傷等、實に筆絶の慘狀を極めたりと今茲に、岸川村長貴下初め先憂後樂の諸賢に依り、此の適地を卜して堅固壯麗並び備はる記念碑を建設せられ、本日佳晨に方り之が除幕式を舉行せらる。惟ふに、當村の地形たるや一面より觀察すれば村民の生命財産は、一に堤防に據りて保障せらるると云ふも、敢て過言にあらず。故に當村は堤防設備の強固なるを、否らざるは、直に村民生命財産の安否と至大の關係を有す。故に當村は之に鑑み益々防波設備に完璧を圖るに最善の努力を致され然りと雖も、大正三年の如き悲惨事を追憶するときは、今尙寒膽戰慄に堪へざるものあり。於此乎斯の悲惨事を永く後昆に傳へて以て如斯災害を未然に防かしめむか爲め記念碑を建立せらる、是れ洵に先憂深遠の義舉なり。嗚呼壯なる哉、聊か所感を述べ祝詞とす。

大正十年八月三十一日

住ノ江税關支署長

永

江

猪

三

郎

四、校長の祝辭

一体世上多くの記念碑なるものは單に其の有りし幸福を記念するの料に止まるものが多い様であります。今同當村に建設になりました、大正三年高潮災害記念碑の如きは多少それ等とはその目的を異にしまして、正しく之れ將來の村民を誡しむる防水の訓戒碑にして、茲に當村有志各位が多大の寄附金を抛ちて、此の芽出度天長の佳節を卜して、その落成の式を舉行されることは此の上もなき慶賀の至りで、不肖この席末に列することを得て、欣懷の至りに耐えませぬ。

回顧しまするに彼の、大正三年八月の高潮災害は殆ど當村の死活に拘はる一大災難でありまして、當時の當局者と村民の方々に大なる覺悟と、その一身を全く犠牲に供して、奮闘事に従ふ努力が無かつたならば、現在の我が村は既に有明海の一角に埋没し去つて、只一片の慘話に残つて居ることは、火を睹るよりも明かでありましたらう。然るに一度高潮襲來の非を示して以來、我が村民は不眠不床擧つて應急の工事に従ひ、縣郡の當局、村の當事者亦指揮宜しきに適ひ漸く、彼の思ふだに今尙戰慄する大海嘯を防止し得て田畑家屋の被害をして當村の半にして事済むを得たるは、將に不幸中の幸と申すのでありませうか、爾來五風十雨の

時を得て一面堤塘の復舊工事に共に田圃も亦豊穰に復し、茲に再び現在の名實相伴ふ當福富村を見るに至り回復の期も速かなりし寧ろ當時の慘狀を見聞せる者をして驚かしむる様であります。此時に當り一つこの慘況を後世に傳へ、以て當村の如き瀕海村としては、防水の一日も忽にすべからざる旨を、子孫に誡め、一つは、以て當時村民一同が勇敢に自己の危難を忘れて事に當りしその犠牲的精神を稱へ、當局者の忠實熱誠に對し感謝の意を表明することは將に、之れ當然の事にして而も世上容易に此の事美きに對し、當村有志各位が率先この舉に出でられたその先見の明に對し、不肖は十分の敬意するのであります。

仰ぐ大正身の毛よだんその昔

波浪の跡を語る石碑

大正十年八月三十一日

福富校々長 山口良吾

五、有志の祝辭

大正三年八月二十五日は、我等筑紫瀉沿岸民の終生忘るゝ能はざる高潮慘禍の記念日なり。當時を回顧すれば、直に慘慚たる光影目前に表現し疾痛慘悍の念禁すべからざるものあり。思へ丘陵の如き高潮は有らゆる堤塘を破壊して、家を流し、地を洗ひ、稻田見る間に大海と化した其瞬間家財の仕末は無論、一身一家の

避難さへ意の如くならず、屋根を舉げて流さるゝもの、樹木に上りて救を號ぶもの、父子夫婦も互に相顧る暇なく、老を残り幼を捨つる等實に人生無限の悲惨事を極めたり。而して家財全く流失して住むに家なく、食ふに糧なく、残れる田面は荒蕪手を下すに由なく、堤塘は鋸齒の如くに剔られ或は岡を作り池沼を穿ち、満目轉た荒寥たる光景を呈し、民心亦萎凋して再興の容易に庶幾すべからざるを嗟嘆せしめたり。

斯る状態に沈淪せる裡に村當事者及有志者は焦慮盡瘁晝夜を別たず眠食を忘れて拮据營々綏撫安堵の策を講し萎靡せる民心を鼓舞し激勵して、假工事に着手し窮民を驅つて之に従事せしめ孜孜營々、被害後の措置其宜しきを得、郷民亦一致協力して之を輔け、其奏効著しく、漸次工事も意の如く運び稍安堵の思をなすに至れり。加ふるに旱天亦郷民の不幸を憐察せしか、幸に其後連歳風雨順に稔穀豊力に民の瘡痕をして一層其治癒を速かならしめ再び鼓腹の樂を得るに至らしめたるは、何たる幸福ぞや。

此上古無比の悲惨事は、永世忘るべからざる記念として警省すべき、一大活教訓なれば老幼相警めて當時の悲惨事を好資料として、質實剛健の氣風を養ひ勤勉の良習を作るに努むべしと雖も年隔たり日遠くなれば郷民の爲めには此無比の活教訓も漸次刺激を感ぜざるに至り、只僅かに口碑に止るのみに止らん、當局者大に之を憂ひ、曩に高潮被害誌を纂して之を頒ち直接に慘悍の念を感起せしめ、今亦茲に當事者有志と相謀り永く之を記念せんがために石に録して之を誌し發奮の念を起すに旃められたり。此の碑に接するもの當時の困難苦痛悲哀の叢談等を想起して、警戒心を振起する動機となるを得ば後世を裨益する幾何なるを知らず。

之を思へは此の碑の建設は多大の望を以て、之を祝やざるべからず。大正十年八月三十一日の佳辰東風稻葉を戦き坐均ろに當時を追懐せしむるの日、本村詮則一片の蕪辭を述べて祝意を表す。

一、大正八年高潮被害

大正三年高潮被害の復舊工事漸く竣へたるのみにて、未だ作物の収獲も充分収むること能はざるに、大正八年八月十六日又々高潮襲來し、二等堤防以外の新開地は全部海水浸入し、三等堤防破壊の慘狀、恰も大正三年の慘害と異ならず、百七十町歩餘は収獲皆無となり、住ノ江海岸通り浸入床上に及び混雜少からず、村吏員善後策に全力を盡し、以て罹災民の救助被害田の免租處分、破壊堤防復舊工事等遺憾なく措置を施したり。

今當時罹災民救助の概要を記すれば

- 金五百五拾圓九拾四錢
- 金參百七拾八圓貳拾貳錢
- 金百四拾六圓八拾錢
- 計金千七拾五圓九拾六錢

- 焚出し給與の分
- 食品給與の分
- 被服小屋掛器具給與の分

被害堤防

三等堤防の破壊せし小字數二十三ヶ所、反別百七十町歩餘に及び、作物の損害高拾四萬五千圓餘堤防延長四千六百二十六間、復舊工事費貳拾萬圓に達し慘狀頗る激甚を極む、されば關係地主は不撓不屈の精神を以て破壊堤防の應急工事に勉め、一面には災害補助の準備の爲め縣耕地課より技術員の派遣を乞ひ。直ちに測量設計に着手し被害地全部聯合福富村第一耕地整理組合を組織し、設立認可を得て鞏固なる海岸堤防の築造と耕地の整理を行ふ事にし、大正九年より事業着手數ヶ年を費し五拾萬圓以上の巨費を投じ、漸く竣成現在の美田と成ることを得たり。

今全組合の役員氏名を掲ぐれば

第一回	組合長	池上末之助	評議員	關和七
全	副組合長	山口市助	全	田島秀四郎
第二回	組合長	田淵徳太郎	全	紀伊富士男
全	副組合長	山口市助	全	山口市助
第三回	組合長	石隈喜平太	全	久原長一
全	副組合長	紀伊勇次郎	全	小柳嘉一
全	幹事	岸川善之助	全	溝口徳平
全		紀伊松三郎	全	小柳久七
全		池上末之助	全	松尾銀作
全		田淵徳太郎	全	松尾馬之助

第十八章 國勢調査

一、第一回國勢調査

(大正九年十月一日)

大正九年十月一日我國建國以來初めて、第一回國勢調査を行われたるを以て、豫め調査委員の訓練と主旨宣傳に全力を注ぎたる結果、豫期以上の好成绩を得たり。

今左に其概畧を記せば

調査區番號	區域	調査區並に調査員	世帶數	受持調査員
一	上區 縣道以南	岩永清右工門	六一	
二	中以北	藤井繁一	六〇	
三	中區 縣道以南	紀伊八平	九〇	
四	中以北	山口兼次郎	三八	
五	下區 縣道以南	紀伊勇次郎	三八	
六	全以北	山田百助	九〇	
七	北區 元咄搦分	福田團三	五六	
八	全十三、北搦分	千綿源藏	三二	
九	觀音搦水道以南	大串竹藏	五一	
十	全以北	永石伊勢	五七	

世帶數	男	女	計
十一	六府方區新地方	五八	紀伊富士男
十二	全南	六六	久原辨一男
十三	全北	七二	岸川國平男
十四	住ノ江區土井内	九八	吉岡利男
十五	全土井外	八八	淵上健吾
豫備員書記	溝口戸三郎	調査主任	
全	紀伊末次郎	田口源市	
全	石隈藤太夫	岸川善之助	

世帶數男女現住數

職業別	世帶數		男		女		計
	男配	女偶	男數	女數	男數	女數	
農業	九四九	九八二	二、四七七	二、七二三	五、一九〇		
自作農		九八六		七六	二、七二三		
自作兼小作農					二、七二三		
小作農				七六	二、七二三		
合計				二二二	六二〇戸		

商業	工業	漁業	雜種業	諸職人	雜業	醫師	官公吏 神官僧侶	無職	合	計
七八	三四	三七	一七	三八	六四	一一	二九	二二		三二九戸

村内宗教別調

禪宗	眞宗	淨土宗	日蓮宗	天臺宗	眞言宗	天理教	神道	計
五三二	三六八	一六	二一	二	三	三	四	九四九戸

二、第二回國勢調査

(昭和五年十月一日)

第二回國勢調査は昭和五年十月一日施行せられたり。

今其の成績を記すれば

調査區域	申告通數	世帯		計	調査員氏名
		男	女		
第一號	五二	一一八	一四七	二六五	小野次男
第二號	八五	一八〇	二三六	四一六	大串八郎
第三號	六二	二〇〇	二〇一	四〇一	久原獅太郎
第四號	七二	二二四	二一〇	四三四	伊東新八

第五號	六九	二二四	二三二	四五六	田島龍之
第六號	六一	一四九	一七二	三二一	久原隼人
第七號	五六	一四七	一五七	三〇四	田中順一
第八號	五三	一四二	一五五	二九七	森口鐵勇
第九號	七三	二一六	二五六	四七二	古賀浩
第十號	六三	一八八	一七一	三五九	久原長次
第十一號	八八	二七九	二四五	五二四	小柳久代
第十二號	九一	二五七	二五七	五一七	内野清吾
第十三號	七〇	一六三	一七九	三四二	小野平七
第十四號	一二六	二九〇	三五〇	六四〇	草場志
第十五號	三四	六二	二九	九〇	木原定雄
計	一、〇五七	二、八二八	二、九九七	五、八二五	

村長 岸川善之助

此處は名高き不知火と
 語る話しは盡きざれど
 十有余年の久しきに
 此處は村の東し端て
 元録十年丑の歳
 見へるは最と森巖を
 急ぎ歸りの道すがら
 曹洞宗派の大弘寺
 朝日に登る日の本の
 今や世界の大戦も
 波み立ちさわぐ時は又
 我が村人よ村人よ

干潟の濱に千鳥啼く
 少しく南に進み行き
 わたる事業の困難を
 四十五町を隔てたる
 五穀の穰りと大平を
 添ゆる風情と思はる、
 諸行無常の暮れの鐘
 人目に着くは墓誌るし
 民と生れし甲斐あらば
 漸く治まり芽出度しと
 來たるは今の世の常ぞ
 老いも童べも皆共に

聲は遠くて二里餘り
 田淵の築し新田に
 明治の御代に築留めし
 西のはてなる福富の
 乞ひ祀られし氏の神
 日は早や西に傾むけり
 此處は寶永年間に
 幾千百か數す知れず
 忠孝本義の御教へを
 よろづの國の人は皆な
 堅たき心を引き締めて
 親み勵み助け合ひ

埋立て事業の有望地
 腰を下して一と休み
 搦みの數も十有五
 神社をさして詣で見ん
 茂る並木も年経けて
 御神酒の薦め辭し去りて
 泰薰和尚の建て初めし
 思へば人は果敢なきも
 守りて後に朽ち果てん
 歌ふや舞ふの時なるも
 勤儉力行勵むべし
 村の富をば圖るべし

大正八年七月一日

作者 福富村長 岸川善之助

終り

二、校歌

(一)、大御教育の御心を、
 清き海邊に生ひ立つ吾等、
 思へば深し筑紫瀉、
 いかで心を澄まさであらん。

(二)、學びの道のいと遠く、
 仰ぎ見つゝも文讀む吾等、
 高く峙つ多良の峰、
 難き業にもなごて撓はまん。

(三)、その名幸ある福富の、
 國の御爲めに盡さん吾等、
 肥沃し廣野の氣をうけて、
 いかで身體を鍛はであらん。

(山口校長作歌)

三、處世の歌

吾等が力弛む時
 朱綬の宰相威嚴なく
 希望の光り地に落ちて
 吾等が鍬を捨つる時

吾等が汗の乾く時
 紫綬の將軍名譽なく
 果ては國家もなかるべし
 吾等か校を投ぐる時

紳士も饑を嘆くべく
 紅顔玉姿の愛は失せ
 吾等か鶴背執らぬ時
 瀛罐の釜に湯氣もなく
 海陸忽ち便り絶へ
 吾等が劍執らぬ時
 兵舎の門に雀羅張り
 内憂外患暇もなく
 吾等は無位の王者なり
 黄金の冠りあらずとも
 七千餘萬の生命は
 吾等は神の寵者なり
 食には八珍あらずとも
 健全の幸ひ身に受けて
 吾等は自主の司なり
 淑女も寒に堪へぬべく
 死せる社會となりぬべし
 吾等が斧の鏑る時
 彫欄畫棟の影もなく
 世は渾沌となりぬべし
 吾等が艦に乘らぬ時
 四海の濱に鏑鏑び
 國家の秩序なかるべし
 吾等は無上の權者なり
 與奪の權はあらずとも
 懸りて吾等の肩にあり
 吾等は國の勇者なり
 着るには綾羅あらずとも
 弱者を救ふ力あり
 吾等は自由の主なり

兵杖左右を衛らすも
 耕して喰ひ掘りて吞む
 吾等は國の寶なり
 牛羊放つ野はなくも

人爵姓を飾らすも
 獨立獨歩の覺悟あり
 吾等は富の基なり
 堤を築く粟なくも

働く腕に汗たりて
 曉近き大空に
 一致の愛に助け合ひ
 夕月近ふ妻の笑み
 食卓圍み睦みあひ
 罪なき身には苦悶なく
 心に刻む自主の箴
 浮雲の富も望みなく
 吾等は正しき道ふみて

懶者を鞭うつ氣慨あり
 希望の星の招く時
 謠ふ唱歌に力あり
 慰安の神に袖ひかれ
 果ては臥床に入りし時
 夢も圓かに結ぶなり
 難苦に琢く胸の魂
 沙上の榮華見るも憂し
 最後の勝利期するなり

四、福富村青年團歌

(現福富村男子青年團歌)

- (一) 元録此の方怒濤を制し
築紫の海の其一角に
築き上げたる祖先の努力
その血を享けし福富男子
勇往邁進 忠實精勵
さかて祖先を恥かしめんや
千古變らぬ怒濤の叫び
- (二) 寄せてはかへす有明沖の
堅忍力行不撓不屈
これぞ吾等がかひなの響き
優柔不斷男子の恥辱
立てよ五體の續かん限り
- (三) 日夕望む蘇岳の噴煙
天つく焰いとすざましく
生氣横溢世界を壓す
これぞわれ等が意氣をば語る
消沈墮落男子の恥辱
行けよ此の意氣燃ゆるが如く
- (四) 宏茫續く白石原の
無限の天地朝夕共に
厚仁大度信義に平和
これぞわれ等が祖先に對し
民福増進須臾忘れざる
報恩顯彰平素の願ひ

大正九年 元福富小學校長 山口良吾作歌

五、福富村處女會歌

(現福富村子女青年團歌)

- 春 霞には、笑む杵島の峯巒
波いと静けき筑紫の内海
この間に春は漸く開けて
囀る小鳥笑舞の草花
朝夕之を友とし暮す
野を安る處女の我等の幸ぞ
- 夏 働き終へて木蔭に休めば
頬吹く風のいとも涼しく
生氣溢れて田面に立てば
玉なす汗は瀧ぞと流る
作業の樂み誰をか知らん
野を守る處女のわれ等が幸ぞ
- 秋 五風十雨の時も違へず
丹誠こめて育てし稻穂
豊かに穰りぬ御國の寶
これぞ眞面目に努めし報ひ
これぞ汗もて練り固めたる
野を守る處女のわれ等か幸ぞ
- 冬 朝日に光る天山の雪
夕陽に染る白石の原
寒さを余所に薫る白梅
處女のわれ等もかくこそあらめ
聞けよや神の尊き御聲
強く柔、眞面目に働け

大正九年 元福富小學校長 山口良吾作歌

六、高潮記念の歌

(野營の月譜)

(一)、船をはしらせ 田畑に漑き
 無くて叶はぬ 河海の水も
 暴れて狂へば 陵に漲る
 山岳をも壊す 實に貴くも
 亦恐ろしき

(二)、身の毛も竦つ 三年の夏に
 幾日亘りし 彼の大海嘯
 吾が村千戸 萬頃の田も
 瞬くひまに 激浪に吞まれ
 あはれ空しく

七、節婦の歌

病める夫君と 舅姑を勞り
 纖弱き女の腕一つに
 家政を整へ 義子を養ひ
 世にも稀なる人こそ得たれ
 他女も及ばぬ 貞操を立て、
 官廳の表彰にあづかる君は
 松の榮むある色にもまして
 人は仰がむ 節婦のシヲ女

第二章 村治の大綱

- (一) 神佛尊信崇祖の念を厚ふし忠君愛國の志氣を旺盛ならしめ以て民風の作興を圖る事
- (二) 補習教育の改善進歩を圖り勤儉の美風と質實剛健の氣を養ひ智徳の修養体育の向上を圖る事
- (三) 耕地の改良擴張を圖り農産物の増收と副業水産の増殖を圖る事
- (四) 衣食住改善の道を講じ風俗の改良と貯蓄の思想を涵養し生活の安定を企圖する事
- (五) 道路橋梁の新築改修に努め交通の完備を期する事
- (六) 村治の功勞者孝子節婦篤農家其他郷黨模範人物の善行を表彰する事

一、村治の概目

村ノ進ムベキ最高ノ目標ハ理想郷ノ建設ニ在リ理想郷トハ共存共榮ノ實現スベキ社會ナリ過去ヨリ現在ニ至ル迄村ノ有ラヌル施設計畫ハ總ベテ此ノ目的ニ達スルノ道程ニシテ將來モ亦全村民此目標ニ向ツテ最善ノ努力ヲ持續セザルベカラズ故ニ上記村治ノ大綱ヲ掲クルト共ニ將來行政上特ニ留意スル實行概目ヲ左ニ列擧ス

- 一、議決機關ト執行機關トノ融和的協力ヲ圖ル事
- 一、納税ノ完納ヲ期スル事

一、役場ヲ中心ニ教育、産業、農會、其他各種團體ノ連絡活動ヲ期スル事

二、自治協同ノ精神ヲ涵養シ感情ノ融和ニ努メ一村一家ノ村風ヲ作興スル事

三、經濟ノ發達ヲ助成シ村民生活ノ安定ヲ圖ル事

四、基本財産ノ造成確保ヲ期スル事

五、産業

一、米麥ノ增收ヲ圖リ副業選擇水産業ノ獎勵ニ努ムル事

二、耕地整理土地改良ヲ行ヒ灌溉排水ノ便ヲ圖ル事

三、經濟

一、産業組合ノ發展ヲ謀リ組合員ノ加入貯金ヲ獎勵シ金融ノ圓滑ヲ圖リ農業倉庫ノ利用ヲ一層普及セシムル事

二、生産物ノ共同販賣肥料其他生活必需品ノ共同購入ヲ行フ事

四、教育

一、設備ヲ完全ナラシメ智育德育躰育ノ併進ヲ企圖シ進ンデ公民學校ノ獨立ヲ期シ實業智識ノ向上ヲ謀リ郷士立脚ノ教育ニ一段ノ力ヲ注グ事

二、男女青年團戶主會婦人會等ニ於ケル社會教育ノ徹底ヲ期シ以テ村民教化ノ實ヲ舉クル事

五、社會

一、神佛尊信崇祖ノ念ヲ厚クシ徹底的信仰ノ域ニ進ミ以テ報恩感謝ノ生活ニ導ク事

二、隣保相助ノ美風ヲ増長シ有害ノ風俗ヲ矯正シ善良ナル風習ヲ養成スル事

三、生活ノ改善ヲ圖リ家産ノ造成ニ努ムル事

四、衛生思想ヲ涵養シ住宅ノ風通採光ニ注意シ平素清潔ヲ持續スルニ勉メル事

五、警備ヲ完全ニシ常ニ村民ヲシテ警火ニ油斷ナカラシムル事

六、交通及土木

一、道路橋梁ノ新設改修々繕ニ努メ交通耕作ノ便益ヲ計リ道路愛護ノ情神ヲ涵養スルト共ニ海岸堤防ノ保護ヲ怠ラザル事

第三章 村ノ概況

(昭和五年五月調)

位置	本村ハ杵島郡ノ東端ニ位シ南東ハ有明海ニ臨ミ西ハ福治村ト接シ北ハ六角川ヲ隔テ佐留志村小城郡砥川村芦刈村ト界ス地勢平坦ニシテ圓形ヲナシ地味肥沃五穀豐實耕耘ニ適セリ
廣表	東西一里六町 南北一里十町

業職ルナ重	產物要主						者區分
	米	麥	大豆	小豆	菜種	其他	
官公吏							三
運輸							一九
魚業							七六
工業							一〇四
商業							八二
農業							六八五
職業分類							九七八
戶數							
男從業者							
女從業者							
	量	價	格	品目	數	量	價
	一二、三二八	四、八五〇	四、八五〇	米	七、五〇〇	七、五〇〇	壹、八〇〇
	五〇一	六、八五六	六、八五六	麥	五、八〇〇	五、八〇〇	壹、壹六〇
	六八	壹、三三四	壹、三三四	大豆			壹、〇壹貳
	三三	參〇〇	參〇〇	小豆			參、〇壹貳
	五六	壹、壹貳〇	壹、壹貳〇	菜種			參、〇壹貳
				其他			參、〇壹貳
				海產物			參、〇壹貳
				價格計			參、〇壹貳
				牡蠣			
				蟹			
				木綿			
				スモ			
				其他			
				價格計			
				價格計			

土地所有	地土				人口			部落	
	池沼	宅地	畑	田	現住	籍	本	大字	部
十町以上					計	計	計	福	福
五町以上	四、三〇〇	一〇、五〇〇	五、五〇〇	八、八七五	女	女	女	富	富
三町以上					男	男	男	下	下
一町以上					計	計	計	分	分
五反	四、〇六七	四、〇六七	五、〇〇〇		五、八三八	二、九八一	二、八四七	區	
五反未滿	四、〇六七	四、〇六七	五、〇〇〇		三、九三五	七、九〇〇	三、九六五	上區	
計	四、〇六七	四、〇六七	五、〇〇〇		五、八三八	二、九八一	二、八四七	中區	
					出生	死亡	婚姻	下區	
					男	男	男	北區	
					三	克	克	六府方區	
					女	女	女	住ノ江區	
					三	克	克		
					女	女	女		
					六	九	八		

昭和四年徵兵成績		壯丁人員		甲種		第一乙		第二乙		丙種		丁種	
陸軍	現役	三	後備	七	二〇	一六	二	海軍	現役	一四	豫備	一四	二
豫備	補充	三	二	六	六	六	六	豫備	補充	二	二	二	二
醫師	產婆	五	六	二	一	六	ナシ	齒科醫	豫防委員	六	傳染病患者	ナシ	ナシ
縣道	村道	二千七百七間	四千三百二十四間	二等堤塘	四千九百六間	二等堤塘	三千六百二間	三等堤塘	三千六百二間				
衛生	土木												
國稅	國稅												
地租	地租												
營業稅	營業稅												
所得稅	所得稅												
特別地稅	特別地稅												
縣稅地租割	縣稅地租割												
特別地稅	特別地稅												

村財政		歲入決算額		金額		村財政		歲入決算額		金額	
營業附加稅	營業附加稅										
縣稅雜種稅	縣稅雜種稅										
隨時雜種稅	隨時雜種稅										
財產收入	財產收入										
使用料手數料	使用料手數料										
國庫下渡金	國庫下渡金										
縣補助	縣補助										
寄附金	寄附金										
繰越金	繰越金										
雜收入	雜收入										
交付金	交付金										
地租附加稅	地租附加稅										
特別地稅附加稅	特別地稅附加稅										
營業收益稅附加稅	營業收益稅附加稅										
礦業稅附加稅	礦業稅附加稅										
家屋稅附加稅	家屋稅附加稅										
國庫補助	國庫補助										
縣稅營業稅附加稅	縣稅營業稅附加稅										
縣稅雜種稅附加稅	縣稅雜種稅附加稅										
特別稅戶數割	特別稅戶數割										
歲入合計	歲入合計										

基本財産決算額									
歳入									
種目	金額								
財産収入	貳、貳〇七四貳〇								
繰入金	壹、四壹貳五〇〇								
寄附金									
合計	參、六壹九九貳〇								
歳出									
種目	金額								
造成費	參、六壹九九貳〇								
役場費	壹、壹五五四八〇								
會議費	七四四〇四〇								
土木費	四、貳四貳〇五〇								
小學校費	貳〇、九五五九〇〇								
公民學校費	貳、五四〇六貳〇								
學事諸費	四〇四參參〇								
傳染病費	四四參六七〇								
隔離病舎費	九〇壹六〇								
勸業諸費	壹七七七八〇								
救助費	貳〇〇〇〇								
衛生蓄積費	貳四四六〇								
諸稅及負擔	九參貳六八〇								
雜支	六六〇〇〇								
神社費	壹八參七〇〇								
豫備費	四八〇四七〇								
火葬場費	九七八〇〇								
臨時合計	參、九七壹九六〇								
歳出總計	四五、五五壹四八〇								

基本財産決算額									
歳出									
種目	金額								
警備費	四四七〇〇〇								
財産費	壹參九〇八〇								
公金取扱費	貳七七〇								
陪審員選舉費	參〇〇〇								
水防組設置費	五〇〇〇〇								
經常部計	四壹、五七九五貳〇								
臨時部									
種目	金額								
補助費	七參〇〇〇〇								
繰替金償還	壹、四壹貳五〇〇								
積立金	壹、壹〇四〇〇〇								
寄附金	八〇〇〇〇								
電話架設費	六四五四六〇								
臨時合計	參、九七壹九六〇								
歳出總計	四五、五五壹四八〇								
區別									
種目	金額								
現金	四、參八壹〇〇〇								
有價証券	貳〇〇〇〇〇								
田	八町六反三畝二十五步								
畑	一反三畝一步								
宅地	五十二坪								
現金	壹壹、壹貳參〇〇〇								
有價証券	壹〇〇〇〇〇〇								
田	一反九畝二十五步								
畑	一畝四步								
宅地	九十七坪								

第四章 村條例諸規程

條例第四號

佐賀縣杵島郡福富村手數料條例

第一條 本村ハ町村制第九十三條第二項ニ依リ左ノ手數料ヲ徵收ス但シ法律命令ニ依リ取扱フモノハ此ノ限
リニ非ラズ

一、土地	地證明願	一筆ニ付金拾錢
一、土地台帳謄本及地租名寄帳謄本抄本下付願		一筆ニ付金拾錢
一、印鑑	證明願	一印鑑ニ付金拾錢
一、營業	證明願	一營業ニ付金貳拾錢
一、納稅	證明願	一稅目ニ付金貳拾錢
一、資產	證明願	一種類ニ付金貳拾錢
一、建家	證明願	一棟ニ付金參拾錢
一、身元	證明願	一人ニ付金參拾錢
一、公簿	閱覽願	一回ニ付金拾錢

一、其他證明願 一種類ニ付金貳拾錢

第二條 手數料ハ證明若クハ公簿ノ謄本抄本閱覽請求ノ際令書ヲ發シ徵收ス

第三條 證明並ニ公簿ノ謄本抄本閱覽ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ公簿ノ謄本抄本閱覽ノ請求ハ口頭ヲ以テ爲スコトヲ得

第四條 左ノ者ハ手數料ヲ免除ス

一、公費ヲ以テ救助セラル、者又ハ村長ニ於テ手數料ヲ納ムル資力ナシト認ムルモノ

一、鑛山主ヨリ坑夫ノ徵兵關係ニ付求ムルモノ

一、陸海軍人ノ服役ニ關シ求ムルモノ

本條例ハ大正九年四月一日ヨリ實施ス

本條例ノ沿革

明治三十四年二月五日決議

明治三十四年三月十五日許可

大正九年二月二十七日改正決議條例第一七號

大正九年四月一日縣指令地第六五三號ヲ以テ許可

大正九年四月五日告示第八號ニテ公布ス

大正五年四月廿五日
理 由

本條例ノ趣旨ハ本村吏員ノ職務上ニ於テ一個人ノ爲メ特ニ手數ヲ要スル爲メ議定セシモノナリ

條例第五號

佐賀縣杵島郡福富村公告式條例

第一條 條例規則及ヒ公告ハ本村役場揭示場ニ揭示スルヲ以テ公告式トス

第二條 條例規則ハ特ニ施行ノ期日ヲ掲クルモノヲ除クノ外公告ノ日ヨリ起算シ七日ヲ經テ施行ス

第三條 條例規則及ヒ公告ハ總テ公告ノ年月日ヲ記入シ村長又ハ代理者之レニ署名シ同日之レヲ公告スヘシ

理 由

本條例ノ趣旨ハ本村諸般ノ行政ヲ圓滑ナラシムル爲メ議定シタルモノナリ

明治三十六年三月六日議決

明治三十六年四月十一日許可

條例第六號

佐賀縣杵島郡福富村徵收督促手數料條例

第一條 本村ニ於テ徵收スル村稅其他諸收入金ヲ納期限ヲ過ギ完納セサルモノアルトキハ納期後直チニ督促

令狀ヲ發スヘシ其ノ令狀ニ指定スル期間ハ五日以内トス督促令狀ヲ發シタルトキハ手數料トシテ一
通ニ付金拾錢ヲ徵收ス

第二條 本村外ニ居住スル者ニ對シ脚夫ヲ以テ督促令狀ヲ發シタルトキハ前條手數料ノ外一里毎ニ金拾錢ノ
増手數料ヲ徵收ス其ノ一里ニ滿タサル場合亦全シ但シ郵便ヲ以テスルトキハ其ノ實費ヲ増手數料ト

シテ徵收ス

第三條 督促手數料ハ別ニ賦課令書ヲ發セス督促令狀ニ記載ノ滯納ト全時ニ徵收ス

第四條 督促令狀送達前滯納金ヲ完納スト雖モ發送後ハ定額ノ手數料ヲ徵收ス

第五條 督促令狀ニ指定シタル期間ヲ過ギ完納セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ處分ス

附 則

第六條 明治二十三福富村條例第二號ハ本村條例施行ノ日ヨリ廢止ス

理 由

本條例議定ノ趣旨ハ本村諸收入金整理ノ爲メ明治二十三年福富村條例第二號ヲ以テ徵收督促條例ヲ
設ケ爾來施行シアルモ是迄手數料少額ニシテ輕視スルノ實況アルヲ以テ實驗上時世ノ進運ニ伴ヒ事
務ノ繁劇ト財政ノ膨張トニ從ヒ改正ノ必要ヲ迫リタル所以ナリ

明治三十六年三月六日議決

明治三十六年四月二十一日許可

條例第八號

佐賀縣杵島郡福富村火葬場使用料條例

第一條 本村火葬場ヲ使用スルトキハ左ノ使用料ヲ徵收ス

他町村人

一 屍体ニ付金五圓

本村人

一 屍体ニ付金壹圓五拾錢

但シ六歳未満ノモノハ半額トス

第二條 火葬場ヲ使用セントスル者ハ書面ヲ以テ出願許可ヲ受クヘシ

第三條 使用料ハ火葬場使用請求ノ際令書ヲ發シ徵收ス

第四條 公費ヲ以テ救助セラル、者及使用料ヲ納ムルノ資力ナキモノハ使用料ヲ徵收セヌ

理由

本條例ノ趣旨ハ本村火葬場永遠維持ノ目的ヲ以テ議定シタルモノナリ願ミルニ本村火葬場ハ明治三十三年ニ設置シ本村ノ者ト他村ノ者トニ區別ナク爾來使用シツ、アルモ是迄使用料ヲ徵セス使用シ來レリ然ルニ實驗上他村人ノ使用スルコト尤モ多ク爲ニ修繕經費モ從ツテ多ク而已ナラズ時世ノ進

運ニ伴ヒ村財政ノ膨脹ト共ニ本條例ノ必要ニ迫リタル所例ナリ

明治三十六年七月二十五日議決

明治三十六年九月十七日許可

大正九年二月二十七日條例第一六號ヲ以テ改正決議

大正九年三月二十四日佐賀縣指令地第五二號ヲ以テ許可

條例第一二號

佐賀縣杵島郡福富村有給吏員退職並ニ死亡給與金條例

第一條 本村有給吏員ニシテ退職若クハ死亡シタルトキハ本條例ノ規程ニ依リ退職給與金若クハ死亡給與金ヲ支給ス但シ左ニ掲クル事項ノ一ニ該當スルトキハ此ノ限リニアラス

一、六十歳未満ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタルトキ

二、懲戒ニ依リ解職セラレタルトキ

三、村長ニ於テ任免スヘキ有給吏員ニシテ犯罪アリタルカ爲メ免職セラレタルトキ

四、職ニ就キタルカ爲メ公民タル權ヲ得可キ職務ニ在ルモノニシテ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル

タメ失職シタルトキ但シ後ニ免訴若クハ無罪ノ言渡アリタル場合又ハ有罪ノ宣告アルモ禁錮以

上ノ刑ニ該ラサル場合ニ於テハ其裁判確定ノ日ヲ待チ失職ノ當時ニ遡リテ退職給與金ヲ支給ス

五、本村ヨリ退隱料ヲ受クルトキ但シ再ヒ就職シテ在職中死亡シタル時ハ此ノ限リニアラス

第二條 在職滿一年以上ニシテ退職シタル時ハ給料月額十分ノ五ニ在職年數ヲ乘シタル金額ヲ支給ス

第三條 在職一年未滿ニシテ公務ノ爲疾病又ハ傷痍ヲ受ケ不具癱疾トナリ其ノ職ニ堪ヘスシテ退職シタル者ニハ給料月額五ヶ月分ヲ支給ス

在職一年ヲ超エタル時ハ前條支給額ノ外第一項ノ額ヲ支給ス

第四條 有給吏員在職中死亡シタルトキハ左ノ區別ニ依リ計算シタル金額ヲ其ノ遺族ニ給ス若シ遺族ナキ時ハ葬儀ヲ擔任スル者ニ給ス

一、在職一年未滿ノ者ハ給料月額三ヶ月分

二、在職一年以上ノ者ハ前號ノ金額ニ準シ計算シタル金額ニ十分ノ八ヲ増シタル額

三、公務ノ爲メ疾病又ハ傷痍ヲ受ケ死亡シタル者ハ前各號ニ準シ計算シタル金額ニ給料月額五ヶ月分ヲ増シタル額

第五條 遺族ノ順位ハ官吏遺族扶助法ノ規定ニ依ル

第六條 在職年數ハ認可若クハ任用ノ月ヨリ起算シ退職若クハ死亡ノ月ヲ以テ終ルモノトス

給料月額ハ退職若クハ死亡ノ現時ニ依リ年給ニ在リテハ其ノ十二分ノ一日給ニ在リテハ其ノ三十日分トス

第七條 退職給與金若クハ死亡給與金ハ退職又ハ死亡ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ給ス但シ第一條第五號但書

ノ場合ニ於テハ其ノ裁判確定ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ給ス

附 則

第八條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

大正二年二月十二日決議

大正二年四月二十二日佐賀縣指令收佐庶第二五四號ニテ許可

大正二年四月二十六日告示第一〇號ニテ發布

大正十二年二月二十日第二條一部改正決議

條例第一八號

佐賀縣杵島郡福富村及學校基本財産蓄積條例

第一條 本村ハ町村制第八十九條ニ依リ總額拾萬圓ニ達スル迄本規定ニ依リ基本財産ヲ蓄積ス

第二條 左ノ收入ハ村基本財産トシテ蓄積ス

一、村基本財産ヨリ生スル收入

二、指定寄附金

第三條 左ノ收入ハ學校基本財産トシテ蓄積ス

一、學校基本財産ヨリ生スル收入

- 二、學校試作田ヨリ生スル收入
- 三、指定寄附金

第四條 基本財産ハ確實ナル銀行會社郵便局福富村信用販賣購買組合ニ利子預ケトシ若クハ村會ノ議決ヲ經テ不動産有價證券ヲ購入シ又ハ佐賀縣海外移住組合持分ヲ購入シ利殖ヲ圖ルモノトス

第五條 基本財産トシテ蓄積スヘモノハ毎年度特別會計トシテ整理ス

第六條 天災地變若クハ非常ノ凶荒ニ遭遇シ又ハ公債ヲ起シ其ノ償還期間内ハ村會ノ議決ヲ經テ第二條第三條ノ蓄積ヲ停止シ若クハ減額スルコトヲ得

第七條 基本財産ノ決算ハ毎年度ニ於テ村會ニ報告シ其ノ要領ヲ村内ニ告示ス

附 則

第八條 本條例設定以前ニ於テ蓄積シタル基本財産ハ總ヘテ各其ノ基本財産ニ編入ス

第九條 本條例設定以前ニ於テ設ケタル本村基本財産蓄積條例及學校基本財産管理規程ハ大正八年度限り之ヲ廢止ス

第十條 本條例ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

理 由

從來學校基本財産ハ一般普通會計トシテ整理シ來リシモ斯クテハ不便少カラス依ツテ村基本財産ト

共ニ特別會計トシテ整理セント欲スル所以ナリ尙ホ既設條例ニハ交付金秣拂下代剩餘金等蓄積スヘ

キ定メアリタルモ本村ハ去ル大正三年稀有ノ高潮災害ニ際シ當時多額ノ村債ヲ起シ毎年殆ント千五

百餘圓宛償還ヲナシ且ツ時局ノ影響ニ因リ村費著シク膨張シ地租其他附加税ニハ制限外課税ヲナス

モ戸數割附加税一戸負担額參拾圓以上ニ達シ外ニ適當ノ財源ナキ限リ將來負担ノ増加ヲ見ルモ輕減

ハ到底望マレスト信シ改正シタル所以ナリ

大正九年二月二十七日決議

大正九年三月三十一日縣指令地第六五四號ニテ許可

昭和五年三月二十日第三條第四條改正決議

昭和五年四月八日佐賀縣指令地第四一一號ニテ許可

條例第二〇號

佐賀縣杵島郡福富村特別稅戶數割條例

第一條 本村ハ大正十五年法律第二十四號第二十二條ノ規定ニ依リ戸數割ヲ賦課ス

第二條 戸數割ハ本村内ニ一家ヲ構エ又ハ獨立ノ生計ヲ營ムモノニ之ヲ賦課ス

第三條 戸數割ハ二期トシ前期ハ四月一日後期ハ十月一日現在ヲ以テ之ヲ賦課ス但シ賦課期日後納稅義務ノ發生シタルモノニハ隨時之ヲ賦課ス

第四條 戶數割納稅義務者ノ資力及之ガ賦課率ハ毎年度本村會ニ於テ之ヲ議定ス

第五條 戶數割總額中納稅義務者ノ資産ノ狀況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スヘキ額ハ當分ノ間戶數割總額ノ十分ノ四トス

第六條 地方稅ニ關スル法律施行規則第二十四條ノ規定ニ依リ所得額ヨリ控除スヘキ金額左ノ如シ

- 一、所得千圓以下ナルトキ
 - 一人ニ付 四拾圓
 - 一人ニ付 參拾貳圓
- 二、所得貳千圓以下ナルトキ
 - 一人ニ付 貳拾圓
- 三、所得參千圓以下ナルトキ
 - 一人ニ付 貳拾圓

第七條 戶數割納稅義務者ハ毎年四月十五日限リ資力算定ノ標準タル所得額ヲ村長ニ申告スヘシ

賦課期后納稅ノ義務ノ發生シタル者ハ隨時前項ニ依ル申告ヲ爲スヘシ

地方稅ニ關スル法律施行規則第二十四條ノ規定ニ依リ所得ノ控除申請ヲナサントスル者ハ前二項ノ

申告ト同時ニ之ヲナスヘシ

第八條 前三項ニ依ル申告及申請ノ様式ハ村長ノ定ムル所ニ依ル

戶數割徵收期限左ノ如シ
前 期 六月三十日

後 期 十一月三十日

但シ隨時賦課ノ戶數割ハ其ノ都度之ヲ徵收ス

第九條 追加戶數割ヲ賦課徵收スル時ハ其ノ賦課期日並ニ徵收期限ハ其ノ都度村會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第十條 左ニ掲クル者ハ戶數割ヲ賦課セス

- 一、官公費ノ救助ヲ受クル者但シ一時ノ災害ニ依リ救助ヲ受ケタル者ハ此ノ限リニ非ラス
- 二、被傭人ニシテ其ノ雇主ノ家ニ同居シ若シクハ其ノ店舗内ニ寄寓シ別ニ一戸ヲ構エサルモノ
- 三、社會又ハ事業主ニ於テ一定ノ場所ニ合宿セシムル職工人夫
- 四、學校生徒ニシテ單獨又ハ共同シテ一戸ヲ構フル者

第十一條 本條例施行ニ關スル細則ハ村會ノ議決ヲ經テ村長之ヲ定ム

第十二條 本條例ハ昭和二年度ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年二月十四日決議

昭和二年三月十七日指令地第一八號ヲ以テ許可

昭和二年五月三十日第六條一部改正決議

昭和二年六月三日告示第三號ヲ以テ告示ス

昭和六年三月二十四日第六條改正決議

規程第一號

福富村役場處務規定

第十一章 第一章 第一節 第五條

第二條 本村役場ニ庶務係及財務係ヲ置キ其ノ分掌事務ノ概目左ノ如シ

庶務係

- 一、役場印及村長助役職印ノ管守ニ關スル事項
- 二、村吏員使丁ノ進退及ヒ身分ニ關スル事項
- 三、文書ノ受附發送並ニ編纂保存ニ關スル事項
- 四、議員選舉ニ關スル事項
- 五、會議ニ關スル事項
- 六、村ノ經濟ニ關スル事項
- 七、統計ニ關スル事項
- 八、賑恤救濟ニ關スル事項
- 九、改名寄留等ニ關スル事項
- 十、社寺宗教ニ關スル事項

- 十一、兵事ニ關スル事項
 - 十二、消防警備ニ關スル事項
 - 十三、教育學藝ニ關スル事項
 - 十四、衛生ニ關スル事項
 - 十五、農工商ニ關スル事項
 - 十六、森林原野水産漁勞ニ關スル事項
 - 十七、地理及土木ニ關スル事項
 - 十八、他係ノ主管ニ屬セサル事項
- 財務係
- 一、村稅其他村ノ收入支出及會計ニ關スル事項
 - 二、國縣稅其他國縣郡ノ收入ニ關スル事項
 - 三、土地ニ關スル事項
 - 四、諸營業ニ關スル事項
 - 五、財産及營造物ノ管理ニ關スル事項
- 第二條 各係ニ書記ヲ分屬シ各其ノ事務ヲ担任セシム

- 第十一條 吏員ノ出張ヲ要スルトキハ出張ノ要件及出張地名豫定日數出發月日等ヲ出張命令簿ニ記入シ村長ノ決裁ヲ經ヘシ
 - 第十二條 吏員旅行忌引缺勤ノ節擔任ノ未決事件ハ同僚ニ於テ處理スルニ差支ナキ様整理シ置クヘシ
 - 第十三條 役場印鍵箱等ハ退去ノ際村長又ハ助役ニ於テ之ヲ封緘シ宿直員ニ交附スヘシ
 - 第十四條 吏員及使丁ハ各一名ツ、輪番ヲ以テ宿直ヲナスヘシ(但シ村長助役ヲ除ク)
 - 第十五條 宿直員ハ使丁ヲ監督シ構内ノ警戒ヲ嚴ニシ又内外ヲ問ハス非常ノ事故アルトキハ村長其ノ他ノ吏員ニ急報スル等相當ノ處置ヲナスヘシ
 - 第十六條 宿直員ハ其ノ宿直時間中ニ到着シタル文書ヲ受領シ其ノ至急ヲ要スルモノハ直チニ村長助役ノ分掌事務ニ付テハ助役ニ送付シ其他ハ翌日村長ニ差出スヘシ
 - 第十七條 宿直員ハ村長助役ノ分掌事務ニ付テハ助役ノ命ヲ受ケ臨時至急ヲ要スル事件ヲ處理スルモノトス
 - 第十八條 宿直員ハ宿直中ノ事故ヲ宿直日誌ニ記載シ記名捺印ノ上村長ノ檢閲ヲ受クヘシ
 - 第十九條 明治二十九年十月二十八日議定規則第一號福富村役場處務細則ハ本規程實施ノ日ヨリ廢止ス
- 明治 年 月 日發議
明治 年 月 日發送印

明治 年 月 日決議
主任 職 氏
名 印

村長 何々ニ關スル件
何々………

年 月 日
村 長 名

宛

右明治四十一年六月十日決議
全年七月二十三日附郡指令庶第一一二號ニテ認可

規程第五號

佐賀縣杵島郡福富村醫日當支給規程

- 第一條 本村々醫ニシテ傳染病豫防其他公務ニ從事シタルトキハ其ノ日數ニ應シ日當金貳圓ヲ支給ス
- 第二條 村醫公務ノ爲管轄外ニ旅行スル場合ハ別表定ムル所ニ從ヒ旅費ヲ支給ス但シ前條ノ日當ヲ支給スルトキハ本表ノ日當ヲ支給セス

樫實 拂下 契約書
郡 村大字何々字何々堤塘
一、樫 實 樫木何百何十何本ニ對スル分

此拂下代金何程 但シ何ケ年分 (自何年何月 至何年何月)
一ケ年 何程

右樫實採取致シ候ニ就テハ福富村樫實拂下規程ノ條項遵守可致ハ勿論該代金ハ御指定ノ期 日内ニ無相違納付可仕候爲後日保證人連署ヲ以テ本契約書一札差出シ置候也

年 月 日

郡 村大字 何 番地

採取人 何

某印

郡 村大字 何 番地

保證人 何

某印

村 長 宛

右明治三十六年七月二十五日決議

規程第一五號

柁島郡福富村々會々議細則

第一章 通 則

- 第一條 會議ハ午前十時ニ始メ午後四時ニ終ル但シ時宜ニ依リ議長之レヲ伸縮スルコトアルヘシ
- 第二條 會議ノ始終ハ撃折ヲ以テ之ヲ報ス
- 第三條 議員ノ席次ハ總選舉後ノ初回ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム補欠議員ハ前任者ノ席次ニ依ル
- 第四條 議員疾病其他相當ノ事故ニ依リ會議ニ出席スルコト能サルトキハ書面ヲ以テ會議定刻前其ノ事由ヲ具シ議長ニ届出ツヘシ
- 第五條 議場ニ在リテハ議長ハ職名ヲ呼ヒ議員及列席員ハ其ノ席次番號ヲ稱フルモノトス
- 第六條 會議細則ノ疑義其他總ヘテ會議中ニ起リタル議題外ノ事件ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ會議ニ諮ヒ之レヲ決スルコトアルヘシ
- 第七條 議長ハ議員着席ノ後書記ヲシテ議案又ハ報告書ヲ配布セシム
- 第八條 議長ハ議事ニ先チ諸般ノ事項ヲ報告シ然ル後會議ヲ開クコトヲ宣告ス議長開議ノ宣告ヲナサ、ル間ハ何人ト雖モ發言スルコトヲ得ス
- 第九條 議事ノ順序ハ議長之ヲ定ム但シ議員二名以上ノ要求ニ依リ會議之ヲ可決シタルトキハ其ノ順序ヲ變

第六十七條 明治二十二年三月一日決議シタル福富村會々議細則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止スニイテ併ニ右明治四十三年六月四日決議

昭和二年八月二十六日第六十五條一部改正決議

規程第一六號

佐賀縣杵島郡福富村々有地貸地料徴收規程

第一條 本村內元三等堤塘ニシテ明治四十二年九月二十二日拂下ヲ得タル村有地ハ該土地ニ接近スル土地所

有者ニ貸付クルモノトス但借地ヲ希望セサルモノアルトサハ村長ニ於テ何人ニモ隨意貸付ヲナスコトヲ得

第二條 前條貸地料ヲ左ノ通り徴收ス

一、堤塘片側一ヶ年一間ニ付金五錢

第三條 貸地料ハ左ノ二期ニ分チ徴收ス

前期 七月三十日限り(但明治四十三年度分ニ限り九月三十日限り徴收ス)

後期 翌年一月三十日限り

第四條 村有地接近ノ土地所有者ニシテ異動ヲ生シタルトキハ新所有者ヨリ左記ノ例ニ依リ本村役場ニ届出

ツヘシ

第五條 借地人ニ於テ貸地料ヲ怠納シタルトキハ村長ニ於テ適宜處分ヲナスコトヲ得

第六條 本規程ハ明治四十三年七月十日ヨリ施行ス

異動届ノ例

村有地借地人異動届

村名	大字名	小字名	地番	隣地々番地目	反別	借地料

前記ノ村有地ニ接近スル隣地今般拙者ノ所有ト相成候條村有地貸地料台帳御訂正相成度此段及御届候也

年 月 日

郡 村 大字 番 地

福 富 村 長 何

某 殿

某 印

右明治四十三年七月二日決議

昭和二年八月二十六日第五條一部改正決議

昭和五年六月十八日第二條改正決議

昭和六年三月二十四日第二條改正決議

規程第一七號

人口頭願届取扱規定

第一條

人口頭願届ヲ爲シ得ヘキ種類左ノ如シ

一、印鑑及改印届

一、土地建物船車牛馬其他動産不動産ニ關スル證明願

一、地租營業稅其他租稅公課ニ關スル證明願

一、資産營業職業ニ關スル證明願

一、本籍住所居所寄留ニ關スル證明願

一、身元ニ關スル證明願

一、兵役ニ關スル證明願

一、身代限家資分散破産ニ關スル證明願

一、出産死亡死産結婚相續ニ關スル證明願

一、親權者後見人ニ關スル證明願

一、諸資格ニ關スル證明願

一、種痘ニ關スル證明願

一、印鑑證明願

一、土地其他被害ニ關スル證明願

一、公權能力ニ關スル證明願

一、文書受理ニ關スル證明願

一、公簿公文書圖面ニ關スル證明願

一、徵收傳令書賦課令狀納入告知書等ノ再交附願

一、公簿公文書圖面ノ謄本抄本願

一、土地丈量申告願

第二條

前條願届ノ口頭申告ニ接シタルトキハ主任者ニ於テ別紙第一號様式ノ口頭願届受理簿ニ其ノ要旨ヲ

記載シ申告者ニ讀ミ聞カセノ上之ニ捺印セシメ村長ノ決裁ヲ經ヘシ

第三條

證明ノ下附ヲ要スル口頭願届ニ對シテハ第二條ノ手續ヲ了シタル上別紙第二號様式ノ證明書ヲ下附

スヘシ

右明治四十四年四月一日決議ス

第一號様式

口頭願届受理簿

受	理	日	月	日
第	號			
村長	助役	何々願又ハ届		
收入役	主任			

規程第一八號

杵島郡福富村三等堤塘雜草拂下代徴收規程

第一條 本村内三等堤塘ニ生スル雜草ハ毎年堤塘接近ノ耕地所有者ニ拂下クルモノトス但拂下ヲ希望セサル者ハ村長ニ於テ何人ニモ隨意拂下ヲナスコトヲ得

第二條 雜草拂下代ハ左ノ區別ニ依リ相定メ兩期ニ分チテ徴收ス但前期七月三十一日後期翌年一月三十一日限リトス

一、堤塘法 高一間五合以内 一間ニ付一年 七厘五毛

二、堤塘法 高一間五合以上 一間ニ付全 壹錢貳厘五毛

三、抹消

附則

第三條 明治三十六年四月二日決議福富村堤塘秣使用料徴收規程ハ本規程施行ノ日ヨリ廢止ス

右大正二年十月一日決議十月三日告示

昭和二年八月二十六日第二條第三項抹消決議

規程第一九號

區長設置ニ關スル規程改正

第一條 制第六十八條ニ依リ本村ヲ左ノ六區ニ分チ各區ニ區長及ヒ代理者一名宛ヲ置クモノトス

上區	區長一名	代理者一名
中區	全	全
下區	全	全
北區	全	全
下分區	全	全
住ノ江區	全	全

